

高槻市個人情報保護制度の手引

令和 5 年 4 月

(令和 7 年 9 月改訂)



はしがき

本市では、昭和62年4月1日から「高槻市個人情報保護条例」を施行し、公正な市政と個人の尊厳を確保し、市民の基本的人権の擁護に資するよう、同条例に規定する実施機関において個人情報の適正な収集等に努めてきました。

他方で、国においては、平成17年4月1日から「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）」が全面的に施行され、行政機関、独立行政法人等については個人情報の保護に関する他の法律が制定されるとともに、地方公共団体においては引き続き条例に基づき個人情報の保護に関する取組がなされてきました。

このような沿革の中、令和5年4月1からは、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立及び個人情報保護制度の国際的な調和を図るため、個人情報保護法が改正され、個人情報の定義や、個人情報の収集、利用、提供等に係る制限規定が統一化されることとなり、民間事業者、国の行政機関、地方公共団体等において異なっていた制度体系が抜本的に見直されることとなりました。地方公共団体においては、個人情報保護法の具体的な規定が直接適用されることとなり、全国共通のルールの下、国の個人情報保護委員会のガイドライン等に基づく制度運営を行うこととなる一方で、一部の事項については地域の実情に応じて地方公共団体の条例で定めることができることとされました。本市においては、高槻市個人情報保護運営審議会の答申を踏まえ、新たに「高槻市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定するとともに、昭和62年から本市の個人情報の保護に関する取組の根幹であった高槻市個人情報保護条例は、個人情報保護法の改正に合わせて廃止されることとなりました。

個人情報保護制度は、多くの地方公共団体が国に先行して条例を整備し、発展させてきた一方で、個人情報の取扱いのルールが地方公共団体の数だけある（いわゆる2000個問題）などの課題もありました。個人情報保護法の改正は、これらの課題の解決を図るものであるものの、個人情報の収集・保管・利用・提供・廃棄のそれぞれの段階において適切に保護措置を講じることなど、個人情報の保護に関する取組の本質は何ら変わるものではありません。

本市では、市民の個人情報を適切に保護するため、法令に基づく取扱いに関しては、国の個人情報保護委員会の指導・助言の下で適切に運用するとともに、本市が独自に定める条例等に基づく取扱いに関しては、この手引に記載の趣旨・解釈に基づき運用を行い、引き続き個人情報保護制度の円滑かつ適正な運用に努めてまいります。

令和5年4月 高 槻 市

目 次

1	高槻市個人情報保護制度の沿革	1
2	高槻市個人情報の保護に関する法律施行条例の逐条解説	
第1条	趣旨	6
第2条	保有個人情報の存否に関する情報	7
第3条	開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限	9
第4条	手数料	11
第5条	審査会への諮問	15
第6条	運用状況の公表	17
附則第3条	高槻市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置	18
附則第11条	罰則に関する経過措置	26
3	高槻市保有死者情報の開示に関する要綱の逐条解説	
第1条	趣旨	28
第2条	定義	30
第3条	死者情報の取扱い	32
第4条	開示申出をすることができる者及び情報	33
第5条	開示申出の手続	36
第6条	開示の範囲	38
第7条	部分開示	43
第8条	保有死者情報の存否に関する情報	45
第9条	開示申出に対する措置	46
第10条	開示申出に対する回答の期限	48
第11条	開示申出に対する回答の期限の特例	49
第12条	開示の実施	51
第13条	委任	54

4 関係資料

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
- (2) 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第
507号）・・・・・・・・・・・・・・・・ 115
- (3) 個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報
保護委員会規則第3号）・・・・・・・・ 132
- (4) 高槻市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高槻
市条例第28号）・・・・・・・・・・・・ 152
- (5) 高槻市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年高槻
市規則第1号）・・・・・・・・・・・・ 157
- (6) 高槻市保有個人情報等安全管理措置要綱（令和4年度高総法
第824号）・・・・・・・・・・・・ 182
- (7) 高槻市保有死者情報の開示に関する要綱（令和4年度高総法
第867号）・・・・・・・・・・・・ 190
- (8) 高槻市個人情報保護運営審議会答申（令和4年2月28日付
け）・・・・・・・・・・・・・・・・ 199

1 高槻市個人情報保護制度の沿革

年 月 日	主 な 内 容
昭和60年11月22日	情報公開及び個人情報保護の制度化に向けて、専門的見地から検討を行うため、高槻市情報公開・プライバシー保護懇話会（以下「懇話会」という。）を設置
昭和61年 7月15日	個人情報保護の制度化に当たっての基本的な考え方となる次の点について、懇話会が提言 (1) 個人情報保護制度の目的 (2) 個人情報ファイルの設置の届出及び公示 (3) 収集制限 (4) 利用・提供制限 (5) 自己情報の開示・訂正・削除・中止請求 (6) 適正な維持・管理 (7) 電算処理に係る規制措置 (8) 受託者規制 (9) 公正な運営の確保 (10) 民間規制
昭和61年10月 3日	高槻市個人情報保護条例（以下「条例」という。）を制定
昭和62年 4月 1日	条例を施行
平成14年 9月13日	条例施行後の運用における諸課題・社会情勢の変化に対応するため、制度の見直しについて高槻市個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）に諮問
平成15年 3月20日	上記の諮問に対し、次の点について審議会が答申 1 個人情報保護制度の独自課題の検討 (1) ネットワーク社会への対応 (2) 死者の個人情報に関する開示等の請求 (3) 代理人による開示等の請求 (4) 目的外利用の見直し

	(5) 違反事業者の公表手続の適正化 (6) 外郭団体における個人情報保護 (7) 議会提出文書に係る個人情報の取扱い 2 高槻市情報公開条例との整合性の検討 (1) 電磁的記録への対応 (2) 開示等の請求手続における教示・補正 (3) 裁量的開示 (4) 存否応答拒否 (5) 公文書不存在の取扱い (6) 第三者の意見聴取等 (7) 手数料 (8) 不服申立てに対する処置 (9) 高槻市個人情報保護審査会の調査権限等
平成15年 7月16日	上記の審議会答申を踏まえ、条例を改正
平成15年12月 1日	上記の改正条例を施行
平成16年10月20日	「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」の全面施行及び地方自治法の改正による「指定管理者制度」の導入に伴う課題について、審議会に諮問
平成16年12月17日	上記の諮問に対し、次の点について審議会が答申 (1) 指定管理者が取り扱う個人情報の保護について (2) 罰則について
平成17年 3月25日	上記の審議会答申を踏まえ、条例を改正
平成17年 4月 1日	上記の改正条例を施行
平成24年 3月28日	「民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）」による民法の一部改正により、未成年後見人に複数の者又は法人を選任できることとされたことに伴い、自己情報の開示等の請求をしようとする者の代理人（未成年者の法定代理人等）が法人である場合は、当該法人の名称、代表者の

	氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、請求することとする条例の改正
平成２６年　２月１２日	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）による番号制度導入に係る個人情報保護制度の見直しについて、審議会に諮問
平成２６年　３月２８日	上記の諮問に対し、特定個人情報保護評価、特定個人情報の利用制限等に適切に対応するため、条例の改正等を初めとする個人情報保護制度の見直しについて、審議会が答申
平成２６年　９月３０日	上記の答申を踏まえ、特定個人情報保護評価の第三者点検を審議会において実施するための条例の改正・施行
平成２７年　７月１６日	上記の答申を踏まえ、主に次の点について条例を改正・順次施行 (１) 特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の定義の設定 (２) 個人情報に係る収集及び外部提供等の制限に係る規定から特定個人情報を除外 (３) 特定個人情報に係る実施機関内部での目的外利用をすることができる場合の整備 (４) 特定個人情報が法の規定に違反して収集等がされていると認めるとき等に係る特定個人情報の削除・中止の請求に関する規定の整備 (５) 条例に基づき特定個人情報の記載の訂正をした場合における書面通知 (６) 特定個人情報の開示に係る他の制度等との調整 (７) 特定個人情報の目的外利用並びに削除及び訂正の請求に関する規定からアクセスログ（特定個人情報に係る情報提供等の記録）を除外

平成 27 年 8 月 20 日	審理員による審理手続及び第三者機関への諮問手続の導入、不服申立ての手続の審査請求への一元化等を目的とする「行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）」の施行に伴い、審議会に諮問
平成 27 年 8 月 31 日	上記の諮問に対し、自己情報の開示等に関し、行政不服審査法に基づく審理員による審理手続を適用しない旨の規定を条例に設けることについて、審議会が答申
平成 27 年 12 月 17 日	上記の答申を踏まえ、主に次の点について条例を改正 (1) 自己情報開示等請求に対する開示決定等に係る審査請求については、当時の高槻市個人情報保護審査会による調査審議の体制を維持するため、審理員による審理及び高槻市行政不服審査会への諮問に関する規定を適用除外 (2) 高槻市個人情報保護審査会に提出された審査請求に係る意見書又は資料について、原則として提出者以外の関係者に送付
平成 28 年 4 月 1 日	上記の改正条例を施行
平成 29 年 3 月 28 日	番号法の一部改正により、条例において引用する番号法の条項が移動したことに伴い規定を整備する条例の改正
平成 29 年 5 月 30 日	上記の改正条例を施行
令和 2 年 7 月 17 日	自己情報の開示等に関し、特例延長制度を導入することについて、審議会に諮問
令和 2 年 9 月 7 日	上記の諮問に対し、特例延長規定の必要性等について、審議会が答申
令和 3 年 3 月 26 日	上記の答申を踏まえ、自己情報の開示等に関し特例延長制度を導入する条例の改正
令和 3 年 4 月 1 日	上記の改正条例を施行
令和 3 年 12 月 3 日	「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号。以下「改正法」という。）」による個人情報の保護に関する法律の一部改正

	により、個人情報の取扱い等に関する法の規定が地方公共団体の機関に直接適用されることとなったことに伴い、本市の個人情報保護制度の在り方について審議会に諮問
令和 4 年 2 月 2 8 日	上記の諮問に対し、次の点について審議会が答申 (1) 条例要配慮個人情報を定める必要性 (2) 法定の個人情報ファイル簿とは別の帳簿の作成・公表を定める必要性 (3) 死者の個人情報に係る開示等請求の取扱い (4) 高槻市情報公開条例における公開情報及び非公開情報との調整の必要性 (5) 「存否応答拒否処分」に係る附属機関への報告 (6) 開示等請求に係る決定期限 (7) 手数料 (8) 審査請求等があった場合における諮問機関 (9) 行政機関等匿名加工情報に係る手数料
令和 4 年 1 2 月 2 0 日	上記の答申を踏まえ、条例の廃止を含む「高槻市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定
令和 5 年 1 月 1 8 日	改正法の施行後における市議会の個人情報保護制度の在り方について、審議会に諮問
令和 5 年 3 月 1 3 日	上記の諮問に対し、市議会における個人情報の適正な取扱いの確保に資するものであると認められることから、審議会が答申
令和 5 年 3 月 1 5 日	上記の答申を踏まえ、「高槻市議会の個人情報の保護に関する条例」を制定
令和 5 年 4 月 1 日	改正法第 5 1 条の規定による個人情報の保護に関する法律の改正、高槻市個人情報の保護に関する法律施行条例及び高槻市議会の個人情報の保護に関する条例の施行並びに条例の廃止

2 高槻市個人情報の保護に関する法律施行条例の逐条解説

第1条 趣旨

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

【趣旨】

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）」による個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の一部改正により、個人情報の取扱い等に関する法の規定が地方公共団体の機関（議会を除く。）に直接適用されることとなった。

本条は、法の施行に関し必要な事項を定めるものとするこの条例の趣旨を規定したものである。

【解釈】

本市においては、法に基づく政令、個人情報保護委員会規則等と共にこの条例に基づき、個人情報保護制度を運用するものである。

第2条 保有個人情報の存否に関する情報

第2条 市及び財産区の機関（法第2条第11項第2号に掲げる機関に限る。以下単に「市の機関」という。）は、法第81条の規定により開示請求を拒否したときは、速やかに、その旨を高槻市行政不服等審査会（高槻市行政不服等審査会条例（平成27年高槻市条例第54号）第1条に規定する審査会をいう。第5条において「審査会」という。）に報告しなければならない。

【趣旨】

本条は、市の機関（議会を除く。以下同じ。）は、保有個人情報の存否を明らかにせず開示請求を拒否する処分（以下「存否応答拒否処分」という。）をしたときは、速やかに附則第4条の規定によって改組する高槻市行政不服等審査会（以下「新審査会」という。）に報告しなければならないこととするものである。

【解釈】

附則第2条の規定による廃止前の高槻市個人情報保護条例（昭和61年高槻市条例第41号。以下「旧条例」という。）第13条第6項では、実施機関は存否応答拒否処分をした場合には、速やかに、その旨を高槻市個人情報保護運営審議会に報告しなければならない旨が規定されていた一方で、法にはこれに相当する規定が設けられてない。しかし、存否応答拒否処分は、本人による保有個人情報の開示請求権の行使に対して市の機関が一切の対応を拒否するものであることから、その適用に当たっては特に慎重な検討が求められる。また、存否応答拒否処分の安易な適用を抑止し、個人情報保護制度の適正な運営を確保するためには、市の機関における内部の検討のみで手続を完結させるのではなく、存否応答拒否処分を行った場合に附属機関への報告を必須とすることは有効な措置になると言える。

そこで、法の規定が市の機関に直接適用されることとなった後においても、引き続き存否応答拒否処分については、新審査会に報告しなければならないこととしたものである。

本条に規定する「市の機関」は、具体的には次の機関となる。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長、財産区

なお、教育委員会については、「教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条の規定により、訴訟及び不服申立てに関する事項を除き、教育長に委任されている。また、監査委員については、地方自治法第199条

の3第2項の規定により、監査委員に関する庶務に関する事務として、代表監査委員が処理することとされている。

【運用】

市の機関が存否応答拒否処分をした場合における新審査会への報告は、高槻市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年高槻市規則第1号。以下「施行細則」という。）第4条及び様式第3号において「保有個人情報存否応答拒否決定報告書」により行うこととしている。

なお、旧条例においては平成15年12月1日から存否応答拒否処分に関する規定を設けているところ、旧条例に基づいて存否応答拒否を行った事例はない。

第3条 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限

第3条 市の機関に係る法第83条第1項及び第2項、第84条、第94条第2項並びに第102条第2項の規定の適用については、これらの規定（法第84条を除く。）中「30日」とあるのは「15日」と、法第84条中「60日」とあるのは「30日」と、「同条第1項」とあるのは「高槻市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高槻市条例第28号）第3条において読み替えて適用する前条第1項」とする。

【趣旨】

法に基づき行政機関等が行う開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等については、法において期限が定められているところ、本条は、法に基づき市の機関が行う開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に関する法定の期限を短縮するものである。

【解釈】

法に基づき行政機関等が行う開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等については、法第83条、第94条及び第102条においてそれぞれ「請求があった日から30日以内」にしなければならないとする期限が定められている。

他方で、旧条例に基づき実施機関が行う決定については、旧条例第18条第1項において、開示の請求にあっては「請求があった日から起算して15日以内」、訂正、削除又は目的外利用の中止の請求にあっては「請求があった日から起算して30日以内」にしなければならないと定められており、開示決定等に係る日数が増えることとなる。

また、開示等の請求における決定期間の延長可能日数についても、法ではいずれの請求においても30日と定められているところ、旧条例ではいずれの請求においても15日と定められていた。

決定期限の短縮については、個人情報保護委員会からは次のようなQ&Aが示されている。

Q5-6-1 法は、開示決定等の期限について、①原則として開示請求があった日から30日以内とした上で（法第83条第1項）、②事務処理上の困難その他正当な理由があるときは30日以内限り延長することができることとしている（同条第2項）。これらの期間について、法施行条例で規定することにより、より短い期間とすることができるか。また、①の期間を15日以内とした場合、②の期間を45日以内とすることはできるか。

A 5－6－1 法第108条は、開示の手続に関する事項について、法第5章第4節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができることとしているところ、開示決定等の期限については開示の手続に関する事項に含まれるため、法施行条例で30日以内の任意の期間とすることは認められます。また、法第83条第2項の延長可能な期間についても、30日以内の任意の期間とすることは認められます。

もっとも、法第83条第1項の期間を短縮した場合であっても、同条第2項の期間について法が定める30日を超える期間とすることはできません。

なお、法第84条で「60日以内」とされている期間は法第83条第1項及び第2項の期間の合計であることから、例えば、法施行条例で同条第1項の期間を「15日以内」とし、同条第2項の期間を「20日以内」とした場合には、法施行条例で第84条の期間を「35日以内」として、整合を図る必要があります。

本市においては、昭和62年に個人情報保護制度を実施して以来、旧条例に基づく運用において期限までに処理ができなかった事例はなかったことを踏まえると、開示等の請求に係る決定期限等の日数の増加は実務上の必要性に欠けるものであり、法に規定する日数のとおりに運用することは、本市における個人情報保護制度の後退となることから、旧条例に規定する日数と同日数としたものである。

なお、旧条例においては、「請求があった日から起算して〇〇日」と規定されていたことにより、「請求日を含む日数」で期間の計算をしていたところ、法では「請求があった日から〇〇日」と規定されていることから、民法第140条の規定により、期間の計算において請求日が算入されないこととなる。

【運用】

上記の解釈で記載したとおり、旧条例に基づく運用において期限までに処理ができなかった事例はなかったことから、法によって決定期間の起算日が異なることとなるものの、旧条例に基づき決定してきた実績を踏まえ、可能な限り早期に決定を行うことが望ましい。

第4条 手数料

- 第4条 法第89条第2項の規定による手数料は、次項から第4項までに規定するものを除き、無料とする。
- 2 法第76条第1項及び第2項の規定による開示請求に対し市の機関から保有個人情報の開示を受ける者（写しの交付を受ける者に限る。）は、次の各号に掲げる写しの作成の区分に応じ、当該各号に定める額の手数を納付しなければならない。
- (1) 複写機による写しの作成（日本産業規格A列3番及び4番並びにB列4番及び5番の用紙への複写に限る。） 1枚につき、モノクロ単色刷りにあつては10円、多色刷りにあつては20円
 - (2) 規則で定める光ディスクへの複写による作成 1枚につき100円
 - (3) その他の方法による写しの作成 電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める額
- 3 前項第1号の場合において、用紙の両面に複写する場合については、片面を1枚として計算する。
- 4 市長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、第2項の手数を減額し、又は免除することができる。
- 5 前3項の規定は、法第2条第4項に規定する本人が法第76条第1項の規定による開示請求を行うことが困難である場合において、法第82条第1項の決定による保有個人情報の開示に準じて市の機関が行う法第69条第2項の規定による保有個人情報の提供について準用する。

【趣旨】

本条は、市の機関に対し保有個人情報の開示請求に係る手数料について定めたものである。

【解釈】

第1項関係

法第89条第2項の規定では、「地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数を納めなければならない」とこととされている。この手数料は、保有個人情報が開示されるか否かにかかわらず、開示請求を行う際に必要となる手数料であるところ、本市においては、旧条例第20条において「開示等に係る手数料は、無料とする」と定められていた。

そこで、法の規定が市の機関に直接適用されることとなった後におい

ても、開示請求に係る手数料については、第2項から第4項までに規定する写しの交付に係る費用を除き、引き続き無料とするものである。

第2項及び第3項関係

保有個人情報（自己情報）の開示において写しの交付を受ける場合については、旧条例第20条第2項において「写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない」と規定されていたとともに、旧条例の施行規則（以下「旧規則」という。）において高槻市情報公開条例施行規則を準用して具体的な費用の額を規定しており、手数料ではなく実費として徴収していた。法の規定が市の機関に直接適用されるに当たり、写しの交付に係る従来の実費を手数料に改めることとし、第2項において規定したものである。

写しの交付に係る手数料の額については、複合機賃借料の単価変動、情報公開制度や行政不服審査制度における写しの交付に要する費用との均衡のほか、請求者にとっての利用のしやすさを考慮し、旧規則による実費相当額と同額としている。

本項及び施行細則において具体的に定められている写しの交付に係る手数料は、次のとおりである。

区 分		手数料額（1枚につき）
複写機（※1）による写しの作成	モノクロ単色刷り	10円
	多色刷り	20円
光ディスク（※2）への複写による作成		100円

※1 日本産業規格A列3番及び4番並びにB列4番及び5番の用紙への複写とし、用紙の両面に複写等をする場合については片面を1枚として計算する。

※2 直径120ミリメートルのコンパクトディスクレコードダブル又はDVDレコードダブルディスク

また、上記の光ディスク以外の電磁的記録による写しの交付に係る手数料については、電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定めることができることとしている。これは、電磁的記録の開示については、法第87条第1項において「その種別、情報の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う」とされており、条例においてあらかじめ手数料を定めることが困難であるため、明示的に規則に委任したものである。

第4項関係

本項は、第2項及び第3項に規定する写しの交付に係る手数料について、経済的困難その他特別の理由があると認めるときには、減額又は免除ができることとしたものである。

法第76条の規定による開示請求の対象となる保有個人情報については、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）が含まれている。特定個人情報の開示に関しては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第30条において法第89条第3項が読み替えられ、「地方公共団体の機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、条例で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる」と規定されている。

本項は、上記の番号法の規定を踏まえ、特定個人情報に限らず、あらゆる保有個人情報の開示に関し、減額又は免除を行うことができることとしたものである。減免を行う場合については、本項に規定する「経済的困難その他特別の理由があると認めるとき」に該当する必要があるところ、具体的な減免の基準については、現時点では定めておらず、必要に応じて、本項の規定に基づいて要綱等を定めて対応することとなる。

第5項関係

旧条例に基づく自己情報の開示において、意思表示が困難な高齢者等に係るものの場合については、その状況を親族等が申述することにより、その親族を任意代理人である場合と同様に取り扱う運用を行ってきた。法の規定が市の機関に直接適用されるに当たり、同様の事例への対応に関し、個人情報保護委員会は、次のような見解を示している。

Q5-3-2 本人が意思表示を行うことが困難な場合について、親族等の一定の者による開示請求を認めることはできるか。また、これを認める法施行条例の規定を設けることはできるか。

A5-3-2 法第76条は本人又は法定代理人若しくは任意代理人にのみ開示請求を行うことを認めており、これら以外の者による開示請求は認められず、これを認める法施行条例の規定を設けることはできません。

なお、本人が意思表示を行うことが困難な場合に、法令に基づくことなく利用目的以外の目的のために親族等に本人の保有個人情報を提供することについては、本人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であれば、法第69条第2項第4号

の「本人以外の者に保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になるとき」に該当し、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められない限り、利用目的以外の目的のために保有個人情報を親族等に提供することができます。

法の規定が市の機関に直接適用されることとなった後に、本市において同様の事例があった場合には、上記の個人情報保護委員会の見解を踏まえ、法第69条第2項第4号の規定により親族等に提供することとする一方で、この取扱いについては法第76条の規定による保有個人情報の開示の請求とは異なる手続となることから、本条第2項から第4項までに規定する写しの交付に係る規定が適用されないこととなる。

そこで、法第69条第2項第4号の規定により親族等に保有個人情報を提供する場合においても、本条第2項から第4項までの規定を準用し、写しの交付に係る手数料を徴収することとしたものである。

なお、本項の規定は、親族等の申出に基づいて提供する場合に適用するものであり、その他の手続による保有個人情報の提供（他の法律に基づく提供、法令の根拠を有する照会に対する提供等）の場合には、本項の規定は適用されない。

第5条 審査会への諮問

第5条 市長は、この条例の改正又は廃止に関し専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

【趣旨】

本条は、この条例の改正又は廃止に関し専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、新審査会に諮問することができる旨を定めたものである。

【解釈】

法第129条では、「地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる」と規定されているところ、個人情報保護委員会は、次のような見解を示している。

Q7-1-1 法第129条で規定する「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」とは具体的にどのような場面を想定しているのか。

A7-1-1 「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」とは、単に諮問をする必要があるというだけでなく、例えば、以下の場合が想定されます。

- ・ 定型的な案件の取扱いについて、専門的知見に基づく意見を踏まえて国の法令やガイドラインに従った運用ルールの詳細を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合
- ・ 地方公共団体等が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合
- ・ 法施行条例の改正（法に委任規定のあるもの等）に当たり、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合

なお、いわゆる「オンライン結合制限」や目的外利用制限などに関する規律として、個別案件における個人情報の取扱いについて、類型的に審議会等への諮問を行うべき旨を法施行条例で定めることは認められません。一方で、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に基づき審議会等に意見を聴く場合等、法第129条の規定にかかわらず、個人情報保護法以外の法令に基づき、審議会等に対し意見を聴くことは妨げられません。

本条は、上記の個人情報保護委員会の見解を踏まえ、この条例の改正又は廃止に関し専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、新審査会に諮問することができることとしたものである。

なお、旧条例に基づき高槻市個人情報保護運営審議会に諮問していた個人情報の本人外収集、目的外利用、外部提供、電算処理、電子計算組織の結合等に関する調査審議については、法の規定の市の機関への直接適用及び旧条例の廃止に伴って、附属機関への諮問が行われないこととなる。

【運用】

個人情報保護委員会は、「令和3年改正個人情報保護法（令和3年改正法）の施行に向けた留意点及び参考資料の送付について（令和5年2月24日付け個人情報保護委員会事務局・個人情報保護制度担当室参事官事務連絡）」において、審議会等への諮問が許容されないことの留意事項として、次のような見解を示している。

地方公共団体が行う審議会等への諮問は、定型的な案件の取扱いについて、国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合など、特に必要がある場合にのみ認められます。

個人情報の取扱いについて類型的に審議会等へ諮問することや、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という改正法の趣旨に反するものであるので、このような諮問がなされないよう、許容されない諮問について内規等に明記するなど、運用に関して御留意ください。

第6条 運用状況の公表

第6条 市長は、毎年度、市の機関に係る個人情報の保護に関する運用状況について取りまとめ、公表するものとする。

【趣旨】

本条は、市の機関に係る個人情報の保護に関する運用状況について、一般に公表することにより、法の目的である個人の権利利益の保護を推進することとするものである。

【解釈】

本条は、個人情報保護制度の実施状況を把握して今後の制度の公正な運営を確保するとともに、毎年度1回これを広く市民に公表することにより、市民の理解と信頼を深め、法の目的である個人の権利利益の保護を推進することとするを目的としている。

【運用】

- 1 運用状況の公表は、次のとおり行うものとする。
 - (1) 公表の期限
翌年度の6月末日までとする。
 - (2) 公表の内容
 - ア 法第75条第1項の規定による個人情報ファイル簿の作成及び公表の状況
 - イ 法第76条第1項の規定による開示請求、法第90条第1項の規定による訂正請求、法第98条第1項の規定による利用停止請求並びにこれらに対する決定の状況
 - ウ 法第128条の規定による苦情処理の状況
 - エ 法第129条の規定及び条例第5条の規定による新審査会への諮問の状況
 - オ その他市の機関に係る個人情報の保護に関し必要な事項
 - (3) 本条の規定による公表は、施行細則第19条の規定により、市ホームページへの掲載その他適当と認める方法により行うものとしている。
- 2 市の機関は、上記1(2)の各事項について市長（担当：総務部法務ガバナンス室。以下同じ。）に報告し、市長において取りまとめ、統一的に公表するものとする。

附 則（抄）

附則第3条 高槻市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置

- 第3条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に前条の規定による廃止前の高槻市個人情報保護条例（以下この条において「旧条例」という。）第13条第1項、第14条、第15条又は第16条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止（以下この項において「自己情報の開示等」という。）に係る旧条例第13条から第21条までの規定は、前条の規定の施行後においても、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第13条第6項中「審議会」とあるのは「高槻市行政不服等審査会条例（平成27年高槻市条例第54号）第1条に規定する高槻市行政不服等審査会（以下「審査会」という。）」と、旧条例第21条第2項中「第22条第1項に規定する高槻市個人情報保護審査会（同項を除き、以下「審査会」という。）」とあるのは「審査会」とする。
- 2 前条の規定の施行の際、現に旧条例第21条第2項の規定によりされている旧条例第22条第1項に規定する高槻市個人情報保護審査会への諮問は、次条の規定による改正後の高槻市行政不服等審査会条例第1条に規定する高槻市行政不服等審査会への諮問とみなす。
- 3 旧条例第22条第1項に規定する高槻市個人情報保護審査会の委員であった者又は旧条例第23条第1項に規定する高槻市個人情報保護運営審議会の委員であった者に係る旧条例第22条の2第3項（旧条例第23条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定によるその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。
- 4 旧条例第24条第1項に規定する受託業務に従事していた者に係る同条第3項の規定によるその業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。
- 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧条例第2条第5号に規定する実施機関（以下この条において「旧実施機関」という。）が保有していた個人の秘密に属する事項が記載された同条第3号に規定する個人情報ファイル（電子計算組織を用いて検索することができるように体系的に構成したものに限る。）であつて法第60条第2項に規定する個人情報ファイルに該当しないこととなるもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又

は1,000,000円以下の罰金に処する。

- (1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者
 - (2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から委託（旧条例第24条第1項に規定する指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合を含む。）を受けた旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下この条において「旧個人情報」という。）の処理業務（以下この条において「旧受託業務」という。）に従事していた者
- 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第13条第1項に規定する公文書に記録された旧個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報に該当するものを除く。）を前条の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金に処する。
- 7 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 8 旧受託業務を行っていた法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第5項又は第6項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本項の罰金刑を科する。
- 9 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

【趣旨】

本条は、旧条例の廃止に伴い、旧条例に基づいてなされた自己情報の開示等の請求等、旧条例に基づき設置された附属機関、罰則等に関する経過措置を定めたものである。なお、当該経過措置及び附則第11条に規定する罰則に関する経過措置については、今後の運用において留意すべき点があることから、他の附則とは異なり、特にこの手引において記載するものである。

【解釈】

第 1 項関係

本項は、施行日（令和 5 年 4 月 1 日）前に旧条例に基づく自己情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求がされたもののうち、施行日において当該請求に対する実施機関の決定がなされていないものについて規定したものである。保有個人情報の開示等に関する法の規定は、施行日以後に適用されるものであり、施行日前に旧条例に基づきなされた請求に対し、法の規定によって決定することはできず、また、旧条例を廃止したのみでは、実施機関が当該請求に対する決定を行う根拠を失うこととなる。そこで、本項において経過措置を定めることにより、旧条例に基づいて行っていた決定と同様の方法により、当該請求に対する決定を行うことができることとしたものである。

本項の経過措置によって存置される手続は、旧条例第 13 条から第 21 条までの各規定及びこれらに基づく旧規則の各規定であり、具体的には、非開示情報の範囲（旧条例第 13 条第 3 項）、時限非（同条第 4 項）、部分開示（同条第 5 項）、存否応答拒否処分を行った場合の新審査会への報告（本項後段において読み替える同条第 6 項）、開示請求等に対する決定等（旧条例第 18 条及び第 18 条の 2）、第三者に対する意見書の提出の機会の付与等（旧条例第 18 条の 3）、開示等の実施等（旧条例第 19 条）、手数料等（旧条例第 20 条）、審査請求の処置（本項後段において読み替える旧条例第 21 条）等である。

本項において設けられる経過措置は、施行日前になされた自己情報の開示等に係る請求についてであり、旧条例第 2 章に規定されていた個人情報の収集等の制限については、施行日において直ちに法の適用を受けることとなる。したがって、施行日前に高槻市個人情報保護運営審議会の答申を得て行っていた目的外利用及び外部提供については、法第 69 条の規定による利用及び提供の制限に関する規定に照らして行うことができるか否かを個別に判断する必要があり、施行日前に同審議会の答申を得たことのみをもって、施行日以後に目的外利用及び外部提供を行うことができることにはならない。

第 2 項関係

高槻市個人情報保護審査会については、旧条例の廃止によって設置根拠を失い、廃止されることとなる一方で、この条例の施行の際に現に審査中の審査請求事案については、前項の規定による経過措置として存置されることとなる。そこで、本項において経過措置を設けることにより、当該審査請求事案に係る審査については、新審査会において引き続

き審査することとしたものである。

本項の規定により諮問を受けているとみなされる新審査会においては、施行日以後においても、実施機関の決定の適否を旧条例に基づき審査することとなる一方で、具体的な調査（いわゆるインカメラ審理、ヴォーン・インデックスの提出等）については、次条の規定による改正後の高槻市行政不服等審査会条例第6条の規定によって行われることとなる。

なお、同条例では、法、高槻市情報公開条例等に規定する審査請求に関する事項についてのみ調査審議の規定が置かれており、旧条例に規定する審査請求に関する事項については、経過措置が設けられていない。しかし、国における情報公開・個人情報保護審査会設置法により設置される情報公開・個人情報保護審査会において、明示的な根拠規定が置かれていない状況において、廃止される前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に規定する審査請求事案についても当然に調査審議がなされることとなるのと同様に、本市においても上記に記載した調査権限の下で具体的な調査審議を行うこととなる。

第3項関係

特別職の職員である附属機関の委員については、法令上、通則として守秘義務について定めた明文の規定がないところ、高槻市個人情報保護審査会の委員については、旧条例第22条の3の規定によりインカメラ審理等の権限が与えられており、高槻市個人情報保護運営審議会の委員についても秘密に属する事項に接する可能性があった。高槻市個人情報保護審査会の委員であった者については、旧条例第22条の2第3項において守秘義務が課せられており、高槻市個人情報保護運営審議会の委員であった者についても、同項の規定を準用する旧条例第23条の2第2項において守秘義務が課せられていたところである。

これらの委員がその職務上知り得た秘密を漏らすことによって侵害される保護法益は、旧条例の廃止後においても不変であることから、本項において引き続き守秘義務を課すこととしたものである。

本項の規定に違反して秘密をもらした場合における罰則については、附則第11条の規定によることとなる。

第4項関係

旧条例第24条第3項に規定する受託業務に従事していた者に係る守秘義務は、旧条例第11条第3項に規定する実施機関の職員又は職員であった者と同様の義務を定めたものである。

「受託業務に従事していた者」とは、受託者の組織内にあって、直接又は間接に受託者の指揮監督を受けて、受託業務に従事していた者をいう。受託者との間の雇用関係を問うものではなく、雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パートタイマー、アルバイト等）及び役員（取締役、執行役、理事、監査役等）のほか、派遣労働者も含まれるものとしていた。また、受託業務が再委託を受けた業務である場合には、その従事者も含まれていたところである。

「その業務に関して知り得た情報」とは、受託業務に従事していた者がその従事を通じて知ることができた個人情報で、自ら担当する職務に関する個人情報のほか、担当外の事項であっても、受託業務の従事に関連して知ることのできた個人情報も含むものである。

「みだりに他人に知らせ」とは、他人に知らせることが、自己の権限、事務に含まれない場合、又は含まれる場合であっても、正当な理由なしに知らせることをいう。

「不当な目的に利用」とは、正当な業務上の行為を逸脱して、自己の利益を図るために個人情報を利用する場合、他人の正当な利益や公共の利益に反して個人情報を利用する場合などをいう。

本項は、前項における附属機関の守秘義務と同様に、受託業務に従事していた者がその業務に関して知り得た個人情報の内容をみだり他人に知らせるなどにより侵害される保護法益は、旧条例の廃止後においても不変であることから、本項において引き続き義務を課すこととしたものである。

本項の規定に違反して秘密をもらした場合における罰則については、前項における附属機関の守秘義務に係る罰則と同様に、附則第11条の規定によることとなる。

第5項関係

旧条例第30条では、実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（電子計算組織を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処すると定めていた。この罰

則は、個人情報ファイルの保護を通じて個人の権利利益を保護すること、公務の適正に対する市民の信頼を確保することを目的とするものであり、特に職員に関しては、地方公務員法第34条第1項において定め

られている秘密保持義務違反に対する同法第60条第2号に規定する罰則を加重するものであった。

附則第2条の規定により旧条例は廃止される一方で、旧条例第30条の規定は、実質的に法第176条に継承されることとなる。しかし、刑事訴訟法第337条では、罪刑法定主義の考えに基づき、犯罪後の法令により刑が廃止されたときには、判決で免訴の言渡しをしなければならないと定めている。したがって、廃止前の行為に廃止前の罰則を適用するためには、経過措置を設けておく必要があるため、附則第11条において、この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする経過措置を設けている。

施行日以後に正当な理由なく個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供した場合の罰則については、法第176条の規定が適用される場所、法と旧条例による個人情報の定義の差異（生存個人情報の限定及び他情報との照合における容易性の有無）により、死者情報及び照合容易性のない情報が個人情報に含まれなくなり、同条の規定のみでは、施行後にこれらの情報に係る個人情報ファイルを提供する行為を処罰できないこととなる。旧条例において罰則が科されていた行為であるにもかかわらず、実行行為の時点で処罰できないことになれば、個人の権利利益が侵害され、市に対する信頼を失わせるおそれがあることから、本項では、このような場合における罰則として、個別の経過措置として規定したものである。

第6項関係

旧条例第31条では、実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、その業務に関して知り得た公文書に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処すると定めていた。

施行日以後に同様の提供又は盗用をした場合の罰則については、法第180条の規定が適用される場所、前項と同様、法と旧条例における個人情報の定義の差異により、死者情報及び照合容易性のない情報に係る行為を処罰できないこととなることから、本項では、当該行為に係る個別の経過措置として規定したものである。

第7項関係

旧条例第34条では、旧条例第30条及び第31条に関し、区域外犯を処罰することとしていた。これは、条例の属地主義（条例の効力が及

ぶ範囲は、原則として、当該条例を制定した地方公共団体の区域にとどまる)の例外として、属人主義によって処罰することを明記したものである。

旧条例第30条及び第31条の罰則については、①市の区域外で個人情報の不正な取扱いを行った場合も、市内でこうした行為を行った場合と比較して、その被害の程度は変わるものではないこと、②情報通信ネットワークのグローバル化により瞬時に市内の情報を区域外に送ることができる今日において、市の区域外犯を処罰しないと刑罰の実効性が減少することから、これを防止することをねらいとしていたものである。

前2項の規定による経過措置についても、区域外犯を処罰することとしておかなければ、旧条例における場合と同様に不合理であることから、本項の規定を設けたものである。

第8項関係

旧条例第35条では、旧条例第30条及び第31条に関し、両罰規定を設けていた。これは、個人情報の不正な取扱いを防止するためには、従事者等の義務の実効性を担保するだけでなく、その利益の帰属主体である法人等に対しても当該義務の実効性を担保する必要性が認められることから、両罰規定を設けたものである。

第5項又は第6項の規定による経過措置についても、その利益の帰属主体である法人等を処罰することとしておかなければ、旧条例における場合と同様に不合理であることから、本項の規定を設けたものである。

「旧受託業務」は、第5項第2号に規定する「旧実施機関から委託（指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合を含む。）を受けた個人情報の処理業務」をいうものであり、「旧受託業務を行っていた法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）」には、旧条例第24条第1項により個人情報の保護に関し実施機関と同様の義務を負うとされていたところであることから、現実に違反行為を行った従事者等のほかに、受託者の選任・監督上の責任を問うものである。

本項の両罰規定は、現実に違反行為を行った従事者等に対する受託者の選任・監督上の過失を推定する趣旨であることから、受託者においてそれらの注意を尽くしたことの証明がなされない限り、受託者も刑事責任に問われることとなる。

「法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む」とは、受託業務を行うものは、法人格を有するものとは限らないため、法人でない団体でも代表者又は管理人の定めのあるものを含むこととしたものである。

「代表者」とは、法令等により法人を代表する権限を有する者をいい、株式会社の代表取締役が典型例である。

「管理人」とは、法令等により他人の財産を管理する地位にある者をいう。

「代理人」とは、法令等により事業を代理する権限を有する者をいい、例えば支配人（会社法第10条）がこれに当たる。

「使用人」とは、受託者との雇用関係に基づいて業務に従事する者をいう。

「その他の従業者」とは、法人又は人の代理人、使用人以外の者で、受託者の組織内にあって直接又は間接に受託者の指揮監督の下にその業務に従事している者をいい、受託者との間の雇用関係の有無を問わない。

「業務に関して」とは、従事者等の違反行為が実施機関からの受託業務に関して行われた場合に限られることをいう。

「その法人又は人に対しても」とは、受託者が組織として事業活動を行うのが通常であるため、行為者を処罰するのみでは実効性が十分でないと考えられることから、受託者も処罰することとしている。

第9項関係

「法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する」とは、刑事訴訟法第27条第1項（「被告人又は被疑者が法人であるときは、その代表者が、訴訟行為についてこれを代表する。」）等を準用するものである。

附則第 11 条 罰則に関する経過措置

第 11 条 この条例の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【趣旨】

条例附則第 2 条の規定による旧条例の廃止により、旧条例第 30 条から第 36 条までに規定されていた罰則規定についても廃止されることとなる
ところ、施行日前の行為については廃止前の罰則を適用することが、社会正義を実現し、公平性を維持する観点から必要である。

そこで、本条において、旧条例の廃止後においてもなお従前の例により処罰する旨の経過措置を設けたものである。

【解釈】

「この条例の施行前にした行為」には、旧条例第 30 条から第 36 条までに規定されていた罰則に係る行為のうち、令和 5 年 3 月 31 日以前に行われたものが該当することとなる。当該行為が同日以前に処罰される場合には本条が該当することとはならないが、同年 4 月 1 日以後に当該行為に関し処罰を受ける場合や、同日以後に当該行為が判明した場合には、本条の規定が適用されることとなる。

「この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為」には、次のようなものがある。

- (1) 附則第 3 条第 1 項の規定により、旧実施機関が本人を名宛人として適法に行った開示決定に基づき、令和 5 年 4 月 1 日以後に他人が当該本人になりすまして当該本人の個人情報の開示を受ける行為
- (2) 高槻市個人情報保護審査会の委員又は高槻市個人情報保護運営審議会の委員であった者について、附則第 3 条第 3 項の規定によってなお従前の例によりその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務に違反して、令和 5 年 4 月 1 日以後に当該秘密を漏らす行為

本条の規定は、旧条例の廃止に伴う経過措置のみならず、附則第 8 条の規定による高槻市情報公開条例の改正に伴い、附則第 9 条に規定する高槻市情報公開審査会の委員であった者に係る守秘義務違反に関する経過措置についても適用される。

【運用】

旧条例第 30 条から第 36 条までに規定されていた罰則のうち、施行日以後に処罰する場合における経過措置規定の適用関係は、次の表のとおり

である。なお、施行日前の行為に対する罰則については、全て本条の規定によることとなる。

区 分		施行日以後の行為	
旧条例	摘 要	生存者情報等	死者情報等
第 3 0 条	電算ファイルの不正提供	法第 1 7 6 条	条例附則第 3 条第 5 項
第 3 1 条	保有個人情報 の不正提供等	法第 1 8 0 条	条例附則第 3 条第 6 項
第 3 2 条	職権濫用収集	法第 1 8 1 条	
第 3 3 条	委員守秘義務違反	条例附則第 1 1 条	
第 3 4 条	区域外犯	・ 法第 1 8 3 条（国外犯）（法第 1 7 6 条、第 1 8 0 条又は第 1 8 1 条が適用されるもの） ・ 条例附則第 3 条第 7 項（同条第 5 項又は第 6 項が適用されるもの） ・ 条例附則第 1 1 条（同条が適用されるもの）	
第 3 5 条 第 1 項	両罰規定	・ 法第 1 8 4 条第 1 項（法第 1 7 6 条、第 1 8 0 条又は第 1 8 1 条が適用されるもの） ・ 条例附則第 3 条第 8 項（同条第 5 項又は第 6 項が適用されるもの） ・ 条例附則第 1 1 条（同条が適用されるもの）	
第 3 5 条 第 2 項		・ 法第 1 8 4 条第 2 項（法第 1 7 6 条、第 1 8 0 条又は第 1 8 1 条が適用されるもの） ・ 条例附則第 3 条第 9 項（同条第 5 項又は第 6 項が適用されるもの） ・ 条例附則第 1 1 条（同条が適用されるもの）	
第 3 6 条	不正な請求による開示決定	条例附則第 1 1 条	

※ この表において、「生存者情報等」とは法第 2 条第 1 項に規定する個人情報といい、「死者情報等」とは照合容易性のない個人情報又は死者情報をいう。

3 高槻市保有死者情報の開示に関する要綱の逐条解説

第1条 趣旨

第1条 この要綱は、市の機関が保有する死者情報の開示に関し必要な事項を定めるものとする。
--

【趣旨】

旧条例では、個人情報の範囲を「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報（特定個人情報を除く。）を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」と規定しており、①死者に関する情報、②照合容易性のない情報を個人情報に含めていた。本市では、死者情報に対する遺族等からの開示の要望には旧条例に基づく自己情報の開示制度により対応することとし、遺族等から旧実施機関に対して一定数の請求がなされてきた経過がある。他方で、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）における個人情報には上記①及び②の情報が含まれないこととなり、法に基づく保有個人情報の開示制度では当該要望に答えられないこととなる。

法における個人情報の範囲を条例等によって拡大することができるか否かについては、個人情報保護委員会は次のような見解を示している。

Q2-2-1 死者に関する情報のうち生存する遺族の個人情報に該当する情報について、法施行条例で特定の情報がこれに該当する旨を定めることはできるか。
--

A2-2-1 死者に関する情報のうち、生存する特定の個人に関する情報であって、当該生存する特定の個人を識別することができる情報は、当該生存する特定の個人を本人とする「個人情報」（法第2条第1項）に当たります。死者に関する情報が生存する特定の個人を本人とする「個人情報」に該当するか否かは、法の規定に基づき判断する必要があるため、法施行条例にそうした規定を設けることは認められません。一方で、死者に関する情報の取扱いについて、個人情報保護制度とは別の制度として、条例で定めることは妨げられません。
--

そこで、上記の個人情報保護委員会の見解を踏まえ、法の規定が地方公共団体の機関に直接適用されることになることに合わせ、本要綱を制定することにより、法に基づく保有個人情報の開示制度とは別に、市の機関が

保有する死者情報の開示制度を設けたものである。

【解釈】

死者情報の取扱いについては、令和4年2月28日付け高槻市個人情報保護運営審議会の答申において次のように示されている。

死者の個人情報に係る開示等請求の取扱い（諮問事項3）

国においては、開示等請求の対象となる「保有個人情報」に死者情報は含まれていない。しかし、「死者の個人情報はその遺族の情報として保護すれば足りる」との考えから、死者情報がその遺族の情報として整理できる場合には、当該遺族からの開示等請求を受け付けることとされており、実質的に本市と同様の対応となっている。そして、改正法の解釈・運用においても同様の考え方が踏襲されていることから、運用上の対応として、（中略）死者情報に対する開示等請求を引き続き認めることが望ましい。

上記の高槻市個人情報保護運営審議会の答申は、上記の個人情報保護委員会の見解が示される前になされており、純粋な死者情報（生存者情報と同一視できない死者情報）は法によるが対応できないことを踏まえていないとともに、別途制度を創設することは想定されていない。他方で、当該答申では「運用上の対応として、死者情報に対する開示等請求を引き続き認めることが望ましい」とされており、本要綱の制定によって、当該答申に沿った対応が可能となるものである。

【運用】

旧条例においては、「個人情報」の定義に死者情報が含まれていたため、死者情報の記録について事実の記載に誤りがあると認めるときにおける訂正請求（旧条例第14条）、死者情報が旧条例に違反して収集等がされているときにおける削除請求（旧条例第15条）、死者情報が旧条例に違反して目的外利用又は外部提供がされようとしていると認めるときにおける中止請求（旧条例第16条）が認められていた。他方で、旧条例が昭和62年に施行されてから令和5年に廃止されるまでの間において、死者情報に係るこれらの請求がなされた事例がない。

本要綱では、上記のような経過を踏まえ、死者情報の開示に関してのみ制度化するものである。他方で、市の機関の任意の判断により、死者情報に係る訂正・利用停止を行うことを否定するものではない。

第2条 定義

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 死者情報 死者に関する情報であつて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項各号のいずれかに該当するものをいう。
- (2) 保有死者情報 高槻市情報公開条例（平成15年高槻市条例第18号）第2条第2号に規定する公文書に記録されている死者情報をいう。
- (3) 市の機関 高槻市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高槻市条例第28号）第2条に規定する市の機関をいう。

【趣旨】

本条は、本要綱における用語の意義を定めたものである。

【解釈】

第1号関係

「死者情報」とは、死者に関する情報であつて、法第2条第1項各号、すなわち、①当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式）その他の知覚によっては認識することができない方式）で作られる記録）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）、②個人識別符号が含まれるもののいずれかに該当するものとしている。したがって、法における個人情報の定義のうち、「生存する個人に関する情報」を「死者に関する情報」に置き換えたものであり、生死に関する事項以外は全て共通している。

旧条例では、照合容易性のない情報であっても個人情報に含めていたため、従来の死者に関する情報についても同様であった。死者情報の開示制度においては、「生死」以外の点については法による取扱いと同一とする観点から、「死者情報」には、法における個人情報と同様に、照合容易性のない情報が含まれないこととなる。

第2号関係

本号は、開示の対象となる「保有死者情報」の範囲を定めたものであ

る。法における「保有個人情報」や旧条例における「自己情報」との整合性を図るため、高槻市情報公開条例第2条第2号に規定する公文書に記録されている死者情報を開示対象となる「保有死者情報」とする。

第3号関係

本号は、本要綱による死者情報の開示制度を実施する対象機関を定めたものである。当該制度については、市の執行機関全体で統一的に実施するため、本要綱は、市長事務部局だけではなく、行政委員会等の他の機関についても適用するため、高槻市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「施行条例」という。）第2条に規定する市の機関と同一とするものである。

本号に規定する「市の機関」は、具体的には次の機関となる。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長、財産区

なお、議会については、法及び施行条例の適用対象外となることから、本要綱についても適用対象外となるものである。議会については、本要綱による運用と同一の運用が可能となるよう、議会において別途「高槻市議会保有死者情報の開示に関する要綱」が制定されており、高槻市議会が保有する死者情報の開示については、本要綱の例によるものとされている。

第3条 死者情報の取扱い

第3条 市の機関は、遺族の権利利益を侵害しないよう慎重に配慮して死者情報を取り扱うものとする。

【趣旨】

本条は、保有死者情報の開示の前提として、死者情報の取扱いに関する原則を定め、遺族の権利利益を侵害しないよう慎重に配慮して取り扱うものとしたものである。

【解釈】

保有死者情報の開示制度を実施するに当たっては、市の機関において死者情報が適正な取扱いがなされている必要がある。保有死者情報については、法第5章第2節に規定する個人情報等の取扱いのルールが適用されるものではないものの、実務上は、生存者情報と死者情報を区分することなく、一体的に管理しているものと考えられる。本要綱においては、同節において規定される保有の制限、利用目的の明示、不適正な利用の禁止、適正な取得、正確性の確保、安全管理措置、従事者の義務、利用及び提供の制限等に対応する具体的な条文を持つものではないものの、法による個人情報等の取扱いのルールを踏まえ、死者情報を適切に取り扱うものとする。

。

第4条 開示申出をすることができる者及び情報

第4条 次の各号に掲げる者は、市の機関に対し、当該市の機関の保有する当該各号に定める情報（保有死者情報に限る。）の開示の申出をすることができる。

- (1) 死者である被相続人から財産又は損害賠償請求権等を相続した者
当該財産又は損害賠償請求権等に関する情報
- (2) 死者の情報が自身の近親者固有の慰謝料請求権その他の権利の情報にもなっている者 当該情報
- (3) 未成年者の死者の法定代理人であった者 当該死者に関する情報
- (4) 死者の死亡の当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母及び兄弟姉妹 当該死者の医療、看護、介護、事件、事故その他これらに類する情報

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は前項に規定する者（以下「開示申出者本人」という。）の委任による代理人（以下「代理人」という。）は、同項の規定による申出をしようとする者に代わって当該申出をすることができる。

【趣旨】

本条は、保有死者情報の開示の申出をすることができる者及び情報の範囲を定めたものである。

【解釈】

第1項関係

死者情報に対して開示を行う情報に関しては、令和4年2月28日付け高槻市個人情報保護運営審議会の答申において次のように示されている。

- 1 開示等請求者の個人情報でもある情報
死者名義の個人情報であっても、開示等請求者の個人情報でもある次の情報については、当然に開示等請求が認められる。
 - (1) 死者である被相続人から相続した財産に関する情報
 - (2) 死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報
 - (3) 死者の情報が、開示等請求者自身の権利（近親者固有の慰謝料請求権など）の情報にもなっている場合における当該死者の情報
- 2 開示等請求者が死者と特に密接な関係にあり、開示等請求者の個人情報とみなす情報

開示等請求者の個人情報ではないが、死者と特に密接な関係にあったことから、当該死者の個人情報を開示等請求者の個人情報とみなすことのできる情報があると考えられ、次のような場合においては、開示等請求者の個人情報とみなして開示等請求を認める。ただし、開示等により、死者の権利利益が侵害されるときは、これを認めない。

- (1) 未成年の死者に関する情報について、その法定代理人であった者が請求するとき。
- (2) 死者の医療、看護、介護、事件・事故その他これに類する情報について、その父母、兄弟姉妹、配偶者及び子が開示等請求をするとき。

上記の答申を踏まえ、本要綱に基づき開示の申出ができる者及び情報の範囲を次の４類型とする。

区分	開示の申出をすることができる者	開示することができる情報
(1)	死者である被相続人から財産又は損害賠償請求権等を相続した者	当該財産又は損害賠償請求権等に関する情報
(2)	死者の情報が自身の近親者固有の慰謝料請求権その他の権利の情報にもなっている者	当該情報
(3)	未成年者の死者の法定代理人であった者	当該死者に関する情報
(4)	死者の死亡の当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母及び兄弟姉妹	当該死者の医療、看護、介護、事件、事故その他これらに類する情報

第２項関係

旧条例の下では、任意代理人の場合は「開示請求が困難な場合」に限定されている（旧規則第５条の２）一方で、法による保有個人情報の開示では任意代理の範囲に関する制限がない。

死者情報の開示制度についても、法による取扱いと同一とする観点から、本項において①「未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人」、②「委任による任意代理人」、任意代理人の場合における困難性は要件としないこととする。

【運用】

法に基づく保有個人情報の開示及び旧条例に基づく自己情報の開示については、法律及び条例によって権利が付与されたものであり「請求」の文言が用いられている一方で、本要綱による手続では法的な権利が生ずるものではないことから、「申出」として対応するものである。したがって、保有死者情報の開示については、行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく救済措置を受けることはできない。

また、高槻市印鑑条例第18条では、「印鑑登録原票その他印鑑に関する文書は、法令の規定により請求がなされる場合を除き、閲覧に供しない」と規定されている。旧条例の開示請求では、「（広義の）法令の規定により請求がなされる場合」に該当するものとして取り扱ってきたところ、死者情報開示制度では、死者に係る印鑑登録証・印鑑登録証明書に関する情報は取り扱えないこととなる。

第5条 開示申出の手続

- 第5条 前条第1項又は第2項の規定による申出（以下「開示申出」という。）は、保有死者情報開示申出書（様式第1号）を市の機関に提出してしなければならない。この場合において、開示申出をする者は、次に掲げる書類等を提示し、又は提出しなければならない。
- (1) 開示申出者本人が当該開示申出に関し前条第1項各号に掲げる者であることを示す書類
 - (2) 前条第2項の規定による申出にあつては、開示申出者本人の代理人であることを示す書類
 - (3) 開示申出をする者に係る本人確認資料
- 2 市の機関は、前項の規定により提出された保有死者情報開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出をした者（以下「開示申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

【趣旨】

本条は、保有死者情報の開示申出の手続について定めたものである。

【解釈】

第1項各号列記以外の部分関係

本項前段は、保有死者情報の開示申出は、本要綱で定める様式による「保有死者情報開示申出書」を市の機関に提出して行わなければならないこととするものである。これは、開示申出の内容等を明確にするため、書面を提出して行うこととするものである。なお、開示申出書の提出は、法に基づく保有個人情報の開示請求の場合（法第77条第1項）と同様に、受付窓口（法務ガバナンス室又は死者情報を保有する担当部署）への持参・郵送のいずれの方法によっても行うことができることとする。

本項後段は、保有死者情報の開示に当たっては、死者や遺族等の権利利益を侵害しないよう慎重に配慮する必要があることから、開示申出をする者の本人確認のみならず、死者と開示申出者の関係性を確認できる書類等の提示又は提出を求めるものである。

第1項第1号関係

本号は、死者と開示申出者本人の関係性を確認するための書類等である。具体的には、戸籍証明書により死者と開示申出者との親族関係を確認することとなり、状況によっては遺産分割協議書及び相続人の印鑑登

録証明書、公正証書遺言、自筆証書遺言及び検認証明書等の提示等を受けるものとする。

第 1 項第 2 号関係

本号は、法定代理人又は任意代理人による開示申出において、代理権を有する者であることを確認するための書類等である。具体的には、法に基づく保有個人情報の開示の場合における代理人の確認書類等（個人情報の保護に関する法律施行令（以下「政令」という。）第 22 条第 3 項）に準じ、「戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示申出をする日前 30 日以内に作成されたもの）」により確認するものとする。

第 1 項第 3 号関係

本号は、実際に開示申出をする者（開示申出者本人の場合は当該本人、代理人の場合は当該代理人）に係る本人確認をするための書類等である。具体的には、法に基づく保有個人情報の開示の場合における本人の確認書類等（政令第 22 条第 1 項又は第 2 項）に準じ、「開示申出書に記載されている開示申出をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの等」により確認するものとする。また、郵送による申出の場合には、当該確認書類等の写しのほか、「住民票の写し等（開示申出をする日前 30 日以内に作成されたもの）」を提出することとする。

第 2 項関係

本制度は保有死者情報を開示するもので、実際に手続を行う開示申出者とは別人の情報を対象とするものであることから、開示申出者にとっては保有死者情報の特定が困難な場合が生ずると考えられる。そこで、本項では、開示申出書において保有死者情報が特定されていない場合のように形式上の不備がある場合には、相当の期間を定めた補正を求めることができるとしている。「補正を求めることができる」とされていることから、市の機関に補正を義務付けるものではないものの、補正が可能な場合には、開示申出者が再度開示申出の手続を行う手間を省くために、可能な限り補正を求めるものとする。

第6条 開示の範囲

第6条 市の機関は、開示申出があったときは、開示申出に係る保有死者情報に次に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示申出者に対し、当該保有死者情報を開示するものとする。

- (1) 開示申出関係者（開示申出に係る死者及び開示申出者（第4条第2項の規定により代理人が開示申出者本人に代わって開示申出をする場合にあっては、当該開示申出者本人）をいう。以下同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示申出関係者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示申出関係者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号（法第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）が含まれるもの又は開示申出関係者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示申出関係者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示申出関係者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（法第78条第2号ハに規定する公務員等をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (2) 法人等（法第78条第1項第3号に規定する法人等をいう。以下この号において同じ。）に関する情報又は開示申出関係者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 法第2条第11項に規定する行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らし

て合理的であると認められるもの

(3) 市の機関並びに国の機関、法第2条第9項に規定する独立行政法人等、他の地方公共団体及び同条第10項に規定する地方独立行政法人（次号において「国の機関等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(4) 市の機関又は国の機関等が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国の機関等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市が経営する企業、法第2条第9項に規定する独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業又は同条第10項に規定する地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(5) 開示申出者に保有死者情報を開示することにより、開示申出に係る死者の尊厳を害するおそれがある情報

【趣旨】

本条は、保有死者情報の開示申出があつた場合には、開示申出者に対して開示するものとする一般原則を定めるとともに、その場合において開示する保有死者情報の内容、範囲等を定めるものである。

【解釈】

第1号関係

本号は、開示申出関係者（開示申出に係る死者及び開示申出者（代理

人による開示申出をする場合にあっては、当該開示申出者本人））以外の個人に関する情報に関する不開示の範囲を定めるものであり、法第78条第1項第2号に相当するものである。

開示申出関係者以外の情報を「個人に関する情報」として不開示とするものであり、「個人に関する情報」は法に規定する「個人情報」とは異なり、第三者である死者情報も含まれる。これは、死者の尊厳を害することのないようにするとともに、死者に関する情報を第三者に開示されることが当該第三者の遺族に精神的苦痛を与え得ることに鑑みたものである。他方で、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、本号の「個人に関する情報」から除外されているが、これは事業情報をすべからず開示するという趣旨ではなく、法人等に関する情報と同様に、第2号によって開示の適否を判断することとするものである。

その他、本号該当性については、法に基づく保有個人情報の開示の場合における法第78条第1項第2号該当性を踏まえて判断することとする。

第2号関係

本号は、法人等に関する情報又は開示申出関係者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報に関する不開示の範囲を定めるものであり、法第78条第1項第3号に相当するものである。

「法人等」とは、同号に規定する法人等をいうものであり、基本的には法人その他の団体を指すものであるが、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除くものである。したがって、営利法人に限られず、学校法人、宗教法人、社会福祉法人、一般財団法人、一般社団法人等も含まれる。また、法人格を有しないPTA、自治会、商店会等で、団体としての名称や独自の規約をもち、かつ代表者等が定められているなど、団体としての実態を有する、いわゆる権利能力なき社團等も含まれる。

「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業（例：物品販売業、畜産業、水産業、医業等の事業であって対価の取得を目的としたものは、ほとんど含まれる。）を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

「当該事業に関する情報」とは、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等事業活動そのものに関する情報をいい、事業活動とは直接関係のない個人に関する情報（例：事業を営む個人の家族状況、事業活動とは区別される財産、所得等）は、本号から除かれ、第1号に規定する個人に関する情報となる。

その他、本号該当性については、法に基づく保有個人情報の開示の場合における法第78条第1項第3号該当性を踏まえて判断することとする。

第3号関係

本号は、市の機関その他行政機関等の内部における審議、検討又は協議が円滑に行われることを確保する観点から、これらの機関の内部又は相互間における意思形成過程の途上にある保有死者情報に関する不開示の範囲を定めるものであり、法第78条第1項第6号に相当するものである。

「審議、検討又は協議に関する情報」とは、市の機関及び国等の内部又は相互における審議、検討、協議のほか意見調整、打合せ、相談など審議、検討、協議という名称が用いられていないものも含まれ、これらの審議等に関連して作成し、又は取得した情報をいう。

「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ」とは、公開することにより、外部からの圧力や干渉等を招き、自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、又は中立的な意思決定ができなくなる場合をいう。

「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係が不十分な情報を公開することにより、市民に不正確な理解や誤解を与え、不当に市民の間に混乱させることとなる場合をいう。

「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、時期尚早に情報を公開することにより、投機を助長するなどして特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすこととなる場合をいう。

その他、本号該当性については、法に基づく保有個人情報の開示の場合における法第78条第1項第6号該当性を踏まえて判断することとする。

第4号関係

本号は、行政が行う事務又は事業の公正かつ適切な執行を確保する観点から、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に関する不開示の範囲を定めるものであり、法第78条第1項第7号に相当するものである。

行政が行う事務又は事業の中には、その性質や目的等からみて執行前又は執行過程で情報を開示した場合、その事務又は事業を実施する目的を失わせたり、特定の者に不当な利益を与えたりするなど、事務又は事

業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることがある。本号は、このようなおそれのある情報は不開示とするものである。

「市の機関又は国の機関等が行う事務又は事業に関する情報」とは、市の機関又は国の機関等が単独又は共同で行う全ての事務又は事業をいい、事務又は事業の内容に直接関わる情報だけでなく、その実施に影響を与える関連する情報を含むものである。

その他、本号該当性については、法に基づく保有個人情報の開示の場合における法第78条第1項第7号該当性を踏まえて判断することとする。

第5号関係

本号は、開示申出者に保有死者情報を開示することにより、開示申出に係る死者の尊厳を害するおそれがある情報を不開示とするもので、法に基づく保有個人情報の開示に関しては相当する規定がなく、保有死者情報開示制度特有の不開示情報である。

保有死者情報の開示については、遺族等に死者の情報を開示するものであるところ、遺族等に対する開示であったとしても、死者の尊厳を害することとなることがあり得る。また、高槻市個人情報保護運営審議会の答申においても、遺族等による死者情報の開示を無制限に認めることとするものではなく、第4条第1項に規定する者及び情報に限って開示を認めることとするものであるとともに、開示等により死者の権利利益が侵害されるときには開示等を認めないこととしている情報もある。

本号に該当することによって不開示とする情報については、遺族等に対して開示する場合であっても死者の尊厳を害することとなる情報のうち、死者が生存していた時点において開示申出者が了知することがないと考えられるものである。具体的な例としては、①職員として在職していた死者の賞罰に関する情報、②死者の犯罪歴に関する情報、③死者に係る市税の滞納処分に関する情報等が該当する可能性があるものと考えられる。これらの情報については、第4条第1項に規定する開示対象の情報に該当するものであったとしても、本号の規定により不開示とする。

第7条 部分開示

第7条 市の機関は、開示申出に係る保有死者情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示申出者に対し、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。

2 開示申出に係る保有死者情報に前条第1号の情報（開示申出関係者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示申出関係者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示申出関係者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

本条は、保有死者情報の一部に不開示情報が含まれている場合における部分開示について定めたものであるとともに、保有死者情報に第三者の個人に関する識別情報が含まれている場合には、当該識別部分を除いて部分開示することを定めたものである。

【解釈】

第1項関係

本項は、開示申出に係る保有死者情報の一部に不開示情報が含まれているという理由で全体を不開示にすべきではなく、開示可能な部分は開示することとする原則を定めたものである。「容易に区分して除くことができる」ときは、不開示情報と開示情報の区分自体は容易であつても、電磁的記録における技術的な分離が困難な場合が該当することとなる。

その他、本項該当性については、法に基づく保有個人情報の開示の場合における法第79条第1項該当性を踏まえて判断することとする。

第2項関係

本項は、個人識別性のある部分を除いた場合に、残りの部分を開示しても開示申出関係者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときには、第6項第1号の規定による不開示にする意義が乏しい。この場合において、識別性を排除した残りの部分については、厳密には「個人に関する情報」に該当するものの、「個人に関する情報」に

は含まれないものと「みなして」取り扱うことにより、プライバシーの保護との均衡を図りながら保有死者情報を部分的に開示することとするものである。

その他、本項該当性については、法に基づく保有個人情報の開示の場合における法第79条第2項該当性を踏まえて判断することとする。

第 8 条 保有死者情報の存否に関する情報

第 8 条 開示申出に対し、当該開示申出に係る保有死者情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、市の機関は、当該保有死者情報の存否を明らかにしないで回答することができる。

【趣旨】

保有死者情報の開示申出に対しては、申出の対象となる保有死者情報の存否を明らかにし、開示又は不開示を回答すべきであるところ、本条では、保有死者情報の存否を明らかにしないで回答することができることを定めたものである。

【解釈】

旧条例に基づく自己情報の開示請求に対し、存否応答拒否を行った実績はないものの、存否応答拒否は法に基づく保有個人情報の開示においても開示区分の種類の 1 つ（全部開示・部分開示・不開示・不存在・存否応答拒否）であることから、保有死者情報の開示の場合においても規定を設けたものである。

【運用】

保有死者情報の開示に関しては、遺族等とはいえ死者本人とは別人に開示するものであることから、特に、存否を明らかにすることで第 6 条第 5 号に規定する不開示情報を開示することとなることがあり得るため、保有個人情報の開示する場合に比して適用する可能性が高いといえる。

第9条 開示申出に対する措置

第9条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示申出者に対し、保有死者情報開示申出回答書（様式第2号）により回答するものとする。

- (1) 開示申出に係る保有死者情報の全部又は一部を開示する場合
- (2) 開示申出に係る保有死者情報の全部を開示しない場合
- (3) 開示申出に係る保有死者情報を保有していない場合
- (4) 前条の規定により存否を明らかにしない場合

【趣旨】

本条は、開示申出に対する保有死者情報の開示の可否を決定したときは、開示申出者に対して書面で回答することとともに、その書面の様式を様式第2号において定めることとしたものである。

【解釈】

開示申出に対しては、第1号から第4号までのいずれかに係る回答を行うこととなり、全ての回答の場合において保有死者情報開示申出回答書（様式第2号）を用いるものである。

保有死者情報の不開示（部分開示を含む。）、不存在又は存否応答拒否の回答をする場合には、その理由を回答書に記載するものとする。保有死者情報の開示の回答は、行政手続法又は高槻市行政手続条例に規定する「処分」に該当しないことから、同法第8条又は同条例第8条に規定する理由の提示に関する規定は適用されない。他方で、申出者の意に沿わない回答をする場合には、説明責任を果たす観点から、回答書に理由を付すこととするものである。また、部分開示の場合には、不開示の部分についても併せて回答書に記載することとする。

【運用】

本要綱では、法第80条に規定する「裁量的開示」に相当する規定は設けていない。「裁量的開示」については、①旧条例に基づく自己情報開示制度において実績がないこと、②要綱に基づく裁量的開示（本来不開示である情報を裁量的に開示すること）は地方公務員法上の守秘義務違反につながるおそれがあることから、実施しないこととする。

また、本要綱では、法第86条に規定する「第三者に対する意見書提出の機会の付与等」に相当する規定は設けていない。「第三者意見照会」については、①旧条例に基づく自己情報開示制度において実績がないこと、②本要綱に基づく制度において第三者の権利保障のための手続を設ける実

益がない（第三者が審査請求することができることとはならない）、③個人情報保護制度における開示に係る第三者意見照会は、請求者・申出者の差異によって公開される範囲が変わることのない情報公開制度における場合と異なり、請求者・申出者を第三者に知られる可能性が高く、運用面のハードルが高いことなどを踏まえ、本要綱では規定を設けないこととした。なお、市の機関の判断により、任意に第三者に意見照会することを否定するものではないが、上記③のとおり開示申出者の特定につながるおそれがあり、運用には慎重な判断を要する。

第 10 条 開示申出に対する回答の期限

第 10 条 前条の規定による回答は、開示申出があった日から 15 日以内にするものとする。ただし、第 5 条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 15 日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示申出者に対し、遅滞なく、回答期間延長通知書（様式第 3 号）により通知するものとする。

【趣旨】

本条は、保有死者情報の開示申出に対する回答の期限について定めたものである。

【解釈】

第 1 項関係

法に基づく保有個人情報の開示決定等については、法第 83 条第 1 項において「請求があった日から 30 日以内」にしなければならないとする期限が定められている一方で、施行条例第 3 条の規定によって「30 日」を「15 日」に読み替えている。

本項は、保有死者情報の開示申出に対する回答の期限について、市の機関における保有個人情報の場合と同様に、「開示申出があった日から 15 日以内」とするものである。民法第 140 条の規定により、期間の計算において請求日が参入されないことについては、法に基づく保有個人情報の開示の場合と同様であり、詳細は施行条例第 4 条に係る解釈を参照のこと。

第 2 項関係

法に基づく保有個人情報の開示決定等に係る期間の延長については、法第 83 条第 2 項において「30 日以内」に限り延長することができる」とされている一方で、施行条例第 3 条の規定によって「30 日」を「15 日」に読み替えている。

本項は、保有死者情報の開示申出に対する回答の期限の延長について、市の機関における保有個人情報の場合と同様に、15 日以内に限り延長することができることとするものである。

第 11 条 開示申出に対する回答の期限の特例

第 11 条 開示申出に係る保有死者情報が著しく大量である場合又は災害その他やむを得ない理由がある場合であって、前条第 1 項に規定する期間に同条第 2 項に規定する日数を加えた期間内にその全てについて開示申出に対する回答をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときには、同条の規定にかかわらず、市の機関は、開示申出に係る保有死者情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示申出に対する回答をし、残りの保有死者情報については相当の期間内に当該回答をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有死者情報について開示の回答をする期限

【趣旨】

本条は、開示請求に係る公文書が著しく大量である場合又は自然災害や新型コロナウイルス等の感染症に係る臨時・緊急の事務処理が必要な場合等において、死者情報の開示手続と行政運営の確保との均衡を図るため、開示の回答期間の特例として、保有死者情報のうち相当部分について 30 日以内に開示の可否等の回答をし、残りの部分については、その後の相当の期間内に決定すれば足りること等とするものである。

【解釈】

法に基づく保有個人情報の開示の場合には、法第 84 条の規定により「大量の場合」に限定されているが、本市では令和 3 年に旧条例の一部改正を行い、「災害の場合」についても期限の特例に係る規定を適用できることとしてきた経過があること、高槻市情報公開条例においても同様の規定を設けていること、情報公開制度との平仄を図ることを踏まえ、保有死者情報の開示においても「災害その他やむを得ない理由がある場合」には期限の特例に係る規定を適用することができることとしたものである。

【運用】

本市の情報公開制度及び個人情報保護制度における特例延長は、令和 3 年度から制度化しているものであり、令和 3 年度及び令和 4 年度中に特例延長に係る規定を適用した事例はない。

旧条例における特定延長制度の導入に関する高槻市個人情報保護運営審議会の答申では、「特例延長規定の必要性については異論がないものの、

実施機関が決定期限を恣意的に設定するおそれは否定できないこと」との懸念が示されている。法の規定が地方公共団体の機関に直接適用された後においても、保有個人情報に係る特例延長規定の適用に当たっては、当該答申で示されている「①特例延長規定の適用においては、厳格な解釈・運用を行うこと、②特例延長規定を適用した場合には、請求の内容、適用した理由、延長後の決定期限等を本審議会に報告すること」を踏まえて運用する一方で、保有死者情報に関しては、上記②の同審査会への報告は行わないものの、上記①の厳格な解釈・運用に準じて取り扱うこととする。なお、当該答申で示されている解釈・運用は、次のとおりである。

1 特例延長規定の適用が想定されるケース

(1) 開示請求

次に掲げる場合であって、現行の最大期間（３０日）以内に開示決定等を行うことにより実施機関が遂行すべき事務が看過できない程度に停滞するおそれがあると認められるとき。

ア 公文書に記録された請求者の情報が著しく大量である場合

イ 災害その他やむを得ない理由がある場合

(2) 訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求

関係者への聞き取り等を含む事実確認、事務上の必要性に係る調査・検討等を行うために、特に長期間を要すると認められる場合

2 最終期限に先行して開示決定等を行うこととなる「相当の部分」の解釈

「相当の部分」とは、実施機関が３０日以内に処理することができる範囲の情報量であって、開示請求の趣旨に配慮した一定のまとまりのある部分とすることが望ましい。

3 最終期限となる「相当の期間」の解釈

「相当の期間」とは、情報の量又は内容から見て、社会通念上相当と考えられる期間でなければならない。

第 12 条 開示の実施

第 12 条 保有死者情報の開示は、法第 87 条第 1 項及び第 88 条の規定の例により行うものとする。

2 保有死者情報の開示は、高槻市情報公開条例第 3 条第 3 項の規定による情報の提供として行うものとする。

【趣旨】

本条は、保有死者情報の開示については、保有個人情報の開示の場合と同様に法第 87 条第 1 項（開示の実施）及び第 88 条（他の法令による開示の実施との調整）の規定の例により行うこととともに、高槻市情報公開条例第 3 条第 3 項の規定による情報の提供として行うこととすることを確率的に規定したものである。

【解釈】

第 1 項関係

法第 87 条第 1 項本文では、「保有個人情報の開示は、当該保有個人情報、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う」と規定されており、保有死者情報の開示においても、その例により行うものである。閲覧は、保有死者情報が記録されている公文書の原本をもって行うことが原則であるものの、同項ただし書では「文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる」と規定されており、保有死者情報の開示においても、①当該公文書が汚損し、又は破損するおそれがあるとき、②当該公文書の原本を日常業務に使用する必要があり、閲覧等に供することにより日常業務の遂行に支障があるとき、③部分開示のときなどの場合には、当該公文書の写しを用いて閲覧に供するものとする。

第 2 項関係

旧条例に基づく自己情報の開示については、旧条例第 20 条第 1 項において無料と定めるとともに、写しの交付を受ける場合には、写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならないこととしていた。

法の規定が地方公共団体の機関に直接適用されるに当たり、保有個人情報の開示における写しの作成に要する費用を手数料として整理するとともに、高槻市情報公開条例に基づく公文書の公開及び情報の提供における写しの作成に要する費用についても、同様に手数料として整理した

ところである。

保有死者情報については、本項において確認的に規定するとおり、高槻市情報公開条例第3条第3項に規定する情報の提供として行うものである。したがって、写しの交付を受ける場合には同条例に規定する手数料を納付することとなるとともに（同条例第14条第6項において準用する同条第2項）、送付に要する費用を納付して保有死者情報が記録された公文書の写しの送付を求めることができることとなるものである（同条第6項において準用する同条第5項）。

保有死者情報の開示における手数料額は、保有個人情報の開示の場合と同様に、次のとおりとなる。

区 分		手数料額（1枚につき）
複写機（※1）による写しの作成	モノクロ単色刷り	10円
	多色刷り	20円
光ディスク（※2）への複写による作成		100円

※1 日本産業規格A列3番及び4番並びにB列4番及び5番の用紙への複写とし、用紙の両面に複写等をする場合については片面を1枚として計算する。

※2 直径120ミリメートルのコンパクトディスクレコード又はDVDレコードディスク

※3 上記の光ディスク以外の電磁的記録による写しの交付に係る手数料については、電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して、高槻市情報公開条例の規定に基づき規則で定めることができることとしている。

また、高槻市情報公開条例第23条において、他の制度との調整として「この条例は、法令により公文書の閲覧若しくは縦覧又は写しの交付の手續が定められている場合は、適用しないものとする」とされており、本項の規定により、同条例に基づく情報の提供として実施する保有死者情報の開示に当たっても同条の規定が適用されることを確認しているところである。したがって、次に掲げる手續その他法令（条例を含む。同条例第6条第1項第1号アに規定する「法令」と同義）による手續を行うことが可能な場合には、当該法令において権利保障されている当該手續によることとなる。

- (1) 生存者情報と死者情報が同一の公文書に記録されている場合において、当該生存者が法に基づく保有個人情報の開示を請求することができる場合

- (2) 死者情報が記録された住民基本台帳法に基づく除票（消除した住民票又は改製前の住民票）の写しの交付等を請求することができる場合

第 13 条 委任

第 13 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、所管部長が定める。

【趣旨】

本条は、本要綱の実施に関し必要な事項を定める権限を所管部長（総務部長）に委任することについて定めたものである。

【解釈】

本要綱に基づく事務に関する事項を定める必要性が生じた場合には、別途、要領等により定めるものとする。

【運用】

本要綱を実施するに当たっての必要な事項を定めるに当たっては、特に密接に関連する法に基づく保有個人情報の開示制度との整合性を図ることにより、市民にとって分かりやすい制度とするよう努めることとする。

4 関係資料

個人情報保護に関する法律

発令 : 平成15年5月30日 号外法律第57号

最終改正 : 令和7年6月18日 号外法律第70号

改正内容 : 令和7年6月18日 号外法律第70号[令和7年6月18日]

○個人情報保護に関する法律

[平成十五年五月三十日 号外法律第五十七号]

[総理大臣署名]

個人情報保護に関する法律をここに公布する。

個人情報保護に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 国及び地方公共団体の責務等(第四条—第六条)

第三章 個人情報保護に関する施策等

第一節 個人情報保護に関する基本方針(第七条)

第二節 国の施策(第八条—第十一条)

第三節 地方公共団体の施策(第十二条—第十四条)

第四節 国及び地方公共団体の協力(第十五条)

第四章 個人情報取扱事業者等の義務等

第一節 総則(第十六条)

第二節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務(第十七条—第四十条)

第三節 仮名加工情報取扱事業者等の義務(第四十一条・第四十二条)

第四節 匿名加工情報取扱事業者等の義務(第四十三条—第四十六条)

第五節 民間団体による個人情報保護の推進(第四十七条—第五十六条)

第六節 雑則(第五十七条—第五十九条)

第五章 行政機関等の義務等

第一節 総則(第六十条)

第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い(第六十一条—第七十三条)

第三節 個人情報ファイル(第七十四条・第七十五条)

第四節 開示、訂正及び利用停止

第一款 開示(第七十六条—第八十九条)

第二款 訂正(第九十条—第九十七条)

第三款 利用停止(第九十八条—第一百三条)

第四款 審査請求(第一百四条—第一百七条)

第五款 条例との関係(第一百八条)

第五節 行政機関等匿名加工情報の提供等(第一百九条—第一百二十三条)

第六節 雑則(第一百二十四条—第一百二十九条)

第六章 個人情報保護委員会

第一節 設置等(第一百三十条—第一百四十五条)

第二節 監督及び監視

第一款 個人情報取扱事業者等の監督(第一百四十六条—第一百五十二条)

第二款 認定個人情報保護団体の監督(第一百五十三条—第一百五十五条)

第三款 行政機関等の監視(第一百五十六条—第一百六十条)

第三節 送達(第一百六十一条—第一百六十四条)

第四節 雑則(第一百六十五条—第一百七十条)

第七章 雑則(第一百七十一条—第一百七十五条)

第八章 罰則(第一百七十六条—第一百八十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。))で作られる記録をいう。以下同じ。))に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。))により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

二 個人識別符号が含まれるもの

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

5 この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。))。

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。))。

6 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにした

ものをいう。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

7 この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

8 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

三 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第三条第二項に規定する機関(第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

9 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。

10 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

一 行政機関

二 地方公共団体の機関(議会を除く。次章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、以下同じ。)

三 独立行政法人等(別表第二に掲げる法人を除く。第十六条第二項第三号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第四項から第六項まで、第百十九条第五項から第七項まで並びに第二百五条第二項において同じ。)

四 地方独立行政法人(地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号(チに係る部分に限る。)に掲げる業務を目的とするものを除く。第十六条第二項第四号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第七項から第九項まで、第百十九条第八項から第十項まで並びに第二百五条第二項において同じ。)

(基本理念)

第三条 個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。

第二章 国及び地方公共団体の責務等

(国の責務)

第四条 国は、この法律の趣旨にのっとり、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該

区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるとともに、国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築するために必要な措置を講ずるものとする。

第三章 個人情報の保護に関する施策等

第一節 個人情報の保護に関する基本方針

第七条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向

二 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項

三 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

四 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

五 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

六 第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者及び同条第六項に規定する匿名加工情報取扱事業者並びに第五十一条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

七 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項

八 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、個人情報保護委員会が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第二節 国の施策

(国の機関等が保有する個人情報の保護)

第八条 国は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、独立行政法人等について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(地方公共団体等への支援)

第九条 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、情報の提供、地方公共団体又は事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情処理のための措置)

第十条 国は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適正な取扱いを確保するための措置)

第十一条 国は、地方公共団体との適切な役割分担を通じ、次章に規定する個人情報取扱事業者による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、第五章に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第三節 地方公共団体の施策

(地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護)

第十二条 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(区域内の事業者等への支援)

第十三条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(苦情の処理のあっせん等)

第十四条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四節 国及び地方公共団体の協力

第十五条 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

第四章 個人情報取扱事業者等の義務等

第一節 総則

(定義)

第十六条 この章及び第八章において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの(利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。)をいう。

一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

2 この章及び第六章から第八章までにおいて「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一 国の機関

二 地方公共団体

三 独立行政法人等

四 地方独立行政法人

3 この章において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

4 この章において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のものをいう。

5 この章、第六章及び第七章において「仮名加工情報取扱事業者」とは、仮名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの(第四十一条第一項において「仮名加工情報データベース等」という。)を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。

6 この章、第六章及び第七章において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの(第四十三条第一項において「匿名加工情報データベース等」という。)を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。

7 この章、第六章及び第七章において「個人関連情報取扱事業者」とは、個人関連情報を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができ

るように体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの(第三十一条第一項において「個人関連情報データベース等」という。)を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。

- 8 この章において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

第二節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務

(利用目的の特定)

第十七条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第十八条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

- 3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令(条例を含む。以下この章において同じ。)に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的(以下この章において「学術研究目的」という。)で取り扱う必要があるとき(当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。))。

六 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。))。

(不適正な利用の禁止)

第十九条 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第二十条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行する

ことに對して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつて、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。))。

六 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であつて、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき(当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。))。

七 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第五十七条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

八 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

(取得に際しての利用目的の通知等)

第二十一条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴つて契約書その他の書面(電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保等)

第二十二条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従業者の監督)

第二十四条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第二十五条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(漏えい等の報告等)

第二十六条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者(同項ただし書の規定による通知をした者を除く。)は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
(第三者提供の制限)

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき(個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき(当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。)

七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第二十条第一項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)である場合は、この限りでない。

一 第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人。以下この条、第三十条第一項第一号及び第三十二条第一項第一号において同じ。)の氏名

二 第三者への提供を利用目的とすること。

三 第三者に提供される個人データの項目

四 第三者に提供される個人データの取得の方法

五 第三者への提供の方法

六 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

七 本人の求めを受け付ける方法

八 その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項

3 個人情報取扱事業者は、前項第一号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第三号から第五号まで、第七号又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

4 個人情報保護委員会は、第二項の規定による届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届出があったときも、同様とする。

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

6 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第二十八条 個人情報取扱事業者は、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第三十一条第一項第二号において同じ。)(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。))にある第三者(個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(第三項において「相当措置」という。))を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。))に個人データを提供する場合には、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

3 個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者(第一項に規定する体制を整備している者に限る。))に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第二十九条 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者(第十六条第二項各号に掲げる者を

除く。以下この条及び次条(第三十一条第三項において読み替えて準用する場合を含む。)において同じ。)に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか(前条第一項の規定による個人データの提供にあっては、第二十七条第一項各号のいずれか)に該当する場合は、この限りでない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第三十条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 前項の第三者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

4 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第三十一条 個人関連情報取扱事業者は、第三者が個人関連情報(個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。)を個人データとして取得することが想定されるときは、第二十七条第一項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをして、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

一 当該第三者が個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

二 外国にある第三者への提供にあっては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

2 第二十八条第三項の規定は、前項の規定により個人関連情報取扱事業者が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。

3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定により個人関連情報取扱事業者が確認する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第三十二条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 全ての保有個人データの利用目的(第二十一条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。)

三 次項の規定による求め又は次条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)、第

三十四条第一項若しくは第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に応じる手続(第三十八条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)

四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

二 第二十一条第四項第一号から第三号までに該当する場合

3 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示)

第三十三条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法(当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法)により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

三 他の法令に違反することとなる場合

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

4 他の法令の規定により、本人に対し第二項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

5 第一項から第三項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第二十九条第一項及び第三十条第三項の記録(その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第三十七条第二項において「第三者提供記録」という。)について準用する。

(訂正等)

第三十四条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下この条において「訂正等」という。)を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知しなければならない。

(利用停止等)

第三十五条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが

第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下この条において「利用停止等」という。)を請求することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第二十七条第一項又は第二十八条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。
- 4 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 5 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第二十六条第一項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。
- 6 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 7 個人情報取扱事業者は、第一項若しくは第五項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三項若しくは第五項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第三十六条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第三項、第三十三条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)、第三十四条第三項又は前条第七項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の請求等に応じる手続)

第三十七条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第二項の規定による求め又は第三十三条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。次条第一項及び第三十九条において同じ。)、第三十四条第一項若しくは第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求(以下この条及び第五十四条第一項において「開示等の請求等」という。)に関し、政令で定めるところにより、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データ又は第三者提供記録を特定するに足る事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データ又は当該第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人

の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

3 開示等の請求等は、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。

4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(手数料)

第三十八条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第二項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第三十三条第一項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

(事前の請求)

第三十九条 本人は、第三十三条第一項、第三十四条第一項又は第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から二週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。

2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

3 前二項の規定は、第三十三条第一項、第三十四条第一項又は第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

(個人情報取扱事業者による苦情の処理)

第四十条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

第三節 仮名加工情報取扱事業者等の義務

(仮名加工情報の作成等)

第四十一条 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報(仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。)を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第三項において読み替えて準用する第七項において同じ。)を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。

3 仮名加工情報取扱事業者(個人情報取扱事業者である者に限る。以下この条において同じ。)は、第十八条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第十七条第一項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報(個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。)を取り扱ってはならない。

4 仮名加工情報についての第二十一条の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第四項第一号から第三号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。

5 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第二十二条の規定は、適用しない。

6 仮名加工情報取扱事業者は、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条第一項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第二十七条第五項中「前各項」とあるのは「第四十一条第六項」と、同項第三号中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置き

て」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなれば」と、第二十九条第一項ただし書中「第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか(前条第一項の規定による個人データの提供にあっては、第二十七条第一項各号のいずれか)」とあり、及び第三十条第一項ただし書中「第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第二十七条第五項各号のいずれか」とする。

- 7 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 8 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第十七条第二項、第二十六条及び第三十二条から第三十九条までの規定は、適用しない。

(仮名加工情報の第三者提供の制限等)

第四十二条 仮名加工情報取扱事業者は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。次項及び第三項において同じ。)を第三者に提供してはならない。

- 2 第二十七条第五項及び第六項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第五項中「前各項」とあるのは「第四十二条第一項」と、同項第一号中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、同項第三号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなれば」と読み替えるものとする。
- 3 第二十三条から第二十五条まで、第四十条並びに前条第七項及び第八項の規定は、仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第二十三条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第七項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

第四節 匿名加工情報取扱事業者等の義務

(匿名加工情報の作成等)

第四十三条 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報(匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。)を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。
- 4 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表すると

もに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

5 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

6 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(匿名加工情報の提供)

第四十四条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報(自ら個人情報を加工して作成したものを除く。以下この節において同じ。)を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

(識別行為の禁止)

第四十五条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第四十三条第一項若しくは第百十六条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(安全管理措置等)

第四十六条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第五節 民間団体による個人情報の保護の推進

(認定)

第四十七条 個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者(以下この章において「個人情報取扱事業者等」という。)の個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報(以下この章において「個人情報等」という。)の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第三号ロにおいて同じ。)は、個人情報保護委員会の認定を受けることができる。

一 業務の対象となる個人情報取扱事業者等(以下この節において「対象事業者」という。)の個人情報等の取扱いに関する第五十三条の規定による苦情の処理

二 個人情報等の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供

三 前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

2 前項の認定は、対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲を限定して行うことができる。

3 第一項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、個人情報保護委員会に申請しなければならない。

4 個人情報保護委員会は、第一項の認定をしたときは、その旨(第二項の規定により業務の範囲を限定する認定にあっては、その認定に係る業務の範囲を含む。)を公示しなければならない。

(欠格条項)

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

- 一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - 二 第百五十五条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
 - 三 その業務を行う役員(法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。)のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ロ 第百五十五条第一項の規定により認定を取り消された法人において、その取消しの日前三十日以内にその役員であった者でその取消しの日から二年を経過しない者
- (認定の基準)

第四十九条 個人情報保護委員会は、第四十七条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

- 一 第四十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。
- 二 第四十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うに足る知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。
- 三 第四十七条第一項各号に掲げる業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって同項各号に掲げる業務が不公正になるおそれがないものであること。

(変更の認定等)

第五十条 第四十七条第一項の認定(同条第二項の規定により業務の範囲を限定する認定を含む。次条第一項及び第百五十五条第一項第五号において同じ。)を受けた者は、その認定に係る業務の範囲を変更しようとするときは、個人情報保護委員会の認定を受けなければならない。ただし、個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 第四十七条第三項及び第四項並びに前条の規定は、前項の変更の認定について準用する。

(廃止の届出)

第五十一条 第四十七条第一項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。)を受けた者(以下この節及び第六章において「認定個人情報保護団体」という。)は、その認定に係る業務(以下この節及び第六章において「認定業務」という。)を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

- 2 個人情報保護委員会は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(対象事業者)

第五十二条 認定個人情報保護団体は、認定業務の対象となることについて同意を得た個人情報取扱事業者等を対象事業者としなければならない。この場合において、第五十四条第四項の規定による措置をとったにもかかわらず、対象事業者が同条第一項に規定する個人情報保護指針を遵守しないときは、当該対象事業者を認定業務の対象から除外することができる。

- 2 認定個人情報保護団体は、対象事業者の氏名又は名称を公表しなければならない。

(苦情の処理)

第五十三条 認定個人情報保護団体は、本人その他の関係者から対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない。

- 2 認定個人情報保護団体は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該対象事業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

- 3 対象事業者は、認定個人情報保護団体から前項の規定による求めがあったときは、正当

な理由がないのに、これを拒んではならない。

(個人情報保護指針)

第五十四条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に応じる手続その他の事項又は仮名加工情報若しくは匿名加工情報に係る作成の方法、その情報の安全管理のための措置その他の事項に関し、消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて、この法律の規定の趣旨に沿った指針(以下この節及び第六章において「個人情報保護指針」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、当該個人情報保護指針を個人情報保護委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 個人情報保護委員会は、前項の規定による個人情報保護指針の届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人情報保護指針を公表しなければならない。

4 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針が公表されたときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとらなければならない。

(目的外利用の禁止)

第五十五条 認定個人情報保護団体は、認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

(名称の使用制限)

第五十六条 認定個人情報保護団体でない者は、認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第六節 雑則

(適用除外)

第五十七条 個人情報取扱事業者等及び個人関連情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報等及び個人関連情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、この章の規定は、適用しない。

一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(報道を業として行う個人を含む。) 報道の用に供する目的

二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的

三 宗教団体 宗教活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的

四 政治団体 政治活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的

2 前項第一号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること(これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。)をいう。

3 第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者等は、個人データ、仮名加工情報又は匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報等の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(適用の特例)

第五十八条 個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者のうち次に掲げる者については、第三十二条から第三十九条まで及び第四節の規定は、適用しない。

一 別表第二に掲げる法人

二 地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号(チに係る部分に限る。)に掲げる業務を目的とするもの

2 次の各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者による個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いとみなして、この章(第三十二条から第三十九条まで及び第四節を除く。)及び第六章から第八章までの規

定を適用する。

一 地方公共団体の機関 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院(次号において「病院」という。)及び同条第二項に規定する診療所並びに学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学の運営

二 独立行政法人労働者健康安全機構 病院の運営
(学術研究機関等の責務)

第五十九条 個人情報取扱事業者である学術研究機関等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第五章 行政機関等の義務等

第一節 総則

(定義)

第六十条 この章及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員(独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。)第二条第二項に規定する行政文書をいう。)、法人文書(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。)第二条第二項に規定する法人文書(同項第四号に掲げるものを含む。))をいう。))又は地方公共団体等行政文書(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの(行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。))をいう。))以下この章において「行政文書等」という。))に記録されているものに限る。

2 この章及び第八章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

3 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部(これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報(同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。以下この項において同じ。))、独立行政法人等情報公開法第五条に規定する不開示情報(同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。))又は地方公共団体の情報公開条例(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。))に規定する不開示情報(行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。))が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。))を加工して得られる匿名加工情報をいう。

一 第七十五条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同条第三項の規定により同条第一項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第二条第一項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求(行政機関情報公開法第三条、独立行政法人等情報公開法第三条又は情報公開条例の規定による開示の請求をいう。))があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこ

ととなるものであること。

イ 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

ロ 行政機関情報公開法第十三条第一項若しくは第二項、独立行政法人等情報公開法第十四条第一項若しくは第二項又は情報公開条例(行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定に相当する規定を設けているものに限る。)の規定により意見書の提出の機会を与えること。

三 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第百十六条第一項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。

4 この章において「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合体であつて、次に掲げるものをいう。

一 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報(要配慮個人情報を除く。)のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。)の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第六十二条 行政機関等は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第六十三条 行政機関の長(第二条第八項第四号及び第五号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第百七十四条において同じ。)、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人(以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。)は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第六十四条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第六十五条 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報に過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

二 指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。) 公の施設(同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。)の管理の業務

三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第六十七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第百七十六条において同じ。)若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の報告等)

第六十八条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

二 当該保有個人情報に第七十八条第一項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用する

ことについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第七十条 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(外国にある第三者への提供の制限)

第七十一条 行政機関の長等は、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。)(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)にある第三者(第十六条第三項に規定する個人データの取扱いについて前章第二節の規定により同条第二項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(第三項において「相当措置」という。)を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。)に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

2 行政機関の長等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

3 行政機関の長等は、保有個人情報を外国にある第三者(第一項に規定する体制を整備している者に限る。)に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第七十二条 行政機関の長等は、第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第七十三条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。以下この条及び第二百二十八条において同じ。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供してはならない。

2 行政機関の長等は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、

当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに第四十一条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、行政機関の長等から仮名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第三節 個人情報ファイル

（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

第七十四条 行政機関（会計検査院を除く。以下この条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 個人情報ファイルの名称

二 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

三 個人情報ファイルの利用目的

四 個人情報ファイルに記録される項目（以下この節において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この節において「記録範囲」という。）

五 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この節において「記録情報」という。）の収集方法

六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

七 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

八 次条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項を次条第一項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを同項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨

九 第七十六条第一項、第九十条第一項又は第九十八条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

十 第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、その旨

十一 その他政令で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル

二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル

三 当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの

六 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

九 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル

十 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

十一 第六十条第二項第二号に係る個人情報ファイル

3 行政機関の長は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、個人情報保護委員会に対しその旨を通知しなければならない。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第七十五条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿(以下この章において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル

二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

3 第一項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

4 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第一項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。

5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

第四節 開示、訂正及び利用停止

第一款 開示

(開示請求権)

第七十六条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この節において「代理人」と総称する。)は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求(以下この節及び第二百二十七条において「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第七十七条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項において「開示請求書」という。)を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 開示請求に係る保有個人情報に記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下この節において「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下この節において「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 開示請求者(第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

二 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。)、独立行政法人等の職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 行政機関の長が第八十二条各項の決定(以下この節において「開示決定等」という。)をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 行政機関の長又は地方公共団体の機関(都道府県の機関に限る。)が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関(都道府県の機関を除く。)又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報(」とあるのは、「掲げる情報(情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。)又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの(」とする。

(部分開示)

第七十九条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第一項第二号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第八十条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第八十一条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第八十二条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第六

十二条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

- 2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第八十三条 開示決定等は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第八十四条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(事案の移送)

第八十五条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報が当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第八十二条第一項の決定(以下この節において「開示決定」という。)をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第八十六条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第百五条第二項第三号及び第百七条第一項において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
 - 一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当

該第三者に関する情報が第七十八条第一項第二号ロ又は同項第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報に第八十条の規定により開示しようとするとき。

3 行政機関の長等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長等は、開示決定後直ちに、当該意見書(第五十五条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第八十七条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第八十二条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第八十八条 行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(手数料)

第八十九条 行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

3 前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

4 独立行政法人等に対し開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

5 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第一項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。

6 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

7 地方独立行政法人に対し開示請求をする者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

8 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第二項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。

9 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

第二款 訂正

(訂正請求権)

第九十条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この節において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

二 開示決定に係る保有個人情報であつて、第八十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求(以下この節及び第二百二十七条において「訂正請求」という。)をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

(訂正請求の手続)

第九十一条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項において「訂正請求書」という。)を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この節において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第九十二条 行政機関の長等は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第九十三条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第九十四条 前条各項の決定(以下この節において「訂正決定等」という。)は、訂正請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第九十五条 行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面に

より通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第九十六条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報に第八十五条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとする。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第九十三条第一項の決定(以下この項及び次条において「訂正決定」という。)をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第九十七条 行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第三款 利用停止

(利用停止請求権)

第九十八条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この節において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二 第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この節及び第二百七条において「利用停止請求」という。)を行うことができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手續)

第九十九条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項において「利用停止請求書」という。)を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下この節において「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第百条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第百一条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第百二条 前条各項の決定(以下この節において「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第百三条 行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 利用停止決定等をする期限

第四款 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第百四条 行政機関の長等(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人を除く。次項及び次条において同じ。)に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第九条、第十七条、第二十四条、第二章第三節及び第四節並びに第五十条第二項の規定は、適用しない。

2 行政機関の長等に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十一条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者(以下「審理員」という。)」とあるのは「第四条(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第一百七条第二項の規定に基づく政令を含む。)の規定により審査請求がされた行政庁(第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)」と、同法第十三条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十五条第七項中「あったとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会(審査庁が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会。第五十条第一項第四号において同じ。)」と、「受けたとき(前条第一項の規定による諮問を要しない場合(同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。))にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき)」とあるのは「受けたとき」と、同法第五十条第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。

(審査会への諮問)

第百五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会(審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会)に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び第百七条第一項第二号において同じ。)

二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

3 前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第一項中「情報公開・個人情報保護審査会(審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会)」とあるのは、「行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関」と読み替えるものとする。

(地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第百六条 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第九条第一項から第三項まで、第十七条、第四十条、第四十二条、第二章第四節及び第五十条第二項の規定は、適用しない。

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての次の表の上欄に掲げる行政不服審査法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第九条第四項	前項に規定する場合において、審査庁	第四条又は個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第百七条第二項の規定に基づく条例の規定により審査請求がされた行政庁(第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)
	前項において読み替えて適用する第三十一条第一項	同法第百六条第二項において読み替えて適用する第三十一条第一項
	前項において読み替えて適用する第三十四条	同法第百六条第二項において読み替えて適用する第三十四条

	前項において読み替えて適用する第三十六条	同法第百六条第二項において読み替えて適用する第三十六条
第十一条第二項	第九条第一項の規定により指名された者(以下「審理員」という。)	審査庁
第十三条第一項及び第二項、第二十八条、第三十条、第三十一条、第三十二条第三項、第三十三条から第三十七条まで、第三十八条第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条並びに第四十一条第一項及び第二項	審理員	審査庁
第二十五条第七項	執行停止の申立てがあったとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき	執行停止の申立てがあったとき
第二十九条第一項	審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに	審査庁は、審査請求がされたときは、第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、速やかに
第二十九条第二項	審理員は	審査庁は、審査庁が処分庁等以外である場合にあっては
	提出を求める	提出を求め、審査庁が処分庁等である場合にあっては、相当の期間内に、弁明書を作成する
第二十九条第五項	審理員は	審査庁は、第二項の規定により
	提出があったとき	提出があったとき、又は弁明書を作成したとき
第三十条第三項	参加人及び処分庁等	参加人及び処分庁等(処分庁等が審査庁である場合にあっては、参加人)
	審査請求人及び処分庁等	審査請求人及び処分庁等(処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人)
第三十一条第二項	審理関係人	審理関係人(処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。以下この節及び第五十条第一項第三号において同じ。)
第四十一条第三項	審理員が	審査庁が
	終結した旨並びに次条第一項に規定する審理員意見書及び事件記録(審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のう	終結した旨を通知するものとする

	ち政令で定めるものをいう。 同条第二項及び第四十三条第二項において同じ。)を審査庁に提出する予定時期を通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする	
第四十四条	行政不服審査会等	第八十一条第一項又は第二項の機関
	受けたとき(前条第一項の規定による諮問を要しない場合(同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。))にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき)	受けたとき
第五十条第一項第四号	審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等	第八十一条第一項又は第二項の機関
第八十一条第三項において準用する第七十四条	第四十三条第一項の規定により審査会に諮問をした審査庁	審査庁

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第一百七条 第八十六条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- 一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- 二 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)
- 2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあっては、条例)で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。

第五款 条例との関係

第一百八条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

第五節 行政機関等匿名加工情報の提供等

(行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等)

第一百九条 行政機関の長等は、この節の規定に従い、行政機関等匿名加工情報(行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この節において同じ。)を作成することができる。

- 2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。
 - 一 法令に基づく場合(この節の規定に従う場合を含む。)
 - 二 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。
- 3 第六十九条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報(保有個人情報に該当するものに限る。)を自ら利用し、又は

提供してはならない。

4 前項の「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第百十条 行政機関の長等は、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルが第六十条第三項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「第十号」とあるのは、「第十号並びに第百十条各号」とする。

一 第百十二条第一項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨

二 第百十二条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地

(提案の募集)

第百十一条 行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイル(個人情報ファイル簿に前条第一号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この節において同じ。)について、次条第一項の提案を募集するものとする。

(行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第百十二条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

2 前項の提案は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

二 提案に係る個人情報ファイルの名称

三 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数

四 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる第百十六条第一項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項

五 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関等匿名加工情報がその用に供される事業の内容

六 提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間

七 提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置

八 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

3 前項の書面には、次に掲げる書面その他個人情報保護委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

一 第一項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 前項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

(欠格事由)

第百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の提案をすることができない。

一 未成年者

二 心身の故障により前条第一項の提案に係る行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

四 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

五 第百二十条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して二年を経過しない者

六 法人その他の団体であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

(提案の審査等)

第百十四条 行政機関の長等は、第百十二条第一項の提案があつたときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第百十二条第一項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。

二 第百十二条第二項第三号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。

三 第百十二条第二項第三号及び第四号に掲げる事項により特定される加工の方法が第百十六条第一項の基準に適合するものであること。

四 第百十二条第二項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。

五 第百十二条第二項第六号の期間が行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないものであること。

六 第百十二条第二項第五号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第七号の措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。

七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものであること。

2 行政機関の長等は、前項の規定により審査した結果、第百十二条第一項の提案が前項各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

一 次条の規定により行政機関の長等との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨

二 前号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

3 行政機関の長等は、第一項の規定により審査した結果、第百十二条第一項の提案が第一項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結)

第百十五条 前条第二項の規定による通知を受けた者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、行政機関の長等との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(行政機関等匿名加工情報の作成等)

第百十六条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

2 前項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報の作成の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第百十七条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第百十条の規定により読み替えて適用する第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「並びに第百十条各号」とあるのは、「、第百十条各号並びに第百十七条各号」とする。

一 行政機関等匿名加工情報の概要として個人情報保護委員会規則で定める事項

二 次条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地

三 次条第一項の提案をすることができる期間

(作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第百十八条 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 第百十二条第二項及び第三項並びに第百十三条から第百十五条までの規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第百十二条第二項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第八号までに」と、同項第四号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第百十六条第一項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第八号中「前各号」とあるのは「第一号及び第四号から前号まで」と、第百十四条第一項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第七号までに」と、同項第七号中「前各号」とあるのは「第一号及び前三号」と、同条第二項中「前項各号」とあるのは「前項第一号及び第四号から第七号まで」と、同条第三項中「第一項各号」とあるのは「第一項第一号及び第四号から第七号まで」と読み替えるものとする。

(手数料)

第百十九条 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

3 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

4 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

5 第百十五条の規定(前条第二項において準用する場合を含む。第八項及び次条において同じ。)により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を独立行政法人等と締結する者は、独立行政法人等の定めるところにより、利用料を納めなければならない。

6 前項の利用料の額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、独立行政法人等が定める。

7 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

8 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方独立行政法人と締結する者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

9 前項の手数料の額は、実費を勘案し、かつ、第三項又は第四項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。

10 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除)

第百二十条 行政機関の長等は、第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

一 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。

二 第百十三条各号(第百十八条第二項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当することとなったとき。

三 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

(識別行為の禁止等)

第二百一十一条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報、第百九条第四項に規定する削除情報及び第百十六条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報(以下この条及び次条において「行政機関等匿名加工情報等」という。)の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前二項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第二百二十二条 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第二百二十三条 行政機関等は、匿名加工情報(行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。)を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

2 行政機関等は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第四十三条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

3 行政機関等は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 前二項の規定は、行政機関等から匿名加工情報の取扱いの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第六節 雑則

(適用除外等)

第二百二十四条 第四節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報(当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。)については、適用しない。

2 保有個人情報(行政機関情報公開法第五条、独立行政法人等情報公開法第五条又は情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第四節(第四款を除く。)の規定の適用については、行政機関等に保有されていないものとみなす。

(適用の特例)

第二百五条 第五十八条第二項各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、この章(第一節、第六十六条第二項(第四号及び第五号(同項第四号に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)において準用する同条第一項、第七十五条、前二節、前条第二項及び第二百二十七条を除く。)の規定、第

百七十六条及び第百八十条の規定(これらの規定のうち第六十六条第二項第四号及び第五号(同項第四号に係る部分に限る。))に定める業務に係る部分を除く。)並びに第百八十一条の規定は、適用しない。

- 2 第五十八条第一項各号に掲げる者による個人情報又は匿名加工情報の取扱いについては、同項第一号に掲げる者を独立行政法人等と、同項第二号に掲げる者を地方独立行政法人と、それぞれみなして、第一節、第七十五条、前二節、前条第二項、第二百二十七条及び次章から第八章まで(第百七十六条、第百八十条及び第百八十一条を除く。)の規定を適用する。
- 3 第五十八条第一項各号及び第二項各号に掲げる者(同項各号に定める業務を行う場合に限る。)についての第九十八条の規定の適用については、同条第一項第一号中「第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき」とあるのは「第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるとき」と、同項第二号中「第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項」とあるのは「第二十七条第一項又は第二十八条」とする。

(権限又は事務の委任)

第二百二十六条 行政機関の長は、政令(内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令)で定めるところにより、第二節から前節まで(第七十四条及び第四節第四款を除く。)に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第二百二十七条 行政機関の長等は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第百十二条第一項若しくは第百十八条第一項の提案(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有する保有個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第二百二十八条 行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(地方公共団体に置く審議会等への諮問)

第二百二十九条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

第六章 個人情報保護委員会

第一節 設置等

(設置)

第三百十条 内閣府設置法第四十九条第三項の規定に基づいて、個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

(任務)

第三百十一条 委員会は、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること(個人番号利用事務等実施者(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。))第十二条に規定する個人番号利用事務等実施者をいう。))に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。)を任務とする。

(所掌事務)

第三百十二条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 基本方針の策定及び推進に関すること。

二 個人情報取扱事業者における個人情報の取扱い、個人情報取扱事業者及び仮名加工情報取扱事業者における仮名加工情報の取扱い、個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者における匿名加工情報の取扱い並びに個人関連情報取扱事業者における個人関連情報の取扱いに関する監督、行政機関等における個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の取扱いに関する監視並びに個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること(第四号に掲げるものを除く。)

三 認定個人情報保護団体に関すること。

四 特定個人情報(番号利用法第二条第九項に規定する特定個人情報をいう。)の取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること。

五 特定個人情報保護評価(番号利用法第二十七条第一項に規定する特定個人情報保護評価をいう。)に関すること。

六 個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発に関すること。

七 前各号に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関すること。

八 所掌事務に係る国際協力に関すること。

九 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき委員会に属させられた事務

(職権行使の独立性)

第百三十三条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織等)

第百三十四条 委員会は、委員長及び委員八人をもって組織する。

2 委員のうち四人は、非常勤とする。

3 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

4 委員長及び委員には、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者、消費者の保護に関して十分な知識と経験を有する者、情報処理技術に関する学識経験のある者、行政分野に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者並びに連合組織(地方自治法第二百六十三条の三第一項の連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。)の推薦する者が含まれるものとする。

(任期等)

第百三十五条 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前条第三項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

5 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(身分保障)

第百三十六条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

二 この法律又は番号利用法の規定に違反して刑に処せられたとき。

三 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

四 委員会により、心身の故障のため職務を執行することができないと認められたとき、又

は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第百三十七条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長)

第百三十八条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員会は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(会議)

第百三十九条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び四人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 第百三十六条第四号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第二項に規定する委員長を代理する者は、委員長とみなす。

(専門委員)

第百四十条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、委員会の申出に基づいて内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(事務局)

第百四十一条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政治運動等の禁止)

第百四十二条 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

2 委員長及び常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(秘密保持義務)

第百四十三条 委員長、委員、専門委員及び事務局の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(給与)

第百四十四条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(規則の制定)

第百四十五条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、個人情報保護委員会規則を制定することができる。

第二節 監督及び監視

第一款 個人情報取扱事業者等の監督

(報告及び立入検査)

第百四十六条 委員会は、第四章(第五節を除く。次条及び第一百五十一条において同じ。)の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者(以下この款において「個人情報取扱事業者等」という。)その他の関係者に対し、個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報又は個人関

連情報(以下この款及び第三款において「個人情報等」という。)の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導及び助言)

第四百四十七条 委員会は、第四章の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者等に対し、個人情報等の取扱いに関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第四百四十八条 委員会は、個人情報取扱事業者が第十八条から第二十条まで、第二十一条(第一項、第三項及び第四項の規定を第四十一条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第二十三条から第二十六条まで、第二十七条(第四項を除き、第五項及び第六項の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第二十八条、第二十九条(第一項ただし書の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第三十条(第二項を除き、第一項ただし書の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第三十二条、第三十三条(第一項(第五項において準用する場合を含む。))を除く。)、第三十四条第二項若しくは第三項、第三十五条(第一項、第三項及び第五項を除く。)、第三十八条第二項、第四十一条(第四項及び第五項を除く。))若しくは第四十三条(第六項を除く。)の規定に違反した場合、個人関連情報取扱事業者が第三十一条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第二十八条第三項若しくは第三十一条第三項において読み替えて準用する第三十条第三項若しくは第四項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第四十二条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第二十七条第五項若しくは第六項若しくは第四十二条第三項において読み替えて準用する第二十三条から第二十五条まで若しくは第四十一条第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第四十四条若しくは第四十五条の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 委員会は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 委員会は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十八条から第二十条まで、第二十三条から第二十六条まで、第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三項、第四十一条第一項から第三項まで若しくは第六項から第八項まで若しくは第四十三条第一項、第二項若しくは第五項の規定に違反した場合、個人関連情報取扱事業者が第三十一条第一項若しくは同条第二項において読み替えて準用する第二十八条第三項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第四十二条第一項若しくは同条第三項において読み替えて準用する第二十三条から第二十五条まで若しくは第四十一条第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第四十五条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 委員会は、前二項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた個人情報取扱事業者等がその命令に違反したときは、その旨を公表することができる。

(委員会の権限の行使の制限)

第四百四十九条 委員会は、前三条の規定により個人情報取扱事業者等に対し報告若しくは資

料の提出の要求、立入検査、指導、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

- 2 前項の規定の趣旨に照らし、委員会は、個人情報取扱事業者等が第五十七条第一項各号に掲げる者(それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。)に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

(権限の委任)

第百五十条 委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第四百四十八条第一項の規定による勧告又は同条第二項若しくは第三項の規定による命令を効果的に行う上で必要であると認めるときは、政令で定めるところにより、第二十六条第一項、第四百六条第一項、第百六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第九十九条、第百一条、第百三条、第百五条、第百六条、第百八条及び第百九条、第百六十三条並びに第百六十四条の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。

- 2 事業所管大臣は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について委員会に報告するものとする。

- 3 事業所管大臣は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限について、その全部又は一部を内閣府設置法第四十三条の地方支分部局その他の政令で定める部局又は機関の長に委任することができる。

- 4 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び第二項の規定による権限(金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

- 5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限について、その一部を証券取引等監視委員会に委任することができる。

- 6 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第四項の規定により委任された権限(前項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

- 7 証券取引等監視委員会は、政令で定めるところにより、第五項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

- 8 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

- 9 第五項の場合において、証券取引等監視委員会が行う報告又は資料の提出の要求(第七項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。)についての審査請求は、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。

(事業所管大臣の請求)

第百五十一条 事業所管大臣は、個人情報取扱事業者等に第四章の規定に違反する行為があると認めるときその他個人情報取扱事業者等による個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要であると認めるときは、委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

(事業所管大臣)

第百五十二条 この款の規定における事業所管大臣は、次のとおりとする。

- 一 個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣(船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣)及び当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣、国家公安委員会又はカジノ管理委員会(次号において「大臣等」という。)

- 二 個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち前号に掲げるもの以外のものについては、当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣等

第二款 認定個人情報保護団体の監督

(報告の徴収)

第百五十三条 委員会は、第四章第五節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関し報告をさせることができる。

(命令)

第百五十四条 委員会は、第四章第五節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(認定の取消し)

第百五十五条 委員会は、認定個人情報保護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第四十八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 第四十九条各号のいずれかに適合しなくなったとき。

三 第五十五条の規定に違反したとき。

四 前条の命令に従わないとき。

五 不正の手段により第四十七条第一項の認定又は第五十条第一項の変更の認定を受けたとき。

2 委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第三款 行政機関等の監視

(資料の提出の要求及び実地調査)

第百五十六条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等(会計検査院長を除く。以下この款において同じ。)に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求め、又はその職員に実地調査をさせることができる。

(指導及び助言)

第百五十七条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて、必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第百五十八条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて勧告をすることができる。

(勧告に基づいてとった措置についての報告の要求)

第百五十九条 委員会は、前条の規定により行政機関の長等に対し勧告をしたときは、当該行政機関の長等に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

(委員会の権限の行使の制限)

第百六十条 第百四十九条第一項の規定の趣旨に照らし、委員会は、行政機関の長等が第五十七条第一項各号に掲げる者(それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。)に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

第三節 送達

(送達すべき書類)

第百六十一条 第百四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求、第百四十八条第一項の規定による勧告若しくは同条第二項若しくは第三項の規定による命令、第百五十三条の規定による報告の徴収、第百五十四条の規定による命令又は第百五十五条第一項の規定による取消しは、個人情報保護委員会規則で定める書類を送達して行う。

2 第百四十八条第二項若しくは第三項若しくは第百五十四条の規定による命令又は第百五十五条第一項の規定による取消しに係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項又は第三十条の通知は、同法第十五条第一項及び第二項又は第三十条の書類を送達して行う。この場合において、同法第十五条第三項(同法第三十一条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(送達に関する民事訴訟法の準用)

第百六十二条 前条の規定による送達については、民事訴訟法第九十九条、第一百条、第百

三条、第百五条、第百六条、第百八条及び第百九条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあるのは「個人情報保護委員会の職員」と、同法第百八条中「裁判長」とあり、及び同法第百九条中「裁判所」とあるのは「個人情報保護委員会」と読み替えるものとする。

(公示送達)

第百六十三条 委員会は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

- 一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合
 - 二 外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)においてすべき送達について、前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八条の規定によることができず、又はこれによっても送達をすることができないと認めるべき場合
 - 三 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合
- 2 公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を委員会の掲示場に掲示することにより行う。
- 3 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。
- 4 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

(電子情報処理組織の使用)

第百六十四条 委員会の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第九号に規定する処分通知等であつて第百六十一条の規定により書類を送達して行うこととしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行ったときは、第百六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法第百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに記録しなければならない。

第四節 雑則

(施行の状況の公表)

第百六十五条 委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

- 2 委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(地方公共団体による必要な情報の提供等の求め)

第百六十六条 地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。

- 2 委員会は、前項の規定による求めがあつたときは、必要な情報の提供又は技術的な助言を行うものとする。

(条例を定めたときの届出)

第百六十七条 地方公共団体の長は、この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。

- 2 委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 3 前二項の規定は、第一項の規定による届出に係る事項の変更について準用する。

(国会に対する報告)

第百六十八条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(案内所の整備)

第百六十九条 委員会は、この法律の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。

(地方公共団体が処理する事務)

第七十条 この法律に規定する委員会の権限及び第五十条第一項又は第四項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

第七章 雑則

(適用範囲)

第七十一条 この法律は、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報、当該個人情報として取得されることとなる個人関連情報又は当該個人情報を用いて作成された仮名加工情報若しくは匿名加工情報を、外国において取り扱う場合についても、適用する。

(外国執行当局への情報提供)

第七十二条 委員会は、この法律に相当する外国の法令を執行する外国の当局(以下この条において「外国執行当局」という。)に対し、その職務(この法律に規定する委員会の職務に相当するものに限る。次項において同じ。)の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる。

2 前項の規定による情報の提供については、当該情報が当該外国執行当局の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の規定による同意がなければ外国の刑事事件の捜査(その対象たる犯罪事実が特定された後のものに限る。)又は審判(同項において「捜査等」という。)に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

3 委員会は、外国執行当局からの要請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した情報を当該要請に係る外国の刑事事件の捜査等に使用することについて同意をすることができる。

一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

二 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。

三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。

4 委員会は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。

(国際約束の誠実な履行等)

第七十三条 この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないように留意するとともに、確立された国際法規を遵守しなければならない。

(連絡及び協力)

第七十四条 内閣総理大臣及びこの法律の施行に関係する行政機関の長(会計検査院長を除く。)は、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

(政令への委任)

第七十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第八章 罰則

第七十六条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第六十六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第二百一条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第百七十七条 第百四十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第百七十八条 第百四十八条第二項又は第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第百七十九条 個人情報取扱事業者(その者が法人(法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第百八十四条第一項において同じ。)である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人)若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第百八十条 第百七十六条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第百八十一条 行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第百八十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第百四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第百五十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第百八十三条 第百七十六条、第百七十七条及び第百七十九条から第百八十一条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第百八十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第百七十八条及び第百七十九条 一億円以下の罰金刑

二 第百八十二条 同条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第百八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第三十条第二項(第三十一条第三項において準用する場合を含む。)又は第五十六条の規定に違反した者

二 第五十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 偽りその他不正の手段により、第八十五条第三項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章から第六章まで及び附則第二条から第六条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成一五年一二月政令五〇六号により、平成一七・四・一から施行]

(本人の同意に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第十五条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第十六条第一項又は第二項の同意があったものとみなす。

第三条 この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第二十三条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項の同意があったものとみなす。

(通知に関する経過措置)

第四条 第二十三条第二項の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同項の規定により行われたものとみなす。

第五条 第二十三条第五項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同号の規定により行われたものとみなす。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、第四十五条の規定は、同条の規定の施行後六月間は、適用しない。

(行政機関等匿名加工情報に関する経過措置)

第七条 都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人についての第百十条及び第百十一条の規定の適用については、当分の間、第百十条中「行政機関の長等は、」とあるのは「行政機関の長等は、次条の規定による募集をしようとする場合であつて、」と、第百十一条中「ものとする」とあるのは「ことができる」とする。

附 則〔平成一五年五月三〇日法律第六一号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律〔平成一五年五月法律第五八号〕の施行の日〔平成一七年四月一日〕から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一五年七月一六日法律第一一九号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の施行の日〔平成一六年四月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条の規定 個人情報の保護に関する法律の施行の日〔平成一五年五月三〇日〕又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

二～四 〔略〕

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二一年六月五日法律第四九号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日〔平成二一年九月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 この法律の公布の日

二～六 〔略〕

(処分等に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。)の規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下「新法令」とい

う。)の相当規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定によりされている免許の申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定によりされた免許の申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定によりその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第五条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則〔平成二七年九月九日法律第六五号抄〕

沿革

令和 二年 六月一二日号外法律第四四号〔個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律附則一条による改正〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔平成二八年一二月政令三八五号により、平成二九・五・三〇から施行〕

一 附則第七条第二項、第十条及び第十二条の規定 公布の日

二 第一条及び第四条並びに附則第五条、第六条、第七条第一項及び第三項、第八条、第九条〔中略〕の規定 平成二十八年一月一日

三 〔略〕

四 次条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

五 第三条〔中略〕の規定 番号利用法〔行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律＝平成二五年五月法律第二七号〕附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日〔平成二九年五月三〇日〕

六 〔略〕

(通知等に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の個人情報保護に関する法律(以下「新個人情報保護法」という。)第二十三条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項第五号に掲げる事項に相当する事項について本人に通知するとともに、同項各号に掲げる事項に相当する事項について個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。

(外国にある第三者への提供に係る本人の同意に関する経過措置)

第三条 施行日前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が新個人情報保護法第二十四条の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同条の同意があったものとみなす。

(主務大臣がした処分等に関する経過措置)

第四条 施行日前に第二条の規定による改正前の個人情報の保護に関する法律(以下「旧個人情報保護法」という。)又はこれに基づく命令の規定により旧個人情報保護法第三十六条又は第四十九条に規定する主務大臣(以下この条において単に「主務大臣」という。)がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為は、施行日以後は、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧個人情報保護法又はこれに基づく命令の規定により主務大臣に対してされている申請、届出その他の行為は、施行日以後は、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 施行日前に旧個人情報保護法又はこれに基づく命令の規定により主務大臣に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、施行日以後は、これを、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定により個人情報保護委員会に対してその手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

(委員長又は委員の任命等に関する経過措置)

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に従前の特定個人情報保護委員会の委員長又は委員である者は、それぞれ第二号施行日に、第一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律(以下この条において「第二号新個人情報保護法」という。)第五十四条第三項の規定により、個人情報保護委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第二号新個人情報保護法第五十五条第一項の規定にかかわらず、第二号施行日における従前の特定個人情報保護委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行に伴い新たに任命されることとなる個人情報保護委員会の委員については、第二号新個人情報保護法第五十四条第三項に規定する委員の任命のために必要な行為は、第二号施行日前においても行うことができる。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に従前の特定個人情報保護委員会の事務局の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、第二号施行日に、同一の勤務条件をもって、個人情報保護委員会の事務局の相当の職員となるものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第九条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第二号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定に当たっての配慮)

第十一条 個人情報保護委員会は、新個人情報保護法第八条に規定する事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を策定するに当たっては、この法律の施行により旧個人情報保護法第二条第三項第五号に掲げる者が新たに個人情報取扱事業者となることに鑑み、特に小規模の事業者の事業活動が円滑に行われるよう配慮するものとする。

(検討)

第十二条 政府は、施行日までに、新個人情報保護法の規定の趣旨を踏まえ、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第一項に規定する行政機関が保有する同条第二項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項に規定する独立行政法人等が保有する同条第二項に規定する個人情報(以下この条において「行政機関等保有個人情報」と総称する。)の取扱いに関する規制の在り方について、匿名加工情報(新個人情報保護法第二条第九項に規定する匿名加工情報をいい、行政機関等匿名加工情報(行政機関等保有個人情報を加工して得られる匿名

加工情報をいう。以下この項において同じ。)を含む。)の円滑かつ迅速な利用を促進する観点から、行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する指導、助言等を統一的かつ横断的に個人情報保護委員会に行わせることを含めて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進その他の個人情報保護委員会の所掌事務について、これを実効的に行うために必要な人的体制の整備、財源の確保その他の措置の状況を勘案し、その改善について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 4 政府は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行後三年を目途として、預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第一項に規定する金融機関が同条第三項に規定する預金者等から、又は農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第一項に規定する農水産業協同組合が同条第三項に規定する貯金者等から、適切に個人番号の提供を受ける方策及び第七条の規定による改正後の番号利用法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。
- 5 政府は、国の行政機関等が保有する個人情報の安全を確保する上でサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。)に関する対策的確な策定及び実施が重要であることに鑑み、国の行政機関等における同法第十三条に規定する基準に基づく対策の策定及び実施に係る体制の整備等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 6 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする。

附 則〔平成二八年五月二七日法律第五一号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成二九年二月政令一八号により、平成二九・五・三〇から施行〕

附 則〔平成三〇年七月二七日法律第八〇号抄〕

沿革

令和 元年 五月三十一日号外法律第一六号〔情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則七七条による改正〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 〔略〕

三 〔前略〕附則第五条、第七条から第十条まで〔中略〕の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

〔令和元年一〇月政令一三四号により、令和二・一・七から施行〕

四 〔略〕

附 則〔令和元年五月三十一日法律第一六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

から施行する。〔後略〕

〔令和元年一二月政令一八二号により、令和元・一二・一六から施行〕

附 則〔令和二年六月一二日法律第四四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔令和三年三月政令五五号により、令和四・四・一から施行〕

一 附則第九条から第十一条までの規定 公布の日

二 第一条中個人情報の保護に関する法律第八十四条を削り、同法第八十三条を同法第八十四条とし、同法第八十二条の次に一条を加える改正規定、同法第八十五条の改正規定、同法第八十六条の改正規定及び同法第八十七条の改正規定、〔中略〕附則第八条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

三 次条及び附則第七条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(通知等に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律(以下「新個人情報保護法」という。)第二十三条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項第一号、第四号及び第八号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。

第三条 新個人情報保護法第二十三条第五項第三号に規定する個人データの管理について責任を有する者の住所及び法人にあっては、その代表者の氏名に相当する事項について、施行日前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同号の規定により行われたものとみなす。

(外国にある第三者への提供に係る情報提供等に関する経過措置)

第四条 新個人情報保護法第二十四条第二項の規定は、個人情報取扱事業者が施行日以後に同条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。

2 新個人情報保護法第二十四条第三項の規定は、個人情報取扱事業者が施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

(個人関連情報の第三者提供に係る本人の同意等に関する経過措置)

第五条 施行日前になされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が新個人情報保護法第二十六条の二第一項の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項第一号の同意があったものとみなす。

2 新個人情報保護法第二十六条の二第二項において読み替えて準用する新個人情報保護法第二十四条第三項の規定は、個人関連情報取扱事業者が施行日以後に個人関連情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

(認定個人情報保護団体の対象事業者に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に認定個人情報保護団体の構成員である個人情報取扱事業者等については、施行日において新個人情報保護法第五十一条第一項の同意があったものとみなして、同項の規定を適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第八条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十条 政府は、この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報

通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則〔令和三年五月一九日法律第三七号抄〕

沿革

令和 四年 六月一七日号外法律第六八号〔刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律一一〇条による改正〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定 公布の日

二 〔略〕

三 附則第七条第三項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八条並びに次条、附則第三条、第五条、第六条、第七条(第三項を除く。)[中略]の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

〔令和三年一〇月政令二九一号により、令和四・四・一から施行〕

五 〔略〕

六 附則第八条第二項及び第九条第三項の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

七 〔前略〕第五十一条並びに附則第九条(第三項を除く。)、第十条〔中略〕の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

〔令和四年四月政令一七六号により、令和五・四・一から施行〕

八～十 〔略〕

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第三条 次に掲げる者に係る前条第一号の規定による廃止前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下この条において「旧行政機関個人情報保護法」という。)第七条若しくは第四十四条の十六又は前条第二号の規定による廃止前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下この条において「旧独立行政法人等個人情報保護法」という。)第八条若しくは第四十四条の十六の規定によるその業務に関して知り得た旧行政機関個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報(以下この条において「旧行政機関個人情報」という。)若しくは旧行政機関個人情報保護法第四十四条の十五第一項に規定する行政機関非識別加工情報等(以下この条において「旧行政機関非識別加工情報等」という。)又は旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報(以下この条において「旧独立行政法人等個人情報」という。)若しくは旧独立行政法人等個人情報保護法第四十四条の十五第一項に規定する独立行政法人等非識別加工情報等(以下この条において「旧独立行政法人等非識別加工情報等」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

一 前条の規定の施行の際現に旧行政機関個人情報保護法第二条第一項に規定する行政機関(以下この条において「旧行政機関」という。)の職員である者又は前条の規定の施行前において旧行政機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧行政機関個人情報又は旧行政機関非識別加工情報等の取扱いに従事していた者

二 前条の規定の施行前において旧行政機関から旧行政機関個人情報又は旧行政機関非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

三 前条の規定の施行の際現に旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第一項に規定する独立行政法人等(以下この条において「旧独立行政法人等」という。)の役員若しくは職員である者又は前条の規定の施行前において旧独立行政法人等の役員若しくは職員であった者

のうち、同条の規定の施行前において旧独立行政法人等個人情報又は旧独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに従事していた者

四 前条の規定の施行前において旧独立行政法人等から旧独立行政法人等個人情報又は旧独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 前条の規定の施行の日(次項及び第七項において「附則第二条施行日」という。)前に旧行政機関個人情報保護法第十二条第一項若しくは第二項、第二十七条第一項若しくは第二項若しくは第三十六条第一項若しくは第二項又は旧独立行政法人等個人情報保護法第十二条第一項若しくは第二項、第二十七条第一項若しくは第二項若しくは第三十六条第一項若しくは第二項の規定による請求がされた場合における旧行政機関個人情報保護法又は旧独立行政法人等個人情報保護法に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 附則第二条施行日前に旧行政機関個人情報保護法第四十四条の五第一項若しくは第四十四条の十二第一項又は旧独立行政法人等個人情報保護法第四十四条の五第一項若しくは第四十四条の十二第一項の提案がされた場合における旧行政機関個人情報保護法又は旧独立行政法人等個人情報保護法に規定する行政機関非識別加工情報又は独立行政法人等非識別加工情報の作成及び提供、提案の審査、第三者に対する意見書提出の機会の付与、利用に関する契約の締結及び解除、手数料の納付その他の手続については、なお従前の例による。

4 第五十条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律(以下この条及び附則第七条において「第五十条改正後個人情報保護法」という。)第百十一条の規定の適用については、旧行政機関個人情報保護法又は旧独立行政法人等個人情報保護法の規定により刑に処せられた者は第五十条改正後個人情報保護法の規定により刑に処せられた者と、旧行政機関個人情報保護法第四十四条の十四又は旧独立行政法人等個人情報保護法第四十四条の十四の規定により行政機関非識別加工情報又は独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を解除された者は第五十条改正後個人情報保護法第百十八条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除された者と、それぞれみなす。

5 第五十条改正後個人情報保護法第百十六条第一項の規定の適用については、旧行政機関個人情報保護法第四十四条の十一(第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に掲げる事項が記載された行政機関非識別加工情報又は旧独立行政法人等個人情報保護法第四十四条の十一(第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に掲げる事項が記載された独立行政法人等非識別加工情報は第五十条改正後個人情報保護法第百十五条の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報と、旧行政機関個人情報保護法第四十四条の九(旧行政機関個人情報保護法第四十四条の十二第二項において準用する場合を含む。)(第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)(第三項の規定により行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者又は旧独立行政法人等個人情報保護法第四十四条の九(旧独立行政法人等個人情報保護法第四十四条の十二第二項において準用する場合を含む。)(第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)(第三項の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者は第五十条改正後個人情報保護法第百十三条(第五十条改正後個人情報保護法第百十六条第二項において準用する場合を含む。)(第三項の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者と、それぞれみなす。

6 第五十条改正後個人情報保護法第百十九条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)(第三項の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者又は旧独立行政法人等個人情報保護法第四十四条の九(旧独立行政法人等個人情報保護法第四十四条の十二第二項において準用する場合を含む。)(第三項の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者は第五十条改正後個人情報保護法第百十三条(第五十条改正後個人情報保護法第百十六条第二項において準用する場合を含む。)(第三項の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者と、それぞれみなす。

7 附則第二条施行日前に旧行政機関個人情報保護法又は旧独立行政法人等個人情報保護法の規定により個人情報保護委員会又は総務大臣がした又はすべき処分その他の行為は、附則第二条施行日以後は、この附則に別段の定めがあるものを除き、第五十条改正後個人情報保護法の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会がした又はすべき処分その他の行為とみなす。

す。

8 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧行政機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧行政機関個人情報保護法第二条第六項に規定する個人情報ファイルであって同項第一号に係るもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を前条の規定の施行後に提供したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定の施行の際現に旧行政機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧行政機関の職員であった者

二 第一項第二号に掲げる者

9 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧独立行政法人等が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第六項に規定する個人情報ファイルであって同項第一号に係るもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を前条の規定の施行後に提供したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定の施行の際現に旧独立行政法人等の役員若しくは職員である者又は同条の規定の施行前において旧独立行政法人等の役員若しくは職員であった者

二 第一項第四号に掲げる者

10 第八項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧行政機関が保有していた旧行政機関個人情報保護法第二条第五項に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

11 第九項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧独立行政法人等が保有していた旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第五項に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

12 第八項から前項までの規定は、日本国外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

(第五十条の規定の施行に伴う経過措置)

第七条 第五十条の規定の施行の日(以下この条において「第五十条施行日」という。)前に別表第二法人等(第五十条改正後個人情報保護法別表第二に掲げる法人、第五十条改正後個人情報保護法第五十八条第二項の規定により第五十条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者若しくは同条第七項に規定する個人関連情報取扱事業者とみなされる独立行政法人労働者健康安全機構又は同条第八項に規定する学術研究機関等である同条第二項に規定する個人情報取扱事業者をいう。以下この条において同じ。)に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第十七条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において第五十条改正後個人情報保護法第十八条第一項又は第二項の同意があったものとみなす。

2 第五十条施行日前に別表第二法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第二十七条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同項の同意があったものとみなす。

3 第五十条改正後個人情報保護法第二十七条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする別表第二法人等は、第五十条施行日前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、第五十条施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。

4 第五十条改正後個人情報保護法第二十七条第五項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、第五十

条施行日前に、別表第二法人等により本人に通知されているときは、当該通知は、第五十条施行日以後は、同号の規定による通知とみなす。

- 5 第五十条施行日前に別表第二法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同項の同意があったものとみなす。
- 6 第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第二項の規定は、別表第二法人等が第五十条施行日以後に第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。
- 7 第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、別表第二法人等が第五十条施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
- 8 第五十条施行日前に別表第二法人等に対しされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第三十一条第一項第一号の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同号の同意があったものとみなす。
- 9 第五十条改正後個人情報保護法第三十一条第二項において読み替えて準用する第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、別表第二法人等が第五十条施行日以後に個人関連情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
- 10 第五十条施行日前に第五十条改正後個人情報保護法第二条第十一項に規定する行政機関等(第五十条改正後個人情報保護法第五十八条第二項の規定により第五十条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者とみなされる独立行政法人労働者健康安全機構を除く。以下この条において「行政機関等」という。)に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第六十一条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において第五十条改正後個人情報保護法第六十九条第二項第一号の同意があったものとみなす。
- 11 第五十条施行日前に行政機関等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定による保有個人情報の外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同項の同意があったものとみなす。
- 12 第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第二項の規定は、行政機関等が第五十条施行日以後に第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。
- 13 第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第三項の規定は、行政機関等が第五十条施行日以後に保有個人情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
- 14 第五十条施行日において現に第五十条改正後個人情報保護法第二条第八項に規定する行政機関が保有している第五十条改正後個人情報保護法第六十条第二項に規定する個人情報ファイルについての第五十条改正後個人情報保護法第七十四条第一項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三十七号)第五十条の規定の施行後遅滞なく」とする。

(第五十一条の規定の施行に伴う準備行為)

第八条 国は、第五十一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律(以下この条、次条及び附則第十条第一項において「第五十一条改正後個人情報保護法」という。)の規定による地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の保有する個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体に対して必要な資料の提出を求めることその他の方法により地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における第五十一条改正後個人情報保護法の施行のため

に必要な準備行為の実施状況を把握した上で、必要があると認めるときは、当該準備行為について技術的な助言又は勧告をするものとする。

- 2 第五十一条改正後個人情報保護法第百六十七条第一項の規定による届出は、第五十一条の規定の施行の日(次条において「第五十一条施行日」という。)前においても行うことができる。

(第五十一条の規定の施行に伴う経過措置)

第九条 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等(第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第一項第二号に掲げる者又は同条第二項の規定により第五十一条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者若しくは同条第七項に規定する個人関連情報取扱事業者とみなされる第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第二項第一号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。)に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第十七条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において第五十一条改正後個人情報保護法第十八条第一項又は第二項の同意があったものとみなす。

- 2 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同項の同意があったものとみなす。
- 3 第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする特定地方独立行政法人等は、第五十一条施行日前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、第五十一条施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。
- 4 第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第五項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、第五十一条施行日前に、特定地方独立行政法人等により本人に通知されているときは、当該通知は、第五十一条施行日以後は、同号の規定による通知とみなす。
- 5 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同項の同意があったものとみなす。
- 6 第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第二項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。
- 7 第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
- 8 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第三十一条第一項第一号の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同号の同意があったものとみなす。
- 9 第五十一条改正後個人情報保護法第三十一条第二項において読み替えて準用する第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に個人関連情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
- 10 第五十一条施行日前に第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一項第二号又は第四号に掲げる者(第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第二項の規定により第五十一条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者とみなされる第五十一

条改正後個人情報保護法第五十八条第二項第一号に掲げる者を除く。以下この条において同じ。)に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第六十一条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において第五十一条改正後個人情報保護法第六十九条第二項第一号の同意があったものとみなす。

11 第五十一条施行日前に第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一项第二号又は第四号に掲げる者に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定による保有個人情報の外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同項の同意があったものとみなす。

12 第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第二項の規定は、第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一项第二号又は第四号に掲げる者が第五十一条施行日以後に第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。

13 第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第三項の規定は、第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一项第二号又は第四号に掲げる者が第五十一条施行日以後に保有個人情報を第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第三項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

(第五十一条と条例との関係)

第十条 地方公共団体の条例の規定で、第五十一条改正後個人情報保護法で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、第五十一条の規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔令和四年五月二五日法律第四八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第二百五条の規定 公布の日

二～五 〔略〕

(罰則に関する経過措置)

第二百二十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第二百二十六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の民事訴訟法その他の法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則〔令和四年五月二七日法律第五四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔令和四年六月政令二一七号により、令和四・六・一七から施行〕

〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六七号〕施行日〔令和七年六月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 〔略〕

附 則〔令和五年五月一九日法律第三二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 〔前略〕附則〔中略〕第十五条〔中略〕の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

〔令和五年一二月政令三七八号により、令和六・二・一六から施行〕

附 則〔令和五年六月七日法律第四七号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、国立健康危機管理研究機構法(令和五年法律第四十六号)の施行の日〔令和七年四月一日〕(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和五年十一月二九日法律第七九号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六十八条の規定 公布の日

二 〔前略〕附則〔中略〕第五十五条〔中略〕の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

〔令和六年一月政令二一号により、令和六・二・一から施行〕

三 〔前略〕附則〔中略〕第六十七条の規定 令和六年四月一日

四・五 〔略〕

(罰則に関する経過措置)

第六十七条 この法律(附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第六十九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則〔令和六年六月七日法律第四六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 〔前略〕附則第八条から第十一条までの規定〔中略〕 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

〔令和六年一二月政令三六二号により、令和七・四・一から施行〕

三 〔略〕

附 則〔令和六年六月二一日法律第六〇号抄〕
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

附 則〔令和七年六月一八日法律第七〇号抄〕
(施行期日)

第一条 この法律は、令和八年十月一日から施行する。〔後略〕
別表第一(第二条関係)

名称	根拠法
沖縄科学技術大学院大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園法(平成二十一年法律第七十六号)
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)
株式会社日本貿易保険	貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)
金融経済教育推進機構	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二年法律第一百号)
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成二十三年法律第九十四号)
国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法(令和五年法律第四十六号)
国立大学法人	国立大学法人法(平成十五年法律第一百十二号)
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
脱炭素成長型経済構造移行推進機構	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(令和五年法律第三十二号)
日本銀行	日本銀行法(平成九年法律第八十九号)
日本司法支援センター	総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)
日本年金機構	日本年金機構法(平成十九年法律第九号)
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)
放送大学学園	放送大学学園法(平成十四年法律第一百五十六号)
預金保険機構	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)

別表第二(第二条、第五十八条関係)

名称	根拠法
沖縄科学技術大学院大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園法
国立研究開発法人	独立行政法人通則法
国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法
国立大学法人	国立大学法人法
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構法(平成十四年法律第九十一号)
独立行政法人地域医療機能推進機構	独立行政法人地域医療機能推進機構法(平成十七年法律第七十一号)
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法
放送大学学園	放送大学学園法

個人情報の保護に関する法律施行令

発令：平成15年12月10日号外政令第507号

最終改正：令和7年6月25日号外政令第226号

改正内容：令和7年6月25日号外政令第226号[令和7年7月1日]

○個人情報の保護に関する法律施行令

〔平成十五年十二月十日号外政令第五百七号〕

〔総理大臣署名〕

個人情報の保護に関する法律施行令をここに公布する。

個人情報の保護に関する法律施行令

内閣は、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第二項第二号〔令和三年五月法律三七号により削除〕、第三項第四号〔平成二十七年九月法律六五号により削除〕及び第五項〔令和三年五月法律三七号により削除〕、第二十四条〔現行＝三二条＝平成二十七年九月法律六五号・令和三年五月三七号により改正〕第一項第四号、第二十五条第一項〔令和二年六月法律四四号により委任規定削除〕、第二十九条〔現行＝三七条＝平成二十七年九月法律六五号・令和三年五月三七号により改正〕第一項及び第三項、第三十七条第二項〔現行＝四七条三項＝平成二十七年九月法律六五号・令和二年六月四四号により改正〕、第四十条〔現行＝五一条＝平成二十七年九月法律六五号・令和三年五月三七号により改正〕第一項、第五十一条〔令和三年五月法律三七号により削除〕、第五十二条〔平成二十七年九月法律六五号により削除〕並びに第五十五条〔現行＝一七五条＝平成二十七年九月法律六五号・令和三年五月三七号により改正〕の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 個人情報取扱事業者等の義務等(第四条―第十五条)

第三章 行政機関等の義務等(第十六条―第三十二条)

第四章 個人情報保護委員会(第三十三条―第四十条)

附則

第一章 総則

(個人識別符号)

第一条 個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)第二条第二項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの

イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名DNA)を構成する塩基の配列

ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

ト 指紋又は掌紋

二 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第六条第一項第一号の旅券の番号

三 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第百十一条の二第一項に規定する被保険者記号・番号等

四 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第十四条に規定する基礎年金番号

五 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十三条第一項第一号の免許証の番号又は同法第九十五条の二第二項第一号の免許情報記録の番号

六 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第十三号に規定する住民票コード

七 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第百六十一条の二第一項に規定する被保険者番号等

八 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第十二条第三項の被保険者証にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

九 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号

十 その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

(要配慮個人情報)

第二条 法第二条第三項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

一 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(行政機関)

第三条 法第二条第八項第四号の政令で定める特別の機関は、警察庁とする。

2 法第二条第八項第五号の政令で定める特別の機関は、検察庁とする。

第二章 個人情報取扱事業者等の義務等

(個人情報データベース等)

第四条 法第十六条第一項の利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであって、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと。

二 不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること。

三 生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。

2 法第十六条第一項第二号の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合体に含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

(保有個人データから除外されるもの)

第五条 法第十六条第四項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

二 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は

誘発するおそれがあるもの

三 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

四 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

(仮名加工情報データベース等)

第六条 法第十六条第五項の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる仮名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

(匿名加工情報データベース等)

第七条 法第十六条第六項の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

(個人関連情報データベース等)

第八条 法第十六条第七項の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる個人関連情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

(要配慮個人情報データを本人の同意なく取得することができる場合)

第九条 法第二十条第二項第八号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合

二 法第二十七条第五項各号(法第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合及び法第四十二条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

(保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項)

第十条 法第三十二条第一項第四号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第二十三条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置(本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。)

二 当該個人情報取扱事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

三 当該個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

(第三者提供記録から除外されるもの)

第十一条 法第三十三条第五項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

二 当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

三 当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

四 当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

(開示等の請求等を受け付ける方法)

第十二条 法第三十七条第一項の規定により個人情報取扱事業者が開示等の請求等を受け付

ける方法として定めることができる事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 開示等の請求等の申出先
- 二 開示等の請求等に際して提出すべき書面(電磁的記録を含む。第三十五条第一項及び第四十条第三項において同じ。)の様式その他の開示等の請求等の方式
- 三 開示等の請求等をする者が本人又は次条に規定する代理人であることの確認の方法
- 四 法第三十八条第一項の手数料の徴収方法
(開示等の請求等をするができる代理人)

第十三条 法第三十七条第三項の規定により開示等の請求等をするができる代理人は、次に掲げる代理人とする。

- 一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- 二 開示等の請求等をするにつき本人が委任した代理人
(認定個人情報保護団体の認定の申請)

第十四条 法第四十七条第三項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を個人情報保護委員会に提出してしなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名
- 二 認定の申請に係る業務を行おうとする事務所の所在地
- 三 認定の申請に係る業務の概要(対象事業者が取り扱う情報が個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報のいずれであるかの別を含む。)
- 四 法第四十七条第二項の規定により業務の範囲を限定する認定を受けようとする者にあつては、対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款、寄附行為その他の基本約款
- 二 認定を受けようとする者が法第四十八条各号の規定に該当しないことを誓約する書面
- 三 認定の申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- 四 認定の申請に係る業務を適正かつ確実に行うに足る知識及び能力を有することを明らかにする書類
- 五 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録)
- 六 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類
- 七 対象事業者の氏名又は名称を記載した書類及び認定の申請に係る業務の対象となることについて同意した者であることを証する書類
- 八 認定の申請に係る業務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書類
- 九 その他参考となる事項を記載した書類

3 前二項の規定は、法第五十条第一項の変更の認定について準用する。

4 認定個人情報保護団体は、第一項各号に掲げる事項若しくは第二項第二号から第四号まで、第六号若しくは第八号に掲げる書類に記載した事項に変更(法第五十条第一項の変更の認定に伴うものを除く。)があつたとき、又は同条第一項ただし書の個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨(第二項第三号に掲げる書類に記載した事項に変更があつたときは、その旨及びその理由)を記載した届出書を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

(認定業務の廃止の届出)

第十五条 認定個人情報保護団体は、認定業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の三月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名
- 二 法第五十三条第一項の申出の受付を終了しようとする日
- 三 認定業務を廃止しようとする日

四 認定業務を廃止する理由

第三章 行政機関等の義務等

(地方公共団体等行政文書から除かれるもの)

第十六条 法第六十条第一項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- 二 公文書館、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設として地方公共団体の長が指定する施設において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として次に掲げる方法により特別の管理がされているもの
 - イ 当該資料が専用の場所において適切に保存されていること。
 - ロ 当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。
 - ハ 次に掲げる場合を除き、一般の利用の制限が行われていないこと。
 - (1) 当該資料に地方公共団体の情報公開条例に規定する不開示情報(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。)が記録されていると認められる場合に、当該資料(当該情報が記録されている部分に限る。)の一般の利用を制限すること。
 - (2) 当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人その他の団体(国又は独立行政法人等を除く。)又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合に、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用を制限すること。
 - (3) 当該資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該資料を保有する施設において当該原本が現に使用されている場合に、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。
- ニ 当該資料の利用の方法及び期間に関する定めがあり、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。
- ホ 当該資料に記録されている個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。

(行政機関等匿名加工情報ファイル)

第十七条 法第六十条第四項第二号の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる行政機関等匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものとする。

(機関ごとに定める行政機関の長)

第十八条 法第六十三条の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 警察庁にあつては、警察庁長官
- 二 最高検察庁にあつては、検事総長
- 三 高等検察庁にあつては、その庁の検事長
- 四 地方検察庁にあつては、その庁の検事正
- 五 区検察庁にあつては、その庁の対応する簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に対応する地方検察庁の検事正

(安全管理措置を講ずべき業務)

第十九条 法第六十六条第二項第三号の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第百六十二号)第十九条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第百四十五号)第十八条、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平成十六年法律第百三十五号)第十六条又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法(平成二十六年法律第四十九号)第十七条の三において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)の規定に基づき行う業務
- 二 計量法(平成四年法律第五十一号)第百六十八条の二(第九号に係る部分に限る。)又は第百六十八条の三第一項の規定に基づき行う業務

三 種苗法(平成十年法律第八十三号)第十五条の二第一項(同法第十七条の二第六項、第三十五条の三第三項及び第四十七条第三項において準用する場合を含む。)又は第六十三条第一項の規定に基づき行う業務

四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六十五条の四第一項又は第六十五条の五第一項、第二項若しくは第四項の規定に基づき行う業務

五 国立研究開発法人森林研究・整備機構法(平成十一年法律第百九十八号)第十四条第一項の規定に基づき行う業務

六 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成十五年法律第九十七号)第三十二条第一項の規定に基づき行う業務

七 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)第二条第四項に規定する指定入院医療機関として同法の規定に基づき行う業務

八 がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号)第二十三条第一項の規定に基づき行う業務

九 法第五十八条第一項第二号に掲げる者が条例に基づき行う業務であって前各号に掲げる業務に類するものとして条例で定めるもの

2 法第六十六条第二項第四号の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第二条第四項に規定する指定入院医療機関として同法の規定に基づき行う業務

二 法第五十八条第二項第一号に掲げる者が同号に定める業務として条例に基づき行う業務であって前号に掲げる業務に類するものとして条例で定めるもの

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第二十条 法第七十四条第一項第十一号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人情報ファイルの保有開始の予定年月日

二 その他個人情報保護委員会規則で定める事項

2 法第七十四条第二項第九号の政令で定める数は、千人とする。

3 法第七十四条第二項第十号の政令で定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

一 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(イに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ 次に掲げる者又はこれらの者であった者

(1) 当該機関以外の行政機関等の職員

(2) 行政機関の職員以外の国家公務員であって行政機関又は行政機関の長の任命に係る者

(3) 行政機関が雇い入れる者であって国以外のもののために労務に服するもの

(4) 行政機関又は行政機関の長から委託された事務に従事する者であって当該事務に一年以上にわたり専ら従事すべきもの

ロ 法第七十四条第二項第三号に規定する者又はイに掲げる者の被扶養者又は遺族

二 法第七十四条第二項第三号に規定する者及び前号イ又はロに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第二十一条 行政機関の長等は、個人情報ファイル(法第七十五条第二項各号に掲げるもの及び同条第三項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第四項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、行政機関等が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿

とする。

- 3 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが法第七十四条第二項第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 5 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを当該行政機関等の事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6 法第七十五条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 法第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル又は同項第二号に係る個人情報ファイルの別
 - 二 法第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイルについて、次項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
- 7 法第七十五条第二項第三号の政令で定める個人情報ファイルは、法第六十条第二項第二号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が法第七十五条第一項の規定による公表に係る法第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(開示請求における本人確認手続等)

第二十二條 開示請求をする者は、行政機関の長等(法第二百二十六条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。以下この条及び第二十五条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

- 一 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの
 - 二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため行政機関の長等が適当と認める書類
- 2 開示請求書を行政機関の長等に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を行政機関の長等に提出すれば足りる。
 - 一 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
 - 二 その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして行政機関の長等が適当と認める書類であつて、開示請求をする日前三十日以内に作成されたもの
 - 3 法第七十六条第二項の規定により代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類(開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。)を行政機関の長等に提示し、又は提出しなければならない。
 - 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を当該開示請求をした行政機関の長等(法第八十五条第一項の規定による通知があつた場合にあつては、移送を受けた行政機関の長等)に届け出なければならない。
 - 5 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

(開示請求書に記載することができる事項)

第二十三条 開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報の開示の実施の方法(文書又は図面に記録されている保有個人情報については閲覧又は写しの交付の方法として行政機関等が定める方法をいい、電磁的記録に記録されている保有個人情報については法第八十七条第一項の規定により行政機関等が定める方法をいう。以下同じ。)について、次に掲げる事項を記載することができる。

一 求める開示の実施の方法

二 事務所における開示(保有個人情報が記録されている行政文書等の写しの送付の方法(以下単に「写しの送付の方法」という。)及び電子情報処理組織(行政機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この号において同じ。))と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第一項第四号において同じ。))を使用して開示を実施する方法以外の方法による保有個人情報の開示をいう。以下同じ。)の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日

三 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨(開示決定の際に通知すべき事項)

第二十四条 法第八十二条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

二 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、法第八十七条第三項の規定による申出をする際に当該事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

三 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

四 電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項(行政機関等が電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施することができる旨を定めている場合に限る。)

2 開示請求書に前条各号に掲げる事項が記載されている場合における法第八十二条第一項の政令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 開示請求書に記載された開示の実施の方法による保有個人情報の開示を実施することができる場合(事務所における開示については、開示請求書に記載された事務所における開示の実施を希望する日に保有個人情報の開示を実施することができる場合に限る。)その旨及び前項各号に掲げる事項

二 前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第二十五条 行政機関の長等は、法第八十六条第一項又は第二項の規定により、同条第一項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

2 法第八十六条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示請求の年月日

二 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 法第八十六条第二項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 前項各号に掲げる事項

二 法第八十六条第二項各号のいずれに該当するかの別及びその理由
(開示の実施の方法等の申出)

第二十六条 法第八十七条第三項の規定による申出は、書面により行わなければならない。

2 第二十四条第二項第一号に掲げる場合に該当する旨の法第八十二条第一項の規定による通知があった場合において、第二十三条各号に掲げる事項を変更しないときは、法第八十七

条第三項の規定による申出は、することを要しない。

3 法第八十七条第三項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 求める開示の実施の方法(開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法)
- 二 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分
- 三 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日
- 四 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨(開示請求に係る手数料)

第二十七条 法第八十九条第一項の規定により納付しなければならない手数料(第三項において単に「手数料」という。)の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書一件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号に掲げる場合以外の場合 三百円
- 二 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求をする場合 二百円

2 開示請求をする者が次の各号のいずれかに該当する複数の行政文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の行政文書を一件の行政文書とみなす。

- 一 一の行政文書ファイル(行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成十二年政令第四十一号)第十三条第二項第一号に規定する行政文書ファイルをいう。)にまとめられた複数の行政文書
- 二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の行政文書

3 手数料は、次に掲げる場合を除き、開示請求書に収入印紙を貼って納付しなければならない。

- 一 次に掲げる行政機関又は部局若しくは機関において手数料を納付する場合

イ 特許庁

ロ その長が法第二百二十六条の規定による委任を受けた職員である部局又は機関であつて、手数料の納付について収入印紙によることが適当でないものとして当該職員が官報により公示したもの

- 二 行政機関又はその部局若しくは機関(前号イ及びロに掲げるものを除く。)の事務所において手数料の納付を現金であることが可能である旨及び当該事務所の所在地を行政機関の長(法第二百二十六条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。次条第一項において同じ。)が官報により公示した場合において、手数料を当該事務所において現金で納付する場合

(写しの送付の求め)

第二十八条 行政機関の長の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている行政文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、個人情報保護委員会規則で定める方法により納付しなければならない。

2 独立行政法人等の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、独立行政法人等の定めるところにより送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている法人文書の写しの送付を求めることができる。

3 独立行政法人等は、前項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

4 地方公共団体の機関の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、当該地方公共団体の規則で定める方法により納付しなければならない。

5 地方独立行政法人の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、地方独立行政法人の定めるところにより送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの送付を求めることができる。

6 地方独立行政法人は、前項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(訂正請求等に関する開示請求における本人確認手続等に係る規定の準用)

第二十九条 第二十二條(第四項及び第五項を除く。)の規定は、訂正請求及び利用停止請求における本人確認手続等について準用する。この場合において、同条第三項中「第七十六条第二項」とあるのは、訂正請求については「第九十条第二項」と、利用停止請求については「第九十八条第二項」と読み替えるものとする。

(行政不服審査法施行令の規定の読替え)

第三十条 法第百六条の規定により同条第一項の審査請求について行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の規定が適用される場合における行政不服審査法施行令(平成二十七年政令第三百九十一号)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第二項	審査庁(審理員が指名されている場合において、審理手続が終結するまでの間は、審理員)	審査庁
第五条	法第二十九条第一項本文	個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。)第百六条第二項において読み替えて適用する法第二十九条第一項本文
第六条第一項	弁明書は	個人情報保護法第百六条第二項において読み替えて適用する法第二十九条第二項の規定により提出し、又は作成する弁明書は
	を提出しなければならない	とする
第六条第二項	法第二十九条第五項	個人情報保護法第百六条第二項において読み替えて適用する法第二十九条第五項
第七条第一項	反論書は	個人情報保護法第百六条第二項において読み替えて適用する法第三十条第一項の規定により提出する反論書は
	参加人及び処分庁等の数	参加人及び処分庁等の数(処分庁等が審査庁である場合にあっては、参加人の数)
	を、法第三十条第二項に規定する	とし、個人情報保護法第百六条第二項において読み替えて適用する法第三十条第二項の規定により提出する
	審査請求人及び処分庁等の数	審査請求人及び処分庁等の数(処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人の数)
	を、それぞれ提出しなければならない	とする
第七条第二項	法第三十条第三項	個人情報保護法第百六条第二項において読み替えて適用する法第三十条第三項
第八条	審理員	審査庁
	審理関係人がある	審理関係人(処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。以下この条において同じ。)がある
第九条	審理員	審査庁

	法第三十七条第二項	個人情報保護法第百六条第二項において読み替えて適用する法第三十七条第二項
第十条、第十一条及び第十四条第一項	法第三十八条第一項	個人情報保護法第百六条第二項において読み替えて適用する法第三十八条第一項

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第三十一条 法第百十九条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、二万千円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- 一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに三千九百五十円
- 二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)

2 法第百十九条第二項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号に掲げる者以外の者 法第百十五条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第百十九条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- 二 法第百十五条(法第百十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 一万二千六百円

3 前二項の手数料(以下この項において単に「手数料」という。)は、次に掲げる行政機関又は部局若しくは機関において手数料を納付する場合を除き、個人情報保護委員会規則で定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。

- 一 特許庁
- 二 その長が法第百二十六条の規定による委任を受けた職員である部局又は機関であって、手数料の納付について収入印紙によることが適当でないものとして当該職員が官報により公示したもの

4 法第百十九条第三項の政令で定める額は、第一項に定める額とする。

5 法第百十九条第四項の同条第三項の政令で定める額を参酌して政令で定める額は、第二項に定める額とする。

(権限又は事務の委任)

第三十二条 行政機関の長(第十八条に規定する者を除く。)は、法第五章第二節から第五節まで(法第七十四条及び同章第四節第四款を除く。)に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを、内閣総務官、内閣感染症危機管理監、国家安全保障局長、内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣情報官、内閣サイバー官若しくは内閣人事局長若しくは人事政策統括官、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職、同法第十八条の重要政策に関する会議の長、同法第三十七条若しくは第五十四条の審議会等若しくはその事務局の長、同法第三十九条若しくは第五十五条の施設等機関の長、同法第四十条若しくは第五十六条(宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関若しくはその事務局の長、内閣府設置法第四十三条若しくは第五十七条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の地方支分部局の長、内閣府設置法第五十二条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務総局若しくはその官房、局、部若しくは地方事務所若しくはその支所の長、宮内庁法第三条の長官官房、侍従職等若しくは部の長、同法第十四条第一項の職、同法第十六条第一項の機関若しくはその事務局の長、同条第二項の機関の長若しくは同法第十七条の地方支分部局の長、デジタル庁設置法(令和三年法律第三十六号)第十三条第一項の職又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第七条の官房、局若しくは部の長、同条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務総局の長、同法第八条の審議会等若しくはその事務局の長、同法第八条の二の施設等機関の長、同法第八条の三の特別の機関若し

くはその事務局の長、同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に委任することができる。

- 2 警察庁長官は、法第五章第二節から第五節まで(法第七十四条及び同章第四節第四款を除く。)に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第十九条第一項の長官官房若しくは局、同条第二項の部、同法第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第二十九条第一項の附属機関又は同法第三十条第一項若しくは第三十三条第一項の地方機関の長に委任することができる。
- 3 行政機関の長は、前二項の規定により権限又は事務を委任しようとするときは、委任を受ける職員の官職、委任する権限又は事務及び委任の効力の発生する日を官報で公示しなければならない。

第四章 個人情報保護委員会

(権限の委任を行う場合の事情)

第三十三条 法第百五十条第一項の政令で定める事情は、次の各号のいずれかに該当する事情とする。

- 一 緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いを確保する必要があること。
- 二 前号のほか、効果的かつ効率的に個人情報等の適正な取扱いを確保するために事業所管大臣が有する専門的知見を特に活用する必要があること。

(事業所管大臣への権限の委任)

第三十四条 個人情報保護委員会は、法第百五十条第一項の規定により、法第二十六条第一項、法第百四十六条第一項、法第百六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第九十九条、第百一条、第百三条、第百五条、第百六条、第百八条及び第百九条、法第百六十三条並びに法第百六十四条の規定による権限を委任する場合においては、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を定めて、事業所管大臣に委任するものとする。ただし、個人情報保護委員会が自らその権限を行使することを妨げない。

- 2 個人情報保護委員会は、前項の規定により委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を定めようとするときは、あらかじめ、事業所管大臣に協議しなければならない。
- 3 個人情報保護委員会は、第一項の規定により権限を委任しようとするときは、委任を受ける事業所管大臣、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を公示しなければならない。

(権限行使の結果の報告)

第三十五条 法第百五十条第二項の規定による報告は、前条第一項の期間の範囲内で個人情報保護委員会が定める期間を経過するごとに(個人情報取扱事業者等に法第四章第二節から第四節までの規定に違反する行為があると認めたとき、又は法第二十六条第一項の規定による権限を行使したときは、直ちに)、その間の権限の行使の結果について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載し、又は記録した書面により行うものとする。

- 一 法第二十六条第一項の規定による権限を行使した場合 その報告の内容その他参考となるべき事項
- 二 法第百四十六条第一項の規定による権限を行使した場合 報告若しくは資料の提出の要求又は立入検査を行った結果により判明した事実その他参考となるべき事項
- 三 法第百六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法第九十九条、第百一条、第百三条、第百五条、第百六条、第百八条若しくは第百九条、法第百六十三条又は法第百六十四条の規定による権限を行使した場合 その結果その他参考となるべき事項

- 2 個人情報保護委員会は、前項の規定により報告の期間を定めようとするときは、あらかじめ、事業所管大臣に協議しなければならない。

(地方支分部局の長等への権限の委任)

第三十六条 事業所管大臣は、内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長(金融庁長官を除く。以下この条において同じ。)、国家行政組織法第三条第二項の庁の長又は警察庁長官に法第百五十条第一項の規定により委任された権限及び同条第二項の規定による権限を委任するこ

とができる。

- 2 事業所管大臣(前項の規定によりその権限が内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長又は国家行政組織法第三条第二項の庁の長に委任された場合にあっては、その庁の長)は、内閣府設置法第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職若しくは同法第四十三条若しくは第五十七条の地方支分部局の長、デジタル庁設置法第十三条第一項の職又は国家行政組織法第七条の官房、局若しくは部の長、同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に法第百五十条第一項の規定により委任された権限(当該場合にあっては、前項の規定により委任された権限(同条第二項の規定による権限を除く。))を委任することができる。
- 3 警察庁長官は、警察法第十九条第一項の長官官房若しくは局、同条第二項の部又は同法第三十条第一項の地方機関の長に第一項の規定により委任された権限(法第百五十条第二項の規定による権限を除く。)を委任することができる。
- 4 事業所管大臣、内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長、国家行政組織法第三条第二項の庁の長又は警察庁長官は、前三項の規定により権限を委任しようとするときは、委任を受ける職員の官職、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を公示しなければならない。(証券取引等監視委員会への権限の委任等)

第三十七条 金融庁長官は、法第百五十条第四項の規定により委任された権限(同条第二項の規定による権限を除き、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二年法律第百一号)及び社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定により証券取引等監視委員会の権限に属させられた事項に係るものに限る。)を証券取引等監視委員会に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

- 2 証券取引等監視委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告しなければならない。(財務局長等への権限の委任)

第三十八条 金融庁長官は、法第百五十条第四項の規定により委任された権限(同条第二項の規定による権限及び同条第五項の規定により証券取引等監視委員会に委任された権限を除く。)を、個人情報取扱事業者等の主たる事務所又は事業所(次項及び次条第一項において「主たる事務所等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

- 2 前項の規定により委任された権限で、個人情報取扱事業者等の主たる事務所等以外の事務所、事業所その他その事業を行う場所(以下この項及び次条第二項において「従たる事務所等」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)も行うことができる。

第三十九条 証券取引等監視委員会は、法第百五十条第五項の規定により委任された権限を、個人情報取扱事業者等の主たる事務所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、証券取引等監視委員会が自らその権限を行使することを妨げない。

- 2 前項の規定により委任された権限で、個人情報取扱事業者等の従たる事務所等に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)も行うことができる。(地方公共団体の長等が処理する事務)

第四十条 法第二十六条第一項、法第百四十六条第一項、法第百六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法第九十九条、第百一条、第百三条、第百五条、第百六条、第百八条及

び第百九条、法第百六十三条並びに法第百六十四条に規定する個人情報保護委員会の権限に属する事務(以下この条において「検査等事務」という。)は、当該権限が法第百五十条第一項の規定により事業所管大臣に委任され、又は同条第四項の規定により金融庁長官に委任された場合において、個人情報取扱事業者等が行う事業であって当該事業所管大臣又は金融庁長官が所管するものについての報告の徴収又は検査に係る権限に属する事務の全部又は一部が他の法令の規定により地方公共団体の長その他の執行機関(以下この条において「地方公共団体の長等」という。)が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が行う。この場合において、当該事務を行うこととなる地方公共団体の長等が二以上あるときは、検査等事務は、各地方公共団体の長等がそれぞれ単独に行うことを妨げない。

2 前項の規定は、事業所管大臣又は金融庁長官が自ら検査等事務を行うことを妨げない。

3 第一項の規定により検査等事務を行った地方公共団体の長等は、第三十五条第一項の規定により個人情報保護委員会が定める期間を経過するとともに(個人情報取扱事業者等に法第四章第二節から第四節までの規定に違反する行為があると認めたとき、又は法第二十六条第一項の規定による権限を行使したときは、直ちに)、その間に行った検査等事務の結果について、第三十五条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載し、又は記録した書面により事業所管大臣又は金融庁長官を経由して個人情報保護委員会に報告しなければならない。

4 第一項の規定により地方公共団体の長等が検査等事務を行う場合においては、法中当該検査等事務に係る個人情報保護委員会に関する規定は、地方公共団体の長等に関する規定として地方公共団体の長等に適用があるものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第五条から第十三条までの規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則〔平成一六年一二月一〇日政令第三八九号〕

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の個人情報の保護に関する法律施行令第二条の規定は、平成十六年十月一日から適用する。

附 則〔平成二〇年五月一日政令第一六六号〕

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行前に個人情報の保護に関する法律第三十二条の規定により報告を求められ、又は同法第三十四条第二項若しくは第三項の規定による命令を受けた個人情報取扱事業者で、この政令による改正後の第二条第二号の規定の適用により個人情報取扱事業者に該当しなくなったものに係る当該報告の求め又は命令及びこれらに係る同法第五十七条又は第五十六条の違反行為に対する罰則の適用については、その個人情報取扱事業者に該当しなくなった後も、なお従前の例による。

附 則〔平成二七年一二月一八日政令第四二七号抄〕

(施行期日)

1 この政令は、平成二十八年一月一日から施行する。

〔平成二八年一〇月五日政令第三二四号抄〕

第二章 経過措置

第七条 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)第二条の規定による改正前の個人情報の保護に関する法律(以下この項において「旧個人情報保護法」という。)第六十七条の規定により地方公共団体の長その他の執行機関が主務大臣の権限に属する事務を行うこととされた場合及び旧個人情報保護法第六十八条の規定により職員が委任を受けた場合における改正法附則第四条の規定の適用については、同条第一項中「主務大臣」とあるのは、「主務大臣(旧個人情報保護法第六十七条の規定により主務大臣の権限に属する事務を行うこととされた地方公共団体の長その他の執行機関及び旧個人情報保護法第六

十八条の規定により委任を受けた職員を含む。」とする。

- 2 改正法第二条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律(以下この項において「新個人情報保護法」という。)第四十四条第一項又は第三項から第七項までの規定により事業所管大臣、部局若しくは機関の長、金融庁長官、証券取引等監視委員会又は財務局長若しくは財務支局長が委任を受けた場合及び新個人情報保護法第七十七条の規定により地方公共団体の長その他の執行機関が事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する事務を行うこととされた場合における改正法附則第四条(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用については、同条第一項中「又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「第三十二条の規定」と、「第三十六条又は第四十九条」とあるのは「第三十六条」と、「勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為」とあるのは「報告の徴収」と、「又はこれに基づく命令の相当規定」とあるのは「第四十条第一項の規定」と、「個人情報保護委員会」とあるのは「個人情報保護委員会(新個人情報保護法第四十四条第一項又は第三項から第七項までの規定により委任を受けた事業所管大臣、部局若しくは機関の長、金融庁長官、証券取引等監視委員会又は財務局長若しくは財務支局長及び新個人情報保護法第七十七条の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する事務を行うこととされた地方公共団体の長その他の執行機関を含む。以下この条において同じ。)」と、同条第二項中「又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「第三十二条の規定」と、「申請、届出その他の行為」とあるのは「報告」と、「又はこれに基づく命令の相当規定」とあるのは「第四十条第一項の規定」と、同条第三項中「又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「第三十二条の規定」と、「届出その他の手続」とあるのは「報告」と、「手続が」とあるのは「報告が」と、「又はこれに基づく命令の相当規定」とあるのは「第四十条第一項の規定」と、「その手続を」とあるのは「報告を」と、「当該相当規定」とあるのは「同項の規定」とする。

附 則〔平成二八年一〇月五日政令第三二四号抄〕
(施行期日)

- 1 この政令は、改正法〔個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律＝平成二七年九月法律第六五号〕の施行の日〔平成二九年五月三〇日〕から施行する。

附 則〔令和三年三月二四日政令第五六号〕

この政令は、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律〔令和二年六月法律第四四号〕の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。

附 則〔令和三年六月二日政令第一六二号抄〕
(施行期日)

- 1 この政令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律〔令和二年六月法律第五〇号〕(以下「改正法」という。)の施行の日(令和三年十一月一日)から施行する。〔後略〕

附 則〔令和三年七月二日政令第一九五号抄〕
(施行期日)

- 1 この政令は、令和三年九月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔令和三年一〇月二九日政令第二九二号抄〕
(施行期日)

第一条 この政令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律〔令和三年五月法律第三七号〕(次条第一項及び附則第四条において「整備法」という。)第五十条の規定の施行の日(令和四年四月一日。附則第四条において「整備法第五十条施行日」という。)から施行する。

(個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に整備法第五十条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下この条において「新個人情報保護法」という。)第二条第八項に規定する行政機関が保有している新個人情報保護法第六十条第二項に規定す

る個人情報ファイルについての第一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律施行令(次項及び次条において「新個人情報保護法施行令」という。)第十九条第一項の規定の適用については、同項第一号中「予定年月日」とあるのは、「年月日」とする。

- 2 この政令の施行の際現に新個人情報保護法第二条第十一項に規定する行政機関等が保有している新個人情報保護法第六十条第二項に規定する個人情報ファイルについての新個人情報保護法施行令第二十条第一項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する等の政令(令和三年政令第二百九十二号)の施行後遅滞なく」とする。

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令の廃止に伴う経過措置)

第三条 この政令の施行の際現に第二条第一号の規定による廃止前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(以下この条において「旧行政機関個人情報保護法施行令」という。)第二十六条第一項又は第二項の規定により行政機関の長がその所掌に係る権限又は事務を当該行政機関の職員に委任している場合における当該権限又は事務は、新個人情報保護法施行令第三十条第一項又は第二項の規定により当該職員に委任したものとみなす。この場合において、この政令の施行前にされた当該職員に係る旧行政機関個人情報保護法施行令第二十六条第三項の規定による公示は、新個人情報保護法施行令第三十条第三項の規定によりされた公示とみなす。

附 則〔令和四年四月二〇日政令第一七七号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律〔令和三年五月法律第三七号〕(次条において「整備法」という。)第五十一条の規定の施行の日(令和五年四月一日)から施行する。

(個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に整備法第五十一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律第二条第十一項第二号に規定する地方公共団体の機関及び同項第四号に規定する地方独立行政法人が保有している個人情報の保護に関する法律第六十条第二項に規定する個人情報ファイルについての第一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律施行令第二十一条第一項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する政令(令和四年政令第百七十七号)の施行後遅滞なく」とする。

附 則〔令和五年八月一四日政令第二六一号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律〔令和五年四月法律第一四号〕の施行の日(令和五年九月一日)から施行する。

附 則〔令和六年一月三十一日政令第二二二号抄〕

(施行期日)

- 1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律〔令和五年十一月法律第七九号〕附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和六年二月一日)から施行する。

〔令和六年八月一四日政令第二六〇号抄〕

(罰則に関する経過措置)

第十一条 第二号施行日前にした行為及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第二号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔令和六年八月一四日政令第二六〇号〕

この政令は、第二号施行日〔行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和五年法律第四八号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日〕(令和六年十二月二日)から施行する。

附 則〔令和六年十一月一日政令第三三五号〕

この政令は、改正法〔道路交通法の一部を改正する法律＝令和四年四月法律第三二号〕附則

第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和七年三月二十四日)から施行する。

附 則〔令和七年一月二九日政令第一九号抄〕

(施行期日)

- 1 この政令は、国立健康危機管理研究機構法〔令和五年六月法律第四六号〕の施行の日(令和七年四月一日)から施行する。

附 則〔令和七年六月二五日政令第二二六号抄〕

(施行期日)

- 1 この政令は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律〔令和七年五月法律第四三号〕附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和七年七月一日)から施行する。

個人情報の保護に関する法律施行規則

発令：平成28年10月5日号外個人情報保護委員会規則第3号

最終改正：令和6年12月6日個人情報保護委員会規則第5号

改正内容：令和6年12月6日個人情報保護委員会規則第5号[令和6年12月6日]

○個人情報の保護に関する法律施行規則

[平成二十八年十月五日号外個人情報保護委員会規則第三号]

個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五百七号)の規定に基づき、並びに同法を実施するため、個人情報の保護に関する法律施行規則を次のように定める。

個人情報の保護に関する法律施行規則

(定義)

第一条 この規則において使用する用語は、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)において使用する用語の例による。

(身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号に関する基準)

第二条 個人情報の保護に関する法律施行令(以下「令」という。)第一条第一号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。
(介護保険の被保険者証にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された文字、番号、記号その他の符号)

第三条 令第一条第八号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、同号に規定する被保険者証の番号及び保険者番号とする。

(旅券の番号等に準ずる文字、番号、記号その他の符号)

第四条 令第一条第十号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条第十一項に規定する保険者番号及び同条第十二項に規定する被保険者等記号・番号

二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二条第十項に規定する保険者番号及び同条第十一項に規定する被保険者等記号・番号

三 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号

四 出入国管理及び難民認定法第十九条の四第一項第五号の在留カードの番号

五 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第四十五条第一項に規定する加入者等記号・番号等

六 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第一百二十二条の二第一項に規定する組合員等記号・番号等

七 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第一百四十四条の二十四の二第一項に規定する組合員等記号・番号等

八 雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)第十条第一項の雇用保険被保険者証の被保険者番号

九 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第八条第一項第三号の特別永住者証明書の番号

(要配慮個人情報)

第五条 令第二条第一号の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。

一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)別表に掲げる身体上の障害

二 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)にいう知的障害

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第二条第一項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。)

四 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度であるもの
(法第二十条第二項第七号の個人情報保護委員会規則で定める者)

第六条 法第二十条第二項第七号の個人情報保護委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関
- 二 外国において法第十六条第八項に規定する学術研究機関等に相当する者
- 三 外国において法第五十七条第一項各号に掲げる者に相当する者
(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)

第七条 法第二十六条第一項本文の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 要配慮個人情報に含まれる個人データ(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。)の漏えい、滅失若しくは毀損(以下この条及び次条第一項において「漏えい等」という。)が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 三 不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為による個人データ(当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であつて、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 四 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(個人情報保護委員会への報告)

第八条 個人情報取扱事業者は、法第二十六条第一項本文の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項(報告をしようとする時点において把握しているものに限る。次条において同じ。)を報告しなければならない。

- 一 概要
- 二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データ(前条第三号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。次号において同じ。)の項目
- 三 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数
- 四 原因
- 五 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- 六 本人への対応の実施状況
- 七 公表の実施状況
- 八 再発防止のための措置
- 九 その他参考となる事項

2 前項の場合において、個人情報取扱事業者は、当該事態を知った日から三十日以内(当該事態が前条第三号に定めるものである場合にあっては、六十日以内)に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。

3 法第二十六条第一項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

- 一 個人情報保護委員会に報告する場合 電子情報処理組織(個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子

情報処理組織をいう。以下この項において同じ。)を使用する方法(電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式第一による報告書を提出する方法)

- 二 法第百五十条第一項の規定により、法第二十六条第一項の規定による権限の委任を受けた事業所管大臣に報告する場合 別記様式第一による報告書を提出する方法(当該事業所管大臣が別に定める場合にあっては、その方法)

(他の個人情報取扱事業者への通知)

第九条 個人情報取扱事業者は、法第二十六条第一項ただし書の規定による通知をする場合には、第七条各号に定める事態を知った後、速やかに、前条第一項各号に定める事項を通知しなければならない。

(本人に対する通知)

第十条 個人情報取扱事業者は、法第二十六条第二項本文の規定による通知をする場合には、第七条各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、第八条第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第九号に定める事項を通知しなければならない。

(第三者提供に係る事前の通知等)

第十一条 法第二十七条第二項又は第三項の規定による通知又は容易に知り得る状態に置く措置は、次に掲げるところにより、行うものとする。

- 一 第三者に提供される個人データによって識別される本人(次号において「本人」という。)が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと。

- 二 本人が法第二十七条第二項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。

- 2 法第二十七条第二項又は第三項の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

- 一 電子情報処理組織(個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法

- 二 別記様式第二(法第二十七条第三項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行う場合にあっては、別記様式第三)による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下「光ディスク等」という。)を提出する方法

- 3 個人情報取扱事業者が、代理人によって法第二十七条第二項又は第三項の規定による届出を行う場合には、別記様式第四によるその権限を証する書面(電磁的記録を含む。第十七条第一項、第十八条第二項、第三十条、第四十七条第一項、第四十八条第二項、第五十四条第二項、第六項及び第七項、第六十条並びに第六十六条第二項を除き、以下同じ。)を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

- 4 法第二十七条第二項第八号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 第三者に提供される個人データの更新の方法

- 二 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日

(外国にある個人情報取扱事業者の代理人)

第十二条 外国にある個人情報取扱事業者は、法第二十七条第二項又は第三項の規定による届出を行う場合には、国内に住所を有する者であつて、当該届出に関する一切の行為につき、当該個人情報取扱事業者を代理する権限を有するものを定めなければならない。この場合において、当該個人情報取扱事業者は、当該届出と同時に、当該個人情報取扱事業者が国内に住所を有する者に、当該届出に関する一切の行為につき、当該個人情報取扱事業者を代理する権限を付与したことを証する書面(日本語による翻訳文を含む。)を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

(第三者提供に係る個人情報保護委員会による公表)

第十三条 法第二十七条第四項の規定による公表は、同条第二項又は第三項の規定による届出があった後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(第三者提供に係る個人情報取扱事業者による公表)

第十四条 個人情報取扱事業者は、法第二十七条第四項の規定による公表がされた後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を公表するものとする。

一 法第二十七条第二項の規定による届出を行った場合 同項各号に掲げる事項

二 法第二十七条第三項の規定による変更の届出を行った場合 変更後の同条第二項各号に掲げる事項

三 法第二十七条第三項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行った場合 その旨

(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国)

第十五条 法第二十八条第一項の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する外国として個人情報保護委員会が定めるものとする。

一 法第四章又は第五章の規定に相当する法令その他の定めがあり、その履行が当該外国内において確保されていると認めるに足りる状況にあること。

二 個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在しており、かつ、当該外国執行当局において必要かつ適切な監督又は監視を行うための体制が確保されていること。

三 我が国との間において、個人情報の適正かつ効果的な活用と個人の権利利益の保護に関する相互理解に基づく連携及び協力が可能であると認められるものであること。

四 個人情報の保護のために必要な範囲を超えて国際的な個人データの移転を制限することなく、かつ、我が国との間において、個人情報の保護を図りつつ、相互に円滑な個人データの移転を図ることが可能であると認められるものであること。

五 前四号に定めるもののほか、当該外国を法第二十八条第一項の規定による外国として定めることが、我が国における行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、又は我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること。

2 個人情報保護委員会は、前項の規定による外国を定める場合において、我が国における個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、当該外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得ることなく提供できる個人データの範囲を制限することその他の必要な条件を付することができる。

3 個人情報保護委員会は、第一項の規定による外国を定めた場合において、当該外国が第一項各号に該当していること又は当該外国について前項の規定により付された条件が満たされていることを確認するため必要があると認めるときは、当該外国における個人情報の保護に関する制度又は当該条件に係る対応の状況に関し必要な調査を行うものとする。

4 個人情報保護委員会は、第一項の規定による外国を定めた場合において、前項の調査の結果その他の状況を踏まえ、当該外国が第一項各号に該当しなくなつたと認めるとき又は当該外国について第二項の規定により付された条件が満たされなくなつたと認めるときは、第一項の規定による定めを取り消すものとする。

(個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準)

第十六条 法第二十八条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第四章第二節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。

二 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

(外国にある第三者への提供に係る同意取得時の情報提供)

第十七条 法第二十八条第二項又は法第三十一条第一項第二号の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

2 法第二十八条第二項又は法第三十一条第一項第二号の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 当該外国の名称

二 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

三 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

3 前項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者は、法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、前項第一号に定める事項が特定できない場合には、同号及び同項第二号に定める事項に代えて、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。

一 前項第一号に定める事項が特定できない旨及びその理由

二 前項第一号に定める事項に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報

4 第二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者は、法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第二項第三号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。

(外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置等)

第十八条 法第二十八条第三項(法第三十一条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置は、次に掲げる措置とする。

一 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。

二 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データ(法第三十一条第二項において読み替えて準用する場合にあっては、個人関連情報)の当該第三者への提供を停止すること。

2 法第二十八条第三項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

3 個人情報取扱事業者は、法第二十八条第三項の規定による求めを受けたときは、本人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。ただし、情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。

一 当該第三者による法第二十八条第一項に規定する体制の整備の方法

二 当該第三者が実施する相当措置の概要

三 第一項第一号の規定による確認の頻度及び方法

四 当該外国の名称

五 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要

六 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要

七 前号の支障に関して第一項第二号の規定により当該個人情報取扱事業者が講ずる措置の概要

4 個人情報取扱事業者は、法第二十八条第三項の規定による求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しな

ればならない。

- 5 個人情報取扱事業者は、前項の規定により、本人から求められた情報の全部又は一部について提供しない旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成)

第十九条 法第二十九条第一項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

- 2 法第二十九条第一項の記録は、個人データを第三者(同項に規定する第三者をいう。以下この条、次条、第二十二條から第二十四條まで、第二十七條及び第二十八條において同じ。)に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供(法第二十七條第二項の規定による提供を除く。以下この項において同じ。)したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、法第二十七條第一項又は法第二十八條第一項の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第一項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第二十九条第一項の当該事項に関する記録に代えることができる。

(第三者提供に係る記録事項)

第二十条 法第二十九条第一項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- 一 法第二十七條第二項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイからニまでに掲げる事項

イ 当該個人データを提供した年月日

ロ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの)にあっては、その代表者又は管理人。第二十八條第一項第三号において同じ。)の氏名(不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨)

ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足る事項

ニ 当該個人データの項目

- 二 法第二十七條第一項又は法第二十八條第一項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイ及びロに掲げる事項

イ 法第二十七條第一項又は法第二十八條第一項の本人の同意を得ている旨

ロ 前号ロからニまでに掲げる事項

- 2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第二十九条第一項の記録(当該記録を保存している場合におけるものに限る。)に記録されている事項と内容が同一であるものについては、同項の当該事項の記録を省略することができる。

(第三者提供に係る記録の保存期間)

第二十一条 法第二十九条第二項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一 第十九條第三項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して一年を経過する日までの間

二 第十九條第二項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して三年を経過する日までの間

三 前二号以外の場合 三年

(第三者提供を受ける際の確認)

第二十二条 法第三十条第一項の規定による同項第一号に掲げる事項の確認を行う方法は、

個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。

2 法第三十条第一項の規定による同項第二号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。

3 前二項の規定にかかわらず、第三者から他の個人データの提供を受けるに際して既に前二項に規定する方法による確認(当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。)を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る法第三十条第一項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

(第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成)

第二十三条 法第三十条第三項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

2 法第三十条第三項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供(法第二十七条第二項の規定による提供を除く。以下この条において同じ。)を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

3 前項の規定にかかわらず、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第一項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第三十条第三項の当該事項に関する記録に代えることができる。

(第三者提供を受ける際の記録事項)

第二十四条 法第三十条第三項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 個人情報取扱事業者から法第二十七条第二項の規定による個人データの提供を受けた場合 次のイからホまでに掲げる事項

イ 個人データの提供を受けた年月日

ロ 法第三十条第一項各号に掲げる事項

ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

ニ 当該個人データの項目

ホ 法第二十七条第四項の規定により公表されている旨

二 個人情報取扱事業者から法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の規定による個人データの提供を受けた場合 次のイ及びロに掲げる事項

イ 法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の本人の同意を得ている旨

ロ 前号ロからニまでに掲げる事項

三 個人関連情報取扱事業者から法第三十一条第一項の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した場合 次のイからニまでに掲げる事項

イ 法第三十一条第一項第一号の本人の同意が得られている旨及び外国にある個人情報取扱事業者にあつては、同項第二号の規定による情報の提供が行われている旨

ロ 法第三十条第一項第一号に掲げる事項

ハ 第一号ハに掲げる事項

ニ 当該個人関連情報の項目

四 第三者(個人情報取扱事業者に該当する者を除く。)から個人データの提供を受けた場合 第一号ロからニまでに掲げる事項

2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第三十条第三項の記録(当該記録を保存している場合におけるものに限る。)に記録された事項と内容が同一であるものについては、同項の当該事項の記録を省略することができる。

(第三者提供を受ける際の記録の保存期間)

第二十五条 法第三十条第四項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一 第二十三条第三項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して一年を経過する日までの間
- 二 第二十三条第二項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して三年を経過する日までの間
- 三 前二号以外の場合 三年

(個人情報関連情報の第三者提供を行う際の確認)

第二十六条 法第三十一条第一項の規定による同項第一号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人情報関連情報の提供を受ける第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。

2 法第三十一条第一項の規定による同項第二号に掲げる事項の確認を行う方法は、同号の規定による情報の提供が行われていることを示す書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。

3 前二項の規定にかかわらず、第三者に個人情報関連情報の提供を行うに際して既に前二項に規定する方法による確認(当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。)を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る法第三十一条第一項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

(個人情報関連情報の第三者提供を行う際の確認に係る記録の作成)

第二十七条 法第三十一条第三項において読み替えて準用する法第三十条第三項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

2 法第三十一条第三項において読み替えて準用する法第三十条第三項の記録は、個人情報関連情報を第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人情報関連情報を継続的に若しくは反復して提供したとき、又は当該第三者に対し個人情報関連情報を継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

3 前項の規定にかかわらず、法第三十一条第一項の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人情報関連情報を第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第一項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第三十一条第三項において読み替えて準用する法第三十条第三項の当該事項に関する記録に代えることができる。

(個人情報関連情報の第三者提供を行う際の記録事項)

第二十八条 法第三十一条第三項において読み替えて準用する法第三十条第三項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十一条第一項第一号の本人の同意が得られていることを確認した旨及び外国にある第三者への提供にあつては、同項第二号の規定による情報の提供が行われていることを確認した旨

二 個人情報関連情報を提供した年月日(前条第二項ただし書の規定により、法第三十一条第三項において読み替えて準用する法第三十条第三項の記録を一括して作成する場合にあつては、当該提供の期間の初日及び末日)

三 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

四 当該個人情報関連情報の項目

2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第三十一条第三項において読み替えて準用する法第三十条第三項の記録(当該記録を保存している場合におけるものに限る。)に記録された事項と内容が同一であるものについては、法第三十一条第三項において読み替えて準用する法第三十条第三項の当該事項の記録を省略することができる。

(個人情報関連情報の第三者提供に係る記録の保存期間)

第二十九条 法第三十一条第三項において準用する法第三十条第四項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一 第二十七条第三項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して一年を経過する日までの間
 - 二 第二十七条第二項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して三年を経過する日までの間
 - 三 前二号以外の場合 三年
- (本人が請求することができる開示の方法)

第三十条 法第三十三条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の個人情報保護委員会規則で定める方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該個人情報取扱事業者の定める方法とする。

(仮名加工情報の作成の方法に関する基準)

第三十一条 法第四十一条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること(当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- 二 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- 三 個人情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等を削除すること(当該記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

(削除情報等に係る安全管理措置の基準)

第三十二条 法第四十一条第二項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第四十一条第二項に規定する削除情報等(同条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報にあっては、その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができるものに限る。以下この条において同じ。)を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- 二 削除情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って削除情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- 三 削除情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による削除情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(電磁的方法)

第三十三条 法第四十一条第八項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)
- 二 電子メールを送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)
- 三 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。)を送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)

(匿名加工情報の作成の方法に関する基準)

第三十四条 法第四十三条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること(当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

- 二 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- 三 個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号(現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。)を削除すること(当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。)
- 四 特異な記述等を削除すること(当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- 五 前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

(加工方法等情報に係る安全管理措置の基準)

第三十五条 法第四十三条第二項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 加工方法等情報(匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに法第四十三条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報(その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。))をいう。以下この条において同じ。)を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- 二 加工方法等情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って加工方法等情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- 三 加工方法等情報を取り扱う正当な権限を有しない者による加工方法等情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報取扱事業者による匿名加工情報の作成時における公表)

第三十六条 法第四十三条第三項の規定による公表は、匿名加工情報を作成した後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 2 個人情報取扱事業者が他の個人情報取扱事業者の委託を受けて匿名加工情報を作成した場合は、当該他の個人情報取扱事業者が当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を前項に規定する方法により公表するものとする。この場合においては、当該公表をもって当該個人情報取扱事業者が当該項目を公表したものとみなす。

(個人情報取扱事業者による匿名加工情報の第三者提供時における公表等)

第三十七条 法第四十三条第四項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 2 法第四十三条第四項の規定による明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

(匿名加工情報取扱事業者による匿名加工情報の第三者提供時における公表等)

第三十八条 前条第一項の規定は、法第四十四条の規定による公表について準用する。

- 2 前条第二項の規定は、法第四十四条の規定による明示について準用する。

(軽微な変更)

第三十九条 法第五十条第一項の個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更は、法第四十七条第一項各号に定める業務の内容の実質的な変更を伴わないものとする。

(個人情報保護指針の届出)

第四十条 法第五十四条第二項の規定による届出は、別記様式第五による届出書によるものとする。

(個人情報保護委員会による個人情報保護指針の公表)

第四十一条 法第五十四条第三項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(認定個人情報保護団体による個人情報保護指針の公表)

第四十二条 認定個人情報保護団体は、法第五十四条第三項の規定による公表がされた後、

遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により、同条第二項の規定により届け出た個人情報保護指針を公表するものとする。

(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)

第四十三条 法第六十八条第一項の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。)の漏えい、滅失若しくは毀損(以下この条及び次条第一項において「漏えい等」という。)が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 三 不正の目的をもって行われたおそれがある当該行政機関の長等の属する行政機関等に対する行為による保有個人情報(当該行政機関の長等の属する行政機関等が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 四 保有個人情報に係る本人の数が百人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 五 条例要配慮個人情報に含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が法第六十八条第一項の報告を行う場合であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に適用される条例において条例要配慮個人情報について定められているときに限る。)

(個人情報保護委員会への報告)

第四十四条 行政機関の長等は、法第六十八条第一項の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項(報告をしようとする時点において把握しているものに限る。)を報告しなければならない。

- 一 概要
- 二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報(前条第三号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。次号において同じ。)の項目
- 三 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数
- 四 原因
- 五 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- 六 本人への対応の実施状況
- 七 公表の実施状況
- 八 再発防止のための措置
- 九 その他参考となる事項

2 前項の場合において、行政機関の長等は、当該事態を知った日から三十日以内(当該事態が前条第三号に定めるものである場合にあっては、六十日以内)に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。

3 法第六十八条第一項の規定による報告は、電子情報処理組織(個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。)を使用する方法(電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式第六による報告書を提出する方法)により行うものとする。

(本人に対する通知)

第四十五条 行政機関の長等は、法第六十八条第二項本文の規定による通知をする場合には、第四十三条各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、前条第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第九号に定める事項を通知しなければならない。

(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に

関する制度を有している外国)

第四十五条の二 法第七十一条第一項の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する外国として個人情報保護委員会が定めるものとする。

一 法第四章又は第五章の規定に相当する法令その他の定めがあり、その履行が当該外国内において確保されていると認めるに足る状況にあること。

二 個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在しており、かつ、当該外国執行当局において必要かつ適切な監督又は監視を行うための体制が確保されていること。

三 我が国との間において、個人情報の適正かつ効果的な活用と個人の権利利益の保護に関する相互理解に基づく連携及び協力が可能であると認められるものであること。

四 個人情報の保護のために必要な範囲を超えて国際的な保有個人情報の移転を制限することなく、かつ、我が国との間において、個人情報の保護を図りつつ、相互に円滑な保有個人情報の移転を図ることが可能であると認められるものであること。

五 前四号に定めるもののほか、当該外国を法第七十一条第一項の規定による外国として定めることが、我が国における行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、又は我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること。

2 個人情報保護委員会は、前項の規定による外国を定める場合において、我が国における個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、当該外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得ることなく提供できる保有個人情報の範囲を制限することその他の必要な条件を付することができる。

3 個人情報保護委員会は、第一項の規定による外国を定めた場合において、当該外国が第一項各号に該当していること又は当該外国について前項の規定により付された条件が満たされていることを確認するため必要があると認めるときは、当該外国における個人情報の保護に関する制度又は当該条件に係る対応の状況に関し必要な調査を行うものとする。

4 個人情報保護委員会は、第一項の規定による外国を定めた場合において、前項の調査の結果その他の状況を踏まえ、当該外国が第一項各号に該当しなくなったと認めるとき又は当該外国について第二項の規定により付された条件が満たされなくなったと認めるときは、第一項の規定による定めを取り消すものとする。

(個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準)

第四十六条 法第七十一条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 行政機関の長等と保有個人情報の提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該保有個人情報の取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第四章第二節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。

二 保有個人情報の提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

(外国にある第三者への提供に係る同意取得時の情報提供)

第四十七条 法第七十一条第二項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

2 法第七十一条第二項の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 当該外国の名称

二 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

三 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

3 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法第七十一条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、前項第一号に定める事項が特定できない場合には、同号

及び同項第二号に定める事項に代えて、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。

一 前項第一号に定める事項が特定できない旨及びその理由

二 前項第一号に定める事項に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報

4 第二項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法第七十一条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第二項第三号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。

(外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置等)

第四十八条 法第七十一条第三項の規定による外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置は、次に掲げる措置とする。

一 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。

二 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、保有個人情報の当該第三者への提供を停止すること。

2 法第七十一条第三項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

3 行政機関の長等は、法第七十一条第三項の規定による求めを受けたときは、本人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。ただし、情報提供することにより当該行政機関の長等の属する行政機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。

一 当該第三者による法第七十一条第一項に規定する体制の整備の方法

二 当該第三者が実施する相当措置の概要

三 第一項第一号の規定による確認の頻度及び方法

四 当該外国の名称

五 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要

六 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要

七 前号の支障に関して第一項第二号の規定により当該行政機関の長等が講ずる措置の概要

4 行政機関の長等は、法第七十一条第三項の規定による求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

5 行政機関の長等は、前項の規定により、本人から求められた情報の全部又は一部について提供しない旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(電磁的方法)

第四十九条 法第七十三条第四項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)

二 電子メールを送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)

三 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法第二条第一号に規定する電気通信をいう。)を送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)

(令第二十条第一項第二号の個人情報保護委員会規則で定める事項)

第五十条 令第二十条第一項第二号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に規定する他の法令の規定に

より特別の手続が定められているときの、当該法令の条項

二 法第七十四条第一項の規定に基づき通知をした事項を変更しようとするときの、当該変更の予定年月日

(情報通信技術による開示請求に係る手数料の納付の方法)

第五十一条 令第二十七条第一項第二号に掲げる場合における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものは、同号に規定する開示請求により得られた納付情報により納付する方法とする。

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第五十二条 令第二十八条第一項の個人情報保護委員会規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 郵便切手又は個人情報保護委員会が定めるこれに類する証票で納付する方法

二 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により法第八十七条第三項の規定による申出をした場合において、当該申出により得られた納付情報により納付する方法

(提案の募集の方法)

第五十三条 法第百十一条の規定による提案の募集は、毎年度一回以上、当該募集の開始の日から三十日以上を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 提案の募集に関し必要な事項は、あらかじめ公示するものとする。

(提案の方法等)

第五十四条 法第百十二条第一項の提案は、別記様式第七により行うものとする。

2 代理人によって前項の提案をする場合にあっては、別記様式第七に当該代理人の権限を証する書面を添えて行うものとする。

3 法第百十二条第二項第八号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、提案に係る行政機関等匿名加工情報に関して希望する提供の方法とする。

4 法第百十二条第三項の個人情報保護委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。

一 提案をする者が個人である場合にあっては、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであつて、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの

二 提案をする者が法人その他の団体である場合にあっては、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案の日前六月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、その者が本人であることを確認するに足りるもの

三 提案をする者がやむを得ない事由により前二号に掲げる書類を添付できない場合にあっては、当該提案をする者が本人であることを確認するため行政機関の長等が適当と認める書類

四 前各号に掲げる書類のほか、行政機関の長等が必要と認める書類

5 前項の規定は、代理人によって第一項の提案をする場合に準用する。この場合において、前項第一号から第三号までの規定中「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

6 法第百十二条第三項第一号(法第百十八条第二項で準用する場合を含む。)の書面は、別記様式第八によるものとする。

7 行政機関の長等は、法第百十二条第二項の規定により提出された書面又は同条第三項の規定により添付された書類に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、同条第一項の提案をした者又は代理人に対して、説明を求め、又は当該書面若しくは書類の訂正を求めることができる。

(心身の故障により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者)

第五十五条 法第百十三条第二号の個人情報保護委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数)

第五十六条 法第百十四条第一項第二号の個人情報保護委員会規則で定める数は、千人とする。

(提案に係る行政機関等匿名加工情報を事業の用に供する期間)

第五十七条 法第百十四条第一項第五号の個人情報保護委員会規則で定める期間は、法第百十二条第二項第五号の事業並びに同号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間とする。

(提案に係るその他審査の基準)

第五十八条 法第百十四条第一項第七号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、行政機関の長等が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に当該行政機関の長等の属する行政機関等の事務又は事業の遂行に著しい支障を及ぼさないものであることとする。

(審査した結果の通知方法及び通知事項)

第五十九条 法第百十四条第二項の規定による通知は、次に掲げる書類を添えて別記様式第九の通知書により行うものとする。

一 別記様式第十により作成した法第百十五条(法第百十八条第二項で準用する場合を含む。)の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込みに関する書類

二 前号の契約の締結に関する書類

2 法第百十四条第二項第二号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 納付すべき手数料又は利用料(以下この項において「手数料等」という。)の額

二 手数料等の納付方法

三 手数料等の納付期限

四 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

3 法第百十四条第三項の規定による通知は、別記様式第十一の通知書により行うものとする。

(行政機関への手数料の納付の方法)

第六十条 令第三十一条第三項の個人情報保護委員会規則で定める書面は、前条第一項の別記様式第十とする。

2 令第三十一条第三項に規定する手数料の納付に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって主務省令で定めるものは、前条第一項の書類を提出することにより得られた納付情報により納付する方法とする。ただし、行政機関の長は、次に掲げる方法により納付させることを適当と認めるときは、当該納付情報により納付する方法に加え、次に掲げる方法を指定することができる。

一 行政機関の長が指定する書面に収入印紙を貼って納付する方法

二 令第三十一条第三項各号に掲げる行政機関又は部局若しくは機関にあっては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令(平成十三年財務省令第十号)別紙書式の納付書により納付する方法

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結)

第六十一条 法第百十五条の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結は、第五十九条第一項の書類を提出することにより行うものとする。

(行政機関等匿名加工情報の作成の方法に関する基準)

第六十二条 法第百十六条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること(当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- 二 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- 三 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号(現に行政機関等において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。)を削除すること(当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。)
- 四 特異な記述等を削除すること(当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- 五 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

(行政機関等匿名加工情報の個人情報ファイル簿に記載する事項)

第六十三条 法第百十七条第一号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目とする。

(準用)

第六十四条 第五十四条(同条第六項を除く。)、第五十五条、第五十七条、第五十九条(同条第一項第一号を除く。)から第六十一条までの規定は、法第百十八条第一項の提案をする場合について準用する。この場合において、第五十四条第一項及び第二項中「別記様式第七」とあるのは「別記様式第十二」と、第五十九条第一項中「別記様式第九」とあるのは「別記様式第十三」と、第五十九条第三項中「別記様式第十一」とあるのは「別記様式第十四」と読み替えるものとする。

(行政機関等匿名加工情報等の安全管理措置の基準)

第六十五条 法第百二十一条第二項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- 二 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って行政機関等匿名加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- 三 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による行政機関等匿名加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第六十六条 法第百二十三条第一項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 法第百二十三条第一項の規定による明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第六十七条 法第百二十三条第三項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 匿名加工情報(行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。)を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

二 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

三 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(法第百六十一条第一項の個人情報保護委員会規則で定める書類)

第六十八条 法第百六十一条第一項の個人情報保護委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる権限行使の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一 法第百四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は法第百五十三条の規定による報告の徴収 当該要求又は徴収の内容及び理由を記載した書類

二 法第百四十八条第一項の規定による勧告 当該勧告の内容及び理由を記載した書類

三 法第百四十八条第二項若しくは第三項の規定による命令、法第百五十四条の規定による命令又は法第百五十五条第一項の規定による取消し 当該不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となった事実を記載した書類

(公示送達の方法)

第六十九条 個人情報保護委員会は、公示送達があったことを官報又は新聞紙に掲載することができる。外国においてすべき送達については、個人情報保護委員会は、官報又は新聞紙への掲載に代えて、公示送達があったことを通知することができる。

(条例を定めたときの届出)

第七十条 法第百六十七条第一項の規定による届出は、電子情報処理組織(個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法(電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式第十五による届出書を提出する方法)により行うものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第六十五号。以下「改正法」という。)の施行の日〔平成二九年五月三〇日〕から施行する。ただし、附則第六条及び附則第七条の規定は、改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

第二条 削除〔令和二年一二月個人情報保護委規則三号〕

(第三者提供に係る記録の作成に関する経過措置)

第三条 第十三条第一項に規定する事項のうち、施行日前に第十二条に規定する方法に相当する方法で記録(当該記録を保存している場合におけるものに限る。)を作成しているものについては、第十三条第二項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

(第三者提供を受ける際の確認に関する経過措置)

第四条 法第二十六条第一項各号に規定する事項のうち、施行日前に第十五条に規定する方法に相当する方法で確認(当該確認について第十六条に規定する方法に相当する方法により記録を作成し、かつ、保存している場合におけるものに限る。)を行っているものについては、第十五条第三項を適用することができる。この場合において、同項中「前二項に規定する方法」とあるのは「前二項に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

(第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成に関する経過措置)

第五条 第十七条第一項に規定する事項のうち、施行日前に第十六条に規定する方法に相当する方法で記録(当該記録を保存している場合におけるものに限る。)を作成しているものについては、第十七条第二項を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

(改正法附則第二条の規定による通知の方法)

第六条 第七条第一項の規定(通知に関する部分に限る。)は、改正法附則第二条の規定による通知について準用する。

(改正法附則第二条の規定による届出の方法)

第七条 改正法附則第二条の規定による届出は、別記様式第一による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク等を提出して行うものとする。

2 個人情報取扱事業者が、代理人によって改正法附則第二条の規定による届出を行う場合には、前項の届出書に別記様式第二によるその権限を証する書面を添付して個人情報保護委員会に提出しなければならない。

附 則〔平成三〇年五月九日個人情報保護委員会規則第一号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔令和元年五月一三日個人情報保護委員会規則第一号〕

(施行期日)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔令和元年七月一日個人情報保護委員会規則第二号〕

この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律〔平成三〇年五月法律第三三三〕の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則〔令和二年一〇月一日個人情報保護委員会規則第二号〕

この規則は、公布の日より施行する。

附 則〔令和二年一二月九日個人情報保護委員会規則第三号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔令和三年三月二四日個人情報保護委員会規則第一号〕

沿革

令和 三年一〇月二九日号外個人情報保護委員会規則第四号〔個人情報の保護に関する法律施行規則等の一部を改正する規則二条による改正〕

(施行期日)

第一条 この規則は、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十四号。以下「改正法」という。)の施行の日〔令和四年四月一日〕から施行する。ただし、附則第二条の規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日〔令和三年一〇月一日〕から施行する。

(改正法附則第二条の規定による通知等の方法)

第二条 第七条の規定は、改正法附則第二条の規定による通知及び届出について準用する。

2 第八条の規定は、改正法附則第二条の規定による届出について準用する。

(個人関連情報の第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成に関する経過措置)

第三条 第二十四条第一項第三号に規定する事項のうち、施行日前に第二十三条に規定する方法に相当する方法で記録(当該記録を保存している場合におけるものに限る。)を作成しているものについては、第二十四条第二項を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

(個人関連情報の第三者提供を行う際の確認に関する経過措置)

第四条 法第三十一条第一項第一号に規定する事項のうち、施行日前に第二十六条に規定する方法に相当する方法で確認(当該確認について第二十七条に規定する方法に相当する方法で記録を作成し、かつ、保存している場合におけるものに限る。)を行っているものについては、第二十六条第三項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前二項に規定する方法」とあるのは「前二項に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

(個人関連情報の第三者提供に係る記録の作成に関する経過措置)

第五条 第二十八条第一項に規定する事項のうち、施行日前に第二十七条に規定する方法に相当する方法で記録(当該記録を保存している場合におけるものに限る。)を作成しているも

のについては、第二十八条第二項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

附 則〔令和三年一〇月二九日個人情報保護委員会規則第四号抄〕
(施行期日)

第一条 この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律〔令和三年五月法律第三七号〕(以下この条及び附則第三条において「整備法」という。)第五十条の規定の施行の日〔令和四年四月一日〕から施行する。ただし、附則第三条の規定は、整備法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日〔令和四年一月一日〕から施行する。

(整備法附則第七条第三項の規定による通知等の方法)

第三条 この規則による改正後の個人情報の保護に関する法律施行規則(以下「新規則」という。)第十一条の規定は、整備法附則第七条第三項の規定による通知及び届出について準用する。

2 新規則第十二条の規定は、整備法附則第七条第三項の規定による届出について準用する。

(第三者提供に係る記録の作成に関する経過措置)

第四条 別表第二法人等(法別表第二に掲げる法人、法第五十八条第二項の規定により法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者若しくは同条第七項に規定する個人関連情報取扱事業者とみなされる独立行政法人労働者健康安全機構又は同条第八項に規定する学術研究機関等である同条第二項に規定する個人情報取扱事業者をいう。以下同じ。)において、新規則第二十条第一項に規定する事項のうち、施行日前に新規則第十九条に規定する方法に相当する方法で記録(当該記録を保存している場合におけるものに限る。)を作成しているものについては、新規則第二十条第二項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

(第三者提供を受ける際の確認に関する経過措置)

第五条 別表第二法人等において、法第三十条第一項各号に規定する事項のうち、施行日前に新規則第二十二条に規定する方法に相当する方法で確認(当該確認について新規則第二十三条に規定する方法に相当する方法により記録を作成し、かつ、保存している場合におけるものに限る。)を行っているものについては、新規則第二十二条第三項を適用することができる。この場合において、同項中「前二項に規定する方法」とあるのは「前二項に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

(第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成に関する経過措置)

第六条 別表第二法人等において、新規則第二十四条第一項(同項第三号を除く。)に規定する事項のうち、施行日前に新規則第二十三条に規定する方法に相当する方法で記録(当該記録を保存している場合におけるものに限る。)を作成しているものについては、新規則第二十四条第二項を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

附 則〔令和四年四月二〇日個人情報保護委員会規則第四号〕
(施行期日)

第一条 この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律〔令和三年五月法律第三七号〕(以下「整備法」という。)第五十一条の規定の施行の日(令和五年四月一日。以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、整備法附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(整備法附則第八条第二項の規定による届出の方法)

第二条 この規則による改正後の個人情報の保護に関する法律施行規則(以下「新規則」という。)第七十条の規定は、整備法附則第八条第二項の規定による届出について準用する。

(整備法附則第九条第三項の規定による通知等の方法)

第三条 新規則第十一条の規定は、整備法附則第九条第三項の規定による通知及び届出につ

いて準用する。

2 新規則第十二条の規定は、整備法附則第九条第三項の規定による届出について準用する。

(第三者提供に係る記録の作成に関する経過措置)

第四条 特定地方独立行政法人等(整備法第五十一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律(以下「新個人情報保護法」という。))第五十八条第一項第二号に掲げる者又は同条第二項の規定により新個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者若しくは同条第七項に規定する個人関連情報取扱事業者とみなされる新個人情報保護法第五十八条第二項第一号に掲げる者をいう。以下同じ。)において、新規則第二十条第一項に規定する事項のうち、施行日前に新規則第十九条に規定する方法に相当する方法で記録(当該記録を保存している場合におけるものに限る。)を作成しているものについては、新規則第二十条第二項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

(第三者提供を受ける際の確認に関する経過措置)

第五条 特定地方独立行政法人等において、新個人情報保護法第三十条第一項各号に規定する事項のうち、施行日前に新規則第二十二条に規定する方法に相当する方法で確認(当該確認について新規則第二十三条に規定する方法に相当する方法により記録を作成し、かつ、保存している場合におけるものに限る。)を行っているものについては、新規則第二十三条第三項を適用することができる。この場合において、同項中「前二項に規定する方法」とあるのは「前二項に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

(第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成に関する経過措置)

第六条 特定地方独立行政法人等において、新規則第二十四条第一項に規定する事項のうち、施行日前に新規則第二十三条に規定する方法に相当する方法で記録(当該記録を保存している場合におけるものに限る。)を作成しているものについては、新規則第二十四条第二項を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

(個人関連情報の第三者提供を行う際の確認に関する経過措置)

第七条 特定地方独立行政法人等において、新個人情報保護法第三十一条第一項第一号に規定する事項のうち、施行日前に新規則第二十六条に規定する方法に相当する方法で確認(当該確認について新規則第二十七条に規定する方法に相当する方法で記録を作成し、かつ、保存している場合におけるものに限る。)を行っているものについては、新規則第二十六条第三項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前二項に規定する方法」とあるのは「前二項に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

(個人関連情報の第三者提供に係る記録の作成に関する経過措置)

第八条 特定地方独立行政法人等において、新規則第二十八条第一項に規定する事項のうち、施行日前に新規則第二十七条に規定する方法に相当する方法で記録(当該記録を保存している場合におけるものに限る。)を作成しているものについては、新規則第二十八条第二項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

高槻市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年高槻市条例第２８号）

（趣旨）

第１条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第２条 市及び財産区の機関（法第２条第１１項第２号に掲げる機関に限る。以下単に「市の機関」という。）は、法第８１条の規定により開示請求を拒否したときは、速やかに、その旨を高槻市行政不服等審査会（高槻市行政不服等審査会条例（平成２７年高槻市条例第５４号）第１条に規定する審査会をいう。第５条において「審査会」という。）に報告しなければならない。

（開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限）

第３条 市の機関に係る法第８３条第１項及び第２項、第８４条、第９４条第２項並びに第１０２条第２項の規定の適用については、これらの規定（法第８４条を除く。）中「３０日」とあるのは「１５日」と、法第８４条中「６０日」とあるのは「３０日」と、「同条第１項」とあるのは「高槻市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年高槻市条例第２８号）第３条において読み替えて適用する前条第１項」とする。

（手数料）

第４条 法第８９条第２項の規定による手数料は、次項から第４項までに規定するものを除き、無料とする。

２ 法第７６条第１項及び第２項の規定による開示請求に対し市の機関から保有個人情報の開示を受ける者（写しの交付を受ける者に限る。）は、次の各号に掲げる写しの作成の区分に応じ、当該各号に定める額の手数を納付しなければならない。

- （１） 複写機による写しの作成（日本産業規格Ａ列３番及び４番並びにＢ列４番及び５番の用紙への複写に限る。） １枚につき、モノクロ単色刷りにあつては１０円、多色刷りにあつては２０円
- （２） 規則で定める光ディスクへの複写による作成 １枚につき１００円
- （３） その他の方法による写しの作成 電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める額

３ 前項第１号の場合において、用紙の両面に複写する場合については、片面を

1枚として計算する。

4 市長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、第2項の手数料を減額し、又は免除することができる。

5 前3項の規定は、法第2条第4項に規定する本人が法第76条第1項の規定による開示請求を行うことが困難である場合において、法第82条第1項の決定による保有個人情報の開示に準じて市の機関が行う法第69条第2項の規定による保有個人情報の提供について準用する。

(審査会への諮問)

第5条 市長は、この条例の改正又は廃止に関し専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(運用状況の公表)

第6条 市長は、毎年度、市の機関に係る個人情報の保護に関する運用状況について取りまとめ、公表するものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(高槻市個人情報保護条例の廃止)

第2条 高槻市個人情報保護条例(昭和61年高槻市条例第41号)は、廃止する。

(高槻市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に前条の規定による廃止前の高槻市個人情報保護条例(以下この条において「旧条例」という。)

第13条第1項、第14条、第15条又は第16条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止(以下この項において「自己情報の開示等」という。)に係る旧条例第13条から第21条までの規定は、前条の規定の施行後においても、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第13条第6項中「審議会」とあるのは「高槻市行政不服等審査会条例(平成27年高槻市条例第54号)第1条に規定する高槻市行政不服等審査会(以下「審査会」という。)」と、旧条例第21条第2項中「第22条第1項に規定する高槻市個人情報保護審査会(同項を除き、以下「審査会」という。)」とあるのは「審査会」とする。

2 前条の規定の施行の際、現に旧条例第21条第2項の規定によりされている旧条例第22条第1項に規定する高槻市個人情報保護審査会への諮問は、次条

の規定による改正後の高槻市行政不服等審査会条例第1条に規定する高槻市行政不服等審査会への諮問とみなす。

3 旧条例第22条第1項に規定する高槻市個人情報保護審査会の委員であった者又は旧条例第23条第1項に規定する高槻市個人情報保護運営審議会の委員であった者に係る旧条例第22条の2第3項（旧条例第23条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定によるその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

4 旧条例第24条第1項に規定する受託業務に従事していた者に係る同条第3項の規定によるその業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧条例第2条第5号に規定する実施機関（以下この条において「旧実施機関」という。）が保有していた個人の秘密に属する事項が記載された同条第3号に規定する個人情報ファイル（電子計算組織を用いて検索することができるように体系的に構成したものに限る。）であつて法第60条第2項に規定する個人情報ファイルに該当しないこととなるもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は1,000,000円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から委託（旧条例第24条第1項に規定する指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合を含む。）を受けた旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下この条において「旧個人情報」という。）の処理業務（以下この条において「旧受託業務」という。）に従事していた者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第13条第1項に規定する公文書に記録された旧個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報に該当するものを除く。）を前条の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金に処する。

7 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用す

る。

8 旧受託業務を行っていた法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第5項又は第6項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本項の罰金刑を科する。

9 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（令7条例2・一部改正）

（高槻市行政不服審査会条例の一部改正）

第4条 高槻市行政不服審査会条例（平成27年高槻市条例第54号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第5条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（高槻市条例第328号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（高槻市手数料条例の一部改正）

第6条 高槻市手数料条例（昭和49年高槻市条例第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（高槻市行政手続条例の一部改正）

第7条 高槻市行政手続条例（平成9年高槻市条例第20号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（高槻市情報公開条例の一部改正）

第8条 高槻市情報公開条例（平成15年高槻市条例第18号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例の一部改正）

第10条 高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例（平成27年高槻市条例第52号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(罰則に関する経過措置)

第11条 この条例の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年3月25日条例第2号) 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。）が含まれるときは、当該刑は、それぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する条例（規則その他の規程を含む。）の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

(その他の経過措置)

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

高槻市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和５年高槻市規則第１号）

（趣旨）

第１条 この規則は、個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号。以下「令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成２８年個人情報保護委員会規則第３号）及び高槻市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年高槻市条例第２８号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、市長が取り扱う個人情報に係る個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、令及び条例に基づく事項を定めるものとする。

（個人情報ファイル簿）

第２条 法第７５条第１項に規定する個人情報ファイル簿は、個人情報ファイル簿（単票）（様式第１号）とする。

（開示請求書）

第３条 法第７７条第１項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（様式第２号）とする。

（存否応答拒否決定に係る報告）

第４条 条例第２条の規定による報告は、保有個人情報存否応答拒否決定報告書（様式第３号）により行うものとする。

（開示決定等に係る書面）

第５条 法第８２条第１項の書面は、保有個人情報開示決定通知書（様式第４号）とする。

２ 法第８２条第２項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書（様式第５号）とする。

（開示決定等の期限の延長に係る書面）

第６条 法第８３条第２項の書面は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書（様式第６号）とする。

（開示決定等の期限の特例に係る書面）

第７条 法第８４条の書面は、保有個人情報開示決定等期限特例適用通知書（様式第７号）とする。

（開示の実施方法等）

第７条の２ 法第８７条第１項の行政機関等が定める方法は、次に掲げる方法であって、市長がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、

一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。)により行うことができるものとする。ただし、当該方法により難いときは、市長が適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
- (2) 電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
- (3) 電磁的記録を条例第4条第2項第2号に規定する光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付

2 保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書等（法第87条第1項ただし書に規定する写しを含む。）を閲覧する者は、当該地方公共団体等行政文書等を丁寧に扱うとともに、これを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

3 市長は、前項の規定に違反する者に対し、同項に規定する閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

4 条例第4条第2項に規定する写しの交付の部数は、開示請求1件につき1部とする。

（令6規則53・追加）

（手数料）

第8条 条例第4条第2項第2号（同条第5項において準用する場合を含む。）の規則で定める光ディスクは、直径120ミリメートルのコンパクトディスクレコーダブル又はDVDレコーダブルディスクとする。

2 条例第4条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の手数料は、前納しなければならない。

（写しの送付に要する費用の納付の方法）

第9条 令第28条第4項の規則で定める方法は、現金、郵便切手又は市長が定めるこれに類する証票で納付する方法とする。

（訂正請求書）

第10条 法第91条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（様式第8号）とする。

（訂正決定等に係る書面）

第11条 法第93条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書（様式第9号）とする。

2 法第93条第2項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書（様式第10号）とする。

(訂正決定等の期限の延長に係る書面)

第 1 2 条 法第 9 4 条第 2 項の書面は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書(様式第 1 1 号)とする。

(訂正決定等の期限の特例に係る書面)

第 1 3 条 法第 9 5 条の書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例適用通知書(様式第 1 2 号)とする。

(利用停止請求書)

第 1 4 条 法第 9 9 条第 1 項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(様式第 1 3 号)とする。

(利用停止決定等に係る書面)

第 1 5 条 法第 1 0 1 条第 1 項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書(様式第 1 4 号)とする。

2 法第 1 0 1 条第 2 項の書面は、保有個人情報利用不停止決定通知書(様式第 1 5 号)とする。

(利用停止決定等の期限の延長に係る書面)

第 1 6 条 法第 1 0 2 条第 2 項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書(様式第 1 6 号)とする。

(利用停止決定等の期限の特例に係る書面)

第 1 7 条 法第 1 0 3 条の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限特例適用通知書(様式第 1 7 号)とする。

(保有個人情報の提供の申出)

第 1 8 条 法第 2 条第 4 項に規定する本人が法第 7 6 条第 1 項の規定による開示請求を行うことが困難である場合において、保有個人情報の提供を受けようとする者は、市長に対し、保有個人情報提供申出書(様式第 1 8 号)により申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申出に係る保有個人情報の提供の可否を決定したときは、当該申出をした者に対し、保有個人情報提供回答書(様式第 1 9 号)により回答するものとする。

(運用状況の公表)

第 1 9 条 条例第 6 条の規定による公表は、市ホームページへの掲載その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(令 6 規則 6 ・一部改正)

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(高槻市個人情報保護審査会規則等の廃止)

第2条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 高槻市個人情報保護審査会規則（昭和62年高槻市規則第7号）
- (2) 高槻市個人情報保護運営審議会規則（昭和62年高槻市規則第8号）
- (3) 高槻市個人情報保護条例施行規則（昭和62年高槻市規則第9号）
- (4) 高槻市個人情報保護条例第25条の2第3項に規定する出資法人を定める規則（平成15年高槻市規則第95号）

(高槻市個人情報保護条例施行規則の廃止に伴う経過措置)

第3条 条例附則第3条第1項に規定する自己情報の開示等に係る前条の規定による廃止前の高槻市個人情報保護条例施行規則（以下この条において「旧規則」という。）第5条の2から第8条まで及び様式第5号から様式第14号までの規定は、前条の規定の施行後においても、なおその効力を有する。この場合において、旧規則第5条の2中「条例第13条第2項」とあるのは、「高槻市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高槻市条例第28号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第2条の規定による廃止前の条例（以下この条から第8条までにおいて単に「条例」という。）第13条第2項」とする。

(高槻市行政不服審査会規則の一部改正)

第4条 高槻市行政不服審査会規則（平成28年高槻市規則第14号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(高槻市手数料条例施行規則の一部改正)

第5条 高槻市手数料条例施行規則（昭和56年高槻市規則第8号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(高槻市情報公開審査会規則の廃止)

第6条 高槻市情報公開審査会規則（昭和62年高槻市規則第6号）は、廃止する。

(高槻市聴聞等の手続に関する規則の一部改正)

第7条 高槻市聴聞等の手続に関する規則（平成6年高槻市規則第37号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(高槻市財務規則の一部改正)

第8条 高槻市財務規則（平成7年高槻市規則第13号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(高槻市情報公開条例施行規則の一部改正)

第9条 高槻市情報公開条例施行規則（平成15年高槻市規則第91号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(高槻市情報公開条例第25条第3項に規定する出資法人を定める規則の一部改正)

第10条 高槻市情報公開条例第25条第3項に規定する出資法人を定める規則（平成15年高槻市規則第93号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(高槻市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正)

第11条 高槻市職員の退職手当に関する条例施行規則（平成21年高槻市規則第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和6年3月15日規則第6号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年11月29日規則第53号）

（施行期日）

第1条 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規則の施行の際、現に交付を受けている被保険者証を紛失したことにより、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第6条第1項の規定による資格確認書の交付申請書を受理した場合には、直ちに当該被保険者証の無効公告をしなければならないものとする。

2 この規則の施行の際、現に第1条の規定による改正前の高槻市国民健康保険条例施行規則、第5条の規定による改正前の高槻市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則、第6条の規定による改正前の高槻市動物の愛護及び管理に関する規則、第7条の規定による改正前の高槻市児童福祉法施行細則、第8条の規定による改正前の高槻市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す

るための法律施行細則及び第9条の規定による改正前の高槻市個人情報の保護に関する法律施行細則（次項においてこれらを「旧規則」という。）の規定により提出されている申請書等及び交付されている通知書等は、それぞれ第1条の規定による改正後の高槻市国民健康保険条例施行規則、第5条の規定による改正後の高槻市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則、第6条の規定による改正後の高槻市動物の愛護及び管理に関する規則、第7条の規定による改正後の高槻市児童福祉法施行細則、第8条の規定による改正後の高槻市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則及び第9条の規定による改正後の高槻市個人情報の保護に関する法律施行細則（次項においてこれらを「新規則」という。）の規定により提出された申請書等及び交付された通知書等とみなす。

- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整の上、それぞれ新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

様式第 1 号（第 2 条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記 録 項 目		
記 録 範 囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報の有無		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受け付ける 室 又 は 課		
訂正及び利用停止に 関する他の法令の規定に よる 特 別 の 手 続 等		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
担 当 す る 室 又 は 課		
備 考		

様式第2号（第3条関係）

保有個人情報開示請求書

令和 年 月 日

（宛先）高槻市長

〒

住所
氏名

請求者

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名 〕

電話

個人情報の保護に関する法律第76条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

求める開示の実施方法	☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 ☐ 写しの郵送 ☐ その他（ ）
開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）	
請求者の区分	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
請求者本人確認書類	＜1点目＞ ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ その他（ ） ＜2点目（郵送による請求の場合のみ）＞ ※請求日前30日以内に作成されたもの、かつ、1点目とは異なるものに限りします。 ☐ 住民票の写し（コピー不可） ☐ その他（ ）
本人の状況等（法定代理人又は任意代理人による請求の場合のみ記載してください。）	＜本人の状況＞ 本人の氏名（ ） 本人の住所（ ） ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人等 ☐ 任意代理人委任者 ＜代理権確認書類＞ 法定代理人 次のいずれかの書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ） 任意代理人 委任状

様式第 3 号（第 4 条関係）

令和 第 号
年 月 日

高槻市行政不服等審査会
会長 様

高槻市長

保有個人情報存否応答拒否決定報告書

令和 年 月 日付けの保有個人情報開示請求に対し、個人情報の保護に関する法律第 8 1 条の規定により、次のとおり保有個人情報の存否を明らかにしないで拒否することに決定したので、高槻市個人情報の保護に関する法律施行条例第 2 条の規定により報告します。

開 示 請 求 の 内 容	
請求を拒否する理由	
拒否理由がなくなる 予 定 期 日	令和 年 月 日
担当する室又は課	(電話)

第 号
令和 年 月 日

様

高槻市長

保有個人情報開示決定通知書

令和 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので、通知します。

開 示 区 分	☐ 全部開示 ☐ 部分開示
開 示 請 求 の 内 容	
開 示 す る 保 有 個 人 情 報	
不開示とした部分 と そ の 理 由	
開示する保有個人情報 の 利 用 目 的	
開示の実施方法等	<開示の実施方法> ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 ☐ 写しの郵送 <開示の期間及び場所> 期間 令和 年 月 日以降 場所
担当する室又は課	（電話 ）

（教示） この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、高槻市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、高槻市を被告として（高槻市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第5号（第5条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

高槻市長

保有個人情報不開示決定通知書

令和 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので、通知します。

開 示 請 求 の 内 容	
開示しないこととした 理 由	
担 当 す る 室 又 は 課	（電話 ）

（教示） この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、高槻市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、高槻市を被告として（高槻市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第 6 号（第 6 条関係）

令和 第 年 月 日

様

高槻市長

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

令和 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、高槻市個人情報の保護に関する法律施行条例第 3 条において読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律第 8 3 条第 2 項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長したので、通知します。

開 示 請 求 の 内 容	
延 長 後 の 期 限	令和 年 月 日
延 長 の 理 由	
担 当 す る 室 又 は 課	(電話)

様式第 7 号（第 7 条関係）

令和 年 月 日
第 号

様

高槻市長

保有個人情報開示決定等期限特例適用通知書

令和 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、高槻市個人情報の保護に関する法律施行条例第 3 条において読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律第 8 4 条の規定を適用したので、通知します。

開 示 請 求 の 内 容	
法第 8 4 条の規定（ 開示決定等の期限の 特例）を適用する前 の開示決定等の期限	令和 年 月 日
法第 8 4 条の規定を 適 用 す る 理 由	
請 求 に 係 る 保 有 個人情報のうちの 相当の部分に係る 開示決定等の期限	令和 年 月 日
残りの保有個人情報 について開示決定等 を す る 期 限	令和 年 月 日
担当する室又は課	（電話 ）

様式第8号（第10条関係）

保有個人情報訂正請求書

令和 年 月 日

（宛先）高槻市長

〒

住所

氏名

請求者 { 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名 }

電話

個人情報の保護に関する法律第90条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 開示を受けた日等	開示を受けた日 令和 年 月 日 開示決定通知書の文書番号及び日付 第 号 令和 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 ()
訂正請求の 趣旨及び理由	
請求者の区分	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
請求者本人確認書類	<1点目> ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ その他 () <2点目（郵送による請求の場合のみ）> ※請求日前30日以内に作成されたもの、かつ、1点目とは異なるものに限りします。 ☐ 住民票の写し（コピー不可） ☐ その他 ()
本人の状況等 （法定代理人又は任意 代理人による請求の場 合のみ記載してくださ い。）	<本人の状況> 本人の氏名 () 本人の住所 () ☐ 未成年者 (年 月 日生) ☐ 成年被後見人等 ☐ 任意代理人委任者 <代理権確認書類> 法定代理人 次のいずれかの書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他 () 任意代理人 委任状

様式第9号（第11条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

高槻市長

保有個人情報訂正決定通知書

令和 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することに決定したので、通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報	
訂正決定をする 内容及び理由	<訂正内容> <訂正理由>
担当する室又は課	(電話)

(教示) この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、高槻市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、高槻市を被告として（高槻市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第 10 号（第 11 条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

高槻市長

保有個人情報不訂正決定通知書

令和 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 93 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正をしないことに決定したので、通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報	
訂正をしないこととした 理由	
担当する室又は課	（電話 ）

（教示） この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、高槻市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、高槻市を被告として（高槻市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この通知を受けた日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければなりません。

様式第 1 1 号（第 1 2 条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

高槻市長

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

令和 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、高槻市個人情報の保護に関する法律施行条例第 3 条において読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律第 9 4 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長したので、通知します。

訂 正 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報	
延 長 後 の 期 限	令和 年 月 日
延 長 の 理 由	
担 当 す る 室 又 は 課	(電話)

様式第 1 2 号（第 1 3 条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

高槻市長

保有個人情報訂正決定等期限特例適用通知書

令和 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 9 5 条の規定を適用したので、通知します。

訂 正 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報	
法 第 9 5 条 の 規 定 （ 訂 正 決 定 等 の 期 限 の 特 例 ） を 適 用 す る 前 の 訂 正 決 定 等 の 期 限	令和 年 月 日
法 第 9 5 条 の 規 定 を 適 用 す る 理 由	
訂 正 決 定 等 を す る 期 限	令和 年 月 日
担 当 す る 室 又 は 課	（電話 ）

様式第 1 3 号（第 1 4 条関係）

保有個人情報利用停止請求書

令和 年 月 日

（宛先）高槻市長

〒

住所

氏名

請求者（ 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名 ）

電話

個人情報の保護に関する法律第 9 9 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の 開示を受けた日等	開示を受けた日 令和 年 月 日 開示決定通知書の文書番号及び日付 第 号 令和 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 ()
利用停止請求の 趣旨及び理由	<趣旨> ☐ 法第 9 8 条第 1 項第 1 号該当 ☐ 利用の停止 ☐ 消去 ☐ 法第 9 8 条第 1 項第 2 号該当 提供の停止 <理由>
請求者の区分	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
請求者本人確認書類	< 1 点目 > ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ その他 () < 2 点目（郵送による請求の場合のみ） > ※請求日前30日以内に作成されたもの、かつ、1 点目とは異なるものに限りです。 ☐ 住民票の写し（コピー不可） ☐ その他 ()
本人の状況等 （法定代理人又は任意 代理人による請求の場 合のみ記載してくださ い。）	<本人の状況> 本人の氏名 () 本人の住所 () ☐ 未成年者 (年 月 日生) ☐ 成年被後見人等 ☐ 任意代理人委任者 <代理権確認書類> 法定代理人 次のいずれかの書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他 () 任意代理人 委任状

様式第 1 4 号（第 1 5 条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

高槻市長

保有個人情報利用停止決定通知書

令和 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 1 0 1 条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止をすることに決定したので、通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称	
利用停止決定をする 内容及び理由	<利用停止の内容> <利用停止の理由>
担当する室又は課	(電話)

(教示) この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、高槻市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、高槻市を被告として（高槻市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この通知を受けた日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければなりません。

第 号
令和 年 月 日

様

高槻市長

保有個人情報利用不停止決定通知書

令和 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 101 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止をしないことに決定したので、通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報	
利用停止をしない こととした理由	
担当する室又は課	(電話)

(教示) この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、高槻市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、高槻市を被告として（高槻市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この通知を受けた日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければなりません。

様式第 16 号（第 16 条関係）

令和 年 月 日
第 号

様

高槻市長

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

令和 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、高槻市個人情報の保護に関する法律施行条例第 3 条において読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律第 102 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長したので、通知します。

利用停止請求に係る 保 有 個 人 情 報	
延 長 後 の 期 限	令和 年 月 日
延 長 の 理 由	
担当する室又は課	(電話)

様式第 17 号（第 17 条関係）

令和 年 月 日
第 号

様

高槻市長

保有個人情報利用停止決定等期限特例適用通知書

令和 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 103 条の規定を適用したので、通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報	
法第 103 条の規定（利用 停止決定等の期限の 特例）を適用する前の 利用停止決定等の期限	令和 年 月 日
法第 103 条の規定を 適用する理由	
利用停止決定等をする期限	令和 年 月 日
担当する室又は課	（電話 ）

様式第18号 (第18条関係)

保有個人情報提供申出書

令和 年 月 日

(宛先) 高槻市長

$$\frac{1}{T}$$

住所

氏名

申出者

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名 〕

電話

本人が個人情報の保護に関する法律第76条第1項の規定による保有個人情報の開示の請求をすることができないため、次のとおり保有個人情報の提供を申し出ます。

本人の氏名及び住所	<氏名> <住所>
本人が法第76条第1項の開示請求をすることができない理由 (具体的に記載してください。)	
提供を求める保有個人情報の内容	
求める提供の実施方法等	☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 ☐ 写しの郵送 ☐ その他()
本人との続柄	
備考	

※ 本人との続柄が確認できる住民票の写し、戸籍謄（抄）本等を添付してください

様式第 19 号（第 18 条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

高槻市長

保有個人情報提供回答書

令和 年 月 日付けで申出のあった保有個人情報については、次のとおり回答します。

提 供 区 分	☐ 全部提供 ☐ 部分提供 ☐ 不提供 ☐ 不存在 ☐ 存否応答拒否
申 出 に 係 る 保 有 個 人 情 報	
提 供 す る 保 有 個 人 情 報	
不提供・不存在の 理由（部分提供の 場合には、不提供 の部分を含む。）	
提供の実施方法等	<提供の実施方法> ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 ☐ 写しの郵送 <提供の期間及び場所> 期間 令和 年 月 日以降 場所
担当する室又は課	(電話)

高槻市保有個人情報等安全管理措置要綱（令和４年度高総法第８２４号）

高槻市特定個人情報管理要綱（平成２９年度高総法第３４５号）の全部を改正する。

目次

第１章 総則（第１条－第２条）

第２章 管理体制

第１節 組織的安全管理措置（第３条－第６条）

第２節 人的安全管理措置（第７条－第９条）

第３節 物理的安全管理措置（第１０条－第２０条）

第４節 技術的安全管理措置（第２１条）

第３章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等（第２２条－第２３条）

第４章 安全管理上の問題への対応（第２４条－第２６条）

第５章 監査等（第２７条－第２９条）

第６章 雑則（第３０条）

附則

第１章 総則

（趣旨）

第１条 この要綱は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「個人情報保護法」という。）第６６条に規定する保有個人情報の安全管理のために講ずる措置について定めるとともに、高槻市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針（平成２９年６月２３日策定）に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）第１２条に規定する個人番号の適切な管理のために必要な措置について定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱で使用する用語は、個人情報保護法及び番号法で使用する用語の例による。

第２章 管理体制

第１節 組織的安全管理措置

（総括保護管理者）

第３条 市に総括保護管理者を置き、総務部を所管する副市長をもって充てる。

２ 総括保護管理者は、保有個人情報及び個人番号（以下「保有個人情報等」という。）の管理に関する事務を総括する。

（保護管理者）

第４条 課（高槻市事務分掌規則（平成２４年高槻市規則第１５号）別表第１及び別表第２に規定する課並びに同規則第２条第５項に規定する室をいい、市長の事務部局以外の事

務部局にあつてはこれらに相当する組織をいう。以下同じ。)に保護管理者を置き、当該課の長をもって充てる。

2 保護管理者は、所管に係る保有個人情報等を取り扱う事務（以下「保有個人情報等取扱事務」という。）を管理する。

3 保護管理者は、番号法及び高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例（平成27年高槻市条例第52条）に基づき個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う職員（以下「特定個人情報等事務取扱者」という。）並びにその役割を指定する。

4 保護管理者は、特定個人情報等事務取扱者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定する。

5 保護管理者は、特定個人情報等について特定個人情報等事務取扱者が取扱規定等に違反している事実若しくは、漏えい、滅失若しくは毀損（以下「漏えい等」という。）事案の発生又はこれらの兆候を把握した場合における報告連絡体制及び対応体制を整備する。（監査責任者）

第5条 市に監査責任者を置き、総務部長をもって充てる。

2 監査責任者は、市における保有個人情報等の管理の状況（以下「保有個人情報等管理状況」という。）について監査する。

（その他の組織的安全管理措置）

第6条 保有個人情報等に係る漏えい等安全管理上の問題事案への対応及び監査については、第4章及び第5章の定めるところによる。

第2節 人的安全管理措置

（職員の責務）

第7条 職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び派遣労働者をいう。以下同じ。）は、個人情報保護法及び番号法の趣旨にのっとり、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者及び保護管理者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

（監督等）

第8条 総括保護管理者は、保護管理者が行う保有個人情報等取扱事務の管理について必要な監督、指導等を行う。

2 保護管理者は、保有個人情報等取扱事務に従事する職員（以下「保有個人情報等事務取扱者」という。）が行う保有個人情報等の取扱いについて必要な監督、指導等を行う。

（研修）

第9条 保護管理者は、保有個人情報等事務取扱者に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、保有個人情報等の保護意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修を行うものとする。

2 番号法研修（番号法第29条の2に規定する研修をいう。）は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するための研修計画（平成28年10月13日実施）の定めるところにより実施する。

第3節 物理的安全管理措置

(アクセス制限)

第10条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容（個人識別の容易性、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度等）に応じて、保有個人情報等にアクセスする権限を有する職員の範囲と権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限定するものとする。

2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報等にアクセスしてはならない。

3 職員は、保有個人情報等へのアクセス権限を有する場合であっても、目的達成に必要な最小限度の範囲でアクセスしなければならない。

(複製等の制限)

第11条 保護管理者は、職員が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に制限するものとする。

(1) 保有個人情報等の複製

(2) 保有個人情報等の送信

(3) 保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し

(4) その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為として保護管理者が定めるもの

(誤りの訂正等)

第12条 職員は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

(媒体の管理等)

第13条 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、当該媒体の耐火金庫への保管、保管場所への施錠等の保有個人情報等の漏えい等を防止するための措置を講ずるものとする。また、保有個人情報等が記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、原則として、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

(誤送付等の防止)

第14条 職員は、保有個人情報等を含む電磁的記録又は媒体の誤送信、誤送付、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務又は事業において取り扱う保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずるものとする。

(入退管理)

第15条 保護管理者は、保有個人情報等（情報システム等（高槻市情報セキュリティポリシー（平成15年3月13日施行。以下「情報セキュリティポリシー」という。）第二章2（15）に規定する情報システム等をいう。以下同じ。）で取り扱うものに限る。次条及

び次節において同じ。)を取り扱う基幹的なサーバー等で保護管理者が指定する機器を設置する室その他の区域(以下「情報システム室」という。)に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずるものとする。また、保有個人情報等を記録する媒体を保管するための施設(第3項において「保管施設」という。)を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室の出入口の限定による入退の管理の容易化、所在表示の抽象化等の情報システム室の安全を管理するための措置を講ずるものとする。

3 保護管理者は、情報システム室及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、身分証明書の提示を求めるとともに、立入りに係る認証機能を設定し、パスワード等の管理に関する定めを整備(その定期又は随時の見直しを含む。)及びパスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム室の管理)

第16条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室に制御機能、施錠装置、警報装置及び監視設備の整備等の措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバー等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずるものとする。

(保有個人情報等の取扱状況の記録)

第17条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備し、保有個人情報等の利用、保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

(取扱区域)

第18条 保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域(以下「取扱区域」という。)及び所管の特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域(以下「管理区域」という。)を指定し、物理的な安全管理措置を講ずるものとする。

2 前項の規定による指定は、特定個人情報等取扱区域・管理区域指定書(様式第1号)により行わなければならない。

(廃棄等)

第19条 職員は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体(端末機器及びサーバーに内蔵されているものを含む。)が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、復元又は判読が不可能な方法により保有個人情報等の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。特に、保有個人情報等の消去や保有個人情報等が記録されている媒体の廃棄の委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)をする場合には、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は消去及び廃棄を証明する書類(現場写真付き)を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。

(情報セキュリティポリシーによる物理的安全管理措置)

第20条 第10条から前条までに定めるもののほか、情報システム等に係る保有個人情報等の物理的安全管理措置については、情報セキュリティポリシーの定めるところによる。

第4節 技術的安全管理措置

第21条 アクセス制御、不正アクセス防止その他の保有個人情報等の技術的安全管理措置については、情報セキュリティポリシーの定めるところによる。

第3章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等

(保有個人情報等の提供)

第22条 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき保有個人情報を提供する場合、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態その他の当該各号に該当することを証する書面を提供する者から徴取するものとする。

2 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき保有個人情報を提供する場合、必要があると認めるときは、個人情報保護法第70条の規定に基づき、安全確保の措置を要求し、又は提供前若しくは随時に実地の調査等を行うことにより当該措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

(業務の委託等)

第23条 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずるものとする。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

- (1) 個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務
- (2) 再委託(再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。本号及び第6項において同じ。)の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
- (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
- (4) 個人情報の安全管理措置に関する事項
- (5) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (6) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- (7) 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- (8) 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項

2 個人番号利用事務等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託先において、番号法に基づき市が果たすべき措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらか

じめ確認するものとする。また、契約書等に、前項で定める事項のほか、次に掲げる事項を明記するものとする。

- (1) 事務所等内からの特定個人情報等の持出しの禁止に関する事項
 - (2) 特定個人情報等を取り扱う従事者の明確化及び従事者の監督・教育に関する事項
 - (3) 契約内容の遵守状況の報告に関する事項
 - (4) 必要に応じて実施可能とする委託先に対する実地の調査に関する事項
- 3 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。
- 4 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における責任者及び業務従事者の作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上原則として実地検査により確認を行うものとする。
- 5 前項に掲げるもののほか、個人番号利用事務等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託を受けた者において、市が果たすべき措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 6 委託先において、保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが第4項の措置を講ずるものとする。保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 7 前項に掲げるもののほか、保護管理者は、個人番号利用事務等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断するものとする。
- 8 保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等保有個人情報等の取扱いに関する事項を明記するものとする。
- 9 保有個人情報等を提供し、又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部若しくは一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずる。

第4章 安全管理上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第24条 保有個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合、特定個人情報等事務取扱者が番号法、本要綱等に違反している事実又は兆候を把握した場合等、安全管理の上で問題となる事案の発生又は発生のおそれを認識した場合は、その事案の発生等を認識した職員は、直ちに当該保有個人情報等を管理する保護管理者に報告するものとする。

- 2 保護管理者は、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるものとする。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等の端末ネットワーク遮断スクリプトの実行等によるネットワークからの遮断など、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行い、又は職員に行わせるものとする。
- 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告するものとする。
- 4 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を市長に速やかに報告するものとする。
- 5 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、同種の業務を実施している部局等に当該措置を共有するものとする。

(法に基づく報告及び通知)

第25条 漏えい等が生じた場合であって個人情報保護法第68条第1項及び番号法第29条の4第1項の規定による個人情報保護委員会への報告並びに個人情報保護法第68条第2項及び番号法第29条の4第2項の規定による本人への通知を要する場合には、前条で定める事項と並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、個人情報保護委員会による事案の把握等に協力する。

(公表等)

第26条 個人情報保護法第68条第1項及び番号法第29条の4第1項の規定による個人情報保護委員会への報告並びに個人情報保護法第68条第2項及び番号法第29条の4第2項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報等の本人への対応等の措置を講ずるものとする。公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会事務局に情報提供を行うものとする。また、手順書における情報セキュリティインシデントに該当する場合には、手順書を踏まえた対応を行うものとする。国民の不安を招きかねない事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会事務局へ情報提供を行うものとする。

第5章 監査等

(監査)

第27条 監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、毎年度、保有個人情報等の管理の状況に関する監査計画書(様式第2号)を策定するとともに、高槻市情報セキュリティ委員会設置要綱第1条に規定する高槻市情報セキュリティ委員会に当該監査計画書に基づく保有個人情報等取扱監査(以下「監査」という。)を行わせるものとする。

- 2 監査のうち、情報システム等に対する技術的安全管理措置に係る監査(以下「技術的監査」という。)については、情報セキュリティ監査(情報セキュリティポリシー第二章10

(1) アに規定する情報セキュリティ監査をいう。)の実施をもって完了したものとみなす。

3 監査責任者は、おおむね5年以内に全ての保有個人情報等を管理する所属に対する監査(技術的監査を除く。)を完了するものとする。

4 監査責任者は、監査の結果を最高情報セキュリティ責任者(情報セキュリティポリシー第二章3(1)ア(ウ)に規定する責任者をいう。)を経由して総括保護管理者に報告するものとする。この場合において、技術的監査の結果の報告は、情報セキュリティポリシー第二章10(1)ウに規定する報告をもって代えるものとする。

5 総括保護管理者は、特に必要があると認める場合は、保有個人情報等取扱状況について随時に監査を行うことができる。

(点検)

第28条 保護管理者は、各課における保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に、及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第29条 総括保護管理者は、第27条第4項前段の規定による報告その他の事情を踏まえ、保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価するとともに、必要があると認めるときは、市長に当該評価の内容を報告し、又は速やかに保有個人情報等の管理に関する是正措置を講じ、若しくは保護管理者に講じさせることができる。

2 市長は、前項の規定による報告その他の事情を踏まえ、必要があると認めるときは、この要綱の見直しその他必要な措置を講ずるものとする。

第6章 雑則

(委任)

第30条 この要綱に定めるもののほか、保有個人情報等の安全管理に関して必要な事項は、総括保護管理者が定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

2 この要綱の実施の際、現に改正前の高槻市特定個人情報管理要綱第10条第1項の規定により行われている指定及び同条第2項の規定により作成されている特定個人情報取扱区域・管理区域指定書については、それぞれ改正後の高槻市保有個人情報等安全管理措置要綱第18条第1項の規定により行われた指定及び同条第2項の規定により作成された特定個人情報取扱区域・管理区域指定書とみなす。

高槻市保有死者情報の開示に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の機関が保有する死者情報の開示に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 死者情報 死者に関する情報であつて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項各号のいずれかに該当するものをいう。
- (2) 保有死者情報 高槻市情報公開条例（平成15年高槻市条例第18号）第2条第2号に規定する公文書に記録されている死者情報をいう。
- (3) 市の機関 高槻市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高槻市条例第28号）第2条に規定する市の機関をいう。

(死者情報の取扱い)

第3条 市の機関は、遺族の権利利益を侵害しないよう慎重に配慮して死者情報を取り扱うものとする。

(開示申出をすることができる者及び情報)

第4条 次の各号に掲げる者は、市の機関に対し、当該市の機関の保有する当該各号に定める情報（保有死者情報に限る。）の開示の申出をすることができる。

- (1) 死者である被相続人から財産又は損害賠償請求権等を相続した者 当該財産又は損害賠償請求権等に関する情報
 - (2) 死者の情報が自身の近親者固有の慰謝料請求権その他の権利の情報にもなっている者 当該情報
 - (3) 未成年者の死者の法定代理人であつた者 当該死者に関する情報
 - (4) 死者の死亡の当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）、子、父母及び兄弟姉妹 当該死者の医療、看護、介護、事件、事故その他これらに類する情報
- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は前項に規定する者（以下「開示申出者本人」という。）の委任による代理人（以下「代理人」という。）は、同項の規定による申出をしようとする者に代わって当該申出をす

ることができる。

(開示申出の手続)

第5条 前条第1項又は第2項の規定による申出（以下「開示申出」という。

）は、保有死者情報開示申出書（様式第1号）を市の機関に提出してしなければならない。この場合において、開示申出をする者は、次に掲げる書類等を提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 開示申出者本人が当該開示申出に関し前条第1項各号に掲げる者であることを示す書類
- (2) 前条第2項の規定による申出にあっては、開示申出者本人の代理人であることを示す書類
- (3) 開示申出をする者に係る本人確認資料

2 市の機関は、前項の規定により提出された保有死者情報開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出をした者（以下「開示申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(開示の範囲)

第6条 市の機関は、開示申出があったときは、開示申出に係る保有死者情報に次に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示申出者に対し、当該保有死者情報を開示するものとする。

- (1) 開示申出関係者（開示申出に係る死者及び開示申出者（第4条第2項の規定により代理人が開示申出者本人に代わって開示申出をする場合にあっては、当該開示申出者本人）をいう。以下同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示申出関係者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示申出関係者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号（法第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）が含まれるもの又は開示申出関係者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示申出関係者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示申出関係者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（法第 78 条第 2 号ハに規定する公務員等をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (2) 法人等（法第 78 条第 1 項第 3 号に規定する法人等をいう。以下この号において同じ。）に関する情報又は開示申出関係者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 法第 2 条第 1 1 項に規定する行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (3) 市の機関並びに国の機関、法第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等、他の地方公共団体及び同条第 10 項に規定する地方独立行政法人（次号において「国の機関等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (4) 市の機関又は国の機関等が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国の機関等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市が経営する企業、法第2条第9項に規定する独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業又は同条第10項に規定する地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(5) 開示申出者に保有死者情報を開示することにより、開示申出に係る死者の尊厳を害するおそれがある情報

(部分開示)

第7条 市の機関は、開示申出に係る保有死者情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示申出者に対し、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。

2 開示申出に係る保有死者情報に前条第1号の情報（開示申出関係者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示申出関係者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示申出関係者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(保有死者情報の存否に関する情報)

第8条 開示申出に対し、当該開示申出に係る保有死者情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、市の機関は、当該保有死者情報の存否を明らかにしないで回答することができる。

(開示申出に対する措置)

第9条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示申出者に対し、保有死者情報開示申出回答書（様式第2号）により回答するものとする。

- (1) 開示申出に係る保有死者情報の全部又は一部を開示する場合
- (2) 開示申出に係る保有死者情報の全部を開示しない場合
- (3) 開示申出に係る保有死者情報を保有していない場合
- (4) 前条の規定により存否を明らかにしない場合

(開示申出に対する回答の期限)

第10条 前条の規定による回答は、開示申出があった日から15日以内にするものとする。ただし、第5条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示申出者に対し、遅滞なく、回答期間延長通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(開示申出に対する回答の期限の特例)

第11条 開示申出に係る保有死者情報が著しく大量である場合又は災害その他やむを得ない理由がある場合であって、前条第1項に規定する期間に同条第2項に規定する日数を加えた期間内にその全てについて開示申出に対する回答をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときには、同条の規定にかかわらず、市の機関は、開示申出に係る保有死者情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示申出に対する回答をし、残りの保有死者情報については相当の期間内に当該回答をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有死者情報について開示の回答をする期限

(開示の実施)

第12条 保有死者情報の開示は、法第87条第1項及び第88条の規定の例により行うものとする。

2 保有死者情報の開示は、高槻市情報公開条例第3条第3項の規定による情報の提供として行うものとする。

(委任)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、令和6年12月2日から実施する。

2 この要綱の実施の際、現に改正前の高槻市保有死者情報の開示に関する要綱の規定により提出されている申出書は、改正後の高槻市保有死者情報の開

示に関する要綱の規定により提出された申出書とみなす。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

保有死者情報開示申出書

令和 年 月 日

(宛先) 高槻市長

住所

氏名

申出者

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名 〕

電話

高槻市保有死者情報の開示に関する要綱第４条第１項又は第２項の規定により、次のとおり保有死者情報の開示を申し出ます。

求める開示の実施方法	☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 ☐ 写しの郵送 ☐ その他（ ）
申出に係る保有死者情報 （具体的に特定してください。）	
死者と開示申出者本人の関係書類	☐ 戸籍謄本 ☐ その他（ ）
申出者の区分	☐ 開示申出者本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
申出者本人確認書類	＜１点目＞ ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ その他（ ） ＜２点目（郵送による申出の場合のみ）＞ ※申出日前30日以内に作成されたもの、かつ、１点目とは異なるものに限りです。 ☐ 住民票の写し（コピー不可） ☐ その他（ ）
開示申出者本人の状況等 （法定代理人又は任意代理人による申出の場合のみ記載してください。）	＜開示申出者本人の状況＞ 開示申出者本人の氏名（ ） 開示申出者本人の住所（ ） ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人等 ☐ 任意代理人委任者 ＜代理権確認書類＞ 法定代理人：次のいずれかの書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ） 任意代理人：委任状

様式第 2 号（第 9 条関係）

高 第 号
令和 年 月 日

様

高槻市長

保有死者情報開示申出回答書

令和 年 月 日付けで開示申出のあった保有死者情報については、高槻市保有死者情報の開示に関する要綱第 9 条の規定により、次のとおり回答します。

開 示 区 分	☐ 全部開示 ☐ 部分開示 ☐ 不開示 ☐ 不存在 ☐ 存否応答拒否
開 示 申 出 の 内 容	
開 示 す る 保 有 死 者 情 報	
不開示・不存在・ 存否応答拒否の理 由（部分開示の場 合には、不開示の 部分を含む。）	
開示の実施方法等	<開示の実施方法> ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 ☐ 写しの郵送 <開示の期間及び場所> 期間：令和 年 月 日以降 場所：
担当する室又は課	（電話 ）

様式第3号（第10条関係）

高 第 号
令和 年 月 日

様

高槻市長

回 答 期 間 延 長 通 知 書

令和 年 月 日付けで開示申出のあった保有死者情報については、高槻市保有死者情報の開示に関する要綱第10条の規定により、次のとおり回答の期限を延長することとしましたので通知します。

開 示 申 出 の 内 容	
延 長 後 の 期 限	令和 年 月 日
延 長 の 理 由	
担当する室又は課	(電話)

令和３年度答申第４号

令和４年２月２８日

高槻市長 濱田 剛史 様

高槻市個人情報保護運営審議会

会 長 片 桐 直 人

答 申 書

令和３年１２月３日付け高総法第７７６号で諮問のあった事項について、別紙のとおり答申する。

1 諮問の経緯

本市では、昭和62年4月1日の高槻市個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）の施行後、公正な市政と個人の尊厳を確保し、市民の基本的人権の擁護に資するよう、各実施機関において個人情報の適正な収集等が行われてきた。

他方、国においては、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立及び個人情報保護制度の国際的な調和を図るため、個人情報の保護に関する法律が改正されることとなり、令和3年5月19日に公布された。改正後の同法（以下「改正法」という。）では、個人情報の定義や、個人情報の収集・利用・提供に係る制限規定が統一化されるなど、民間事業者、国の行政機関、地方公共団体等において異なっていた制度体系が抜本的に見直されており、このうち地方公共団体に直接関係する改正部分については、令和5年4月に施行される見通しとなっている。

改正法の施行後は、全国共通のルールの下、国のガイドライン等に基づく制度運営を行うこととなるところ、一部の事項については、地域の実情に応じて地方公共団体の条例で定めることができることとされたため、今般、本市の個人情報保護制度の在り方について、個人情報保護条例第23条の2第1項の規定により、高槻市個人情報保護運営審議会（以下「当審議会」という。）に諮問されたものである。

2 審議内容

(1) 条例要配慮個人情報を条例で定める必要性（諮問事項1）

改正法は、「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、犯罪により害を被った事実、障がいの有無、健診結果、診療内容、刑事事件の手續に関する情報等」を「要配慮個人情報」と位置付け、民間部門においてはこれらの要配慮個人情報について「本人同意のない収集の禁止」や「本人の事前同意を必要としない第三者提供の例外（オプトアウト）からの除外」といった取扱上の制限規定を設けている。他方で、実施機関を含む行政部門に関しては、個人情報の類型（属性）にかかわらず、目的達成に必要な範囲を超える収集・利用・提供を制限すべきとの観点から、要配慮個人情報に特化した制限規定は設けられていない。

その上で、改正法第60条第5項には、地方公共団体は本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等を「条例要配慮個人情報」として条例に定めることができる旨が定められているところ、その取扱いに関して国は「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン案（行政機関等編）」において「地方公

共団体が固有のルールを付加することは許容されない」旨の見解を示している。

実施機関においては、DVや虐待に関する情報等、条例要配慮個人情報に該当し得る個人情報を収集・保有するケースが想定されるが、条例要配慮個人情報に係る制限規定を設けることができない点を考慮すれば、現時点において、条例要配慮個人情報を定める必要性は認められない。

(2) 法定の個人情報ファイル簿とは別の帳簿の作成・公表を条例で定める必要性（諮問事項２）

改正法第75条第5項においては、「条例で定めることにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することも可能である」旨が定められている。

この点、実施機関においては、既に個人情報ファイル簿と性質が近い「個人情報ファイル届出書」を作成しており、個人情報ファイル簿であれば比較的円滑に整備できると見込まれることや、自己情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求（以下「開示等請求」という。）を容易にするという観点からは、法定の個人情報ファイル簿の公表で足りていると考えられることから、現時点において、個人情報ファイル簿とは別の帳簿を新たに作成し、公表しなければならないことを条例で定める必要性は認められない。

(3) 死者の個人情報に係る開示等請求の取扱い（諮問事項３）

国においては、開示等請求の対象となる「保有個人情報」に死者情報は含まれていない。しかし、「死者の個人情報はその遺族の情報として保護すれば足りる」との考えから、死者情報がその遺族の情報として整理できる場合には、当該遺族からの開示等請求を受け付けることとされており、実質的に本市と同様の対応となっている。そして、改正法の解釈・運用においても同様の考え方が踏襲されていることから、運用上の対応として、次の場合には死者情報に対する開示等請求を引き続き認めることが望ましい。

ア 開示等請求者の個人情報でもある情報

死者名義の個人情報であっても、開示等請求者の個人情報でもある次の情報については、当然に開示等請求が認められる。

(ア) 死者である被相続人から相続した財産に関する情報

(イ) 死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報

(ウ) 死者の情報が、開示等請求者自身の権利（近親者固有の慰謝料請求権など）の情報にもなっている場合における当該死者の情報

イ 開示等請求者が死者と特に密接な関係にあり、開示等請求者の個人情報とみなす情報

開示等請求者の個人情報ではないが、死者と特に密接な関係にあったことから、当該死者の個人情報を開示等請求者の個人情報とみなすことのできる情報があると考えられ、次のような場合においては、開示等請求者の個人情報とみなして開示等請求を認める。ただし、開示等により、死者の権利利益が侵害されるときは、これを認めない。

(ア) 未成年の死者に関する情報について、その法定代理人であった者が請求するとき。

(イ) 死者の医療、看護、介護、事件・事故その他これに類する情報について、その父母、兄弟姉妹、配偶者及び子が開示等請求をするとき。

(4) 高槻市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）における公開情報及び非公開情報との調整の必要性（諮問事項４）

改正法第７８条第２項により読み替えて適用する同条第１項本文においては、条例で情報公開制度における公開情報あるいは非公開情報との整合性を図ることができる旨が定められている。これを踏まえ、改正法と情報公開条例の規定を比較検討した結果、両者の規定内容には異なる部分が認められたが、以下の理由により当該部分について条例で定める必要性は認められない。

ア 開示請求者以外の個人情報（第三者情報）

改正法第７８条第１項第２号ただし書ハでは、不開示とする「第三者情報」から、公務員等の職及び職務遂行情報が除かれているが、情報公開条例第６条第１項第１号ただし書ウにおいては、これらの情報に加え「公務員等の氏名」が除かれており、情報公開条例の方が「公務員等の氏名」の分だけ公開範囲が広い。

しかし、当該「公務員等の氏名」については、改正法第７８条第１項第２号ただし書イに定める情報として開示されることとなるため、結果として両制度間に齟齬^{そご}は生じない。

イ 法令秘情報

情報公開条例第６条第１項第６号で非公開とされている「法令秘情報」については、改正法においてこれに相当する規定がないため、改正法の方が法令秘情報の分だけ開示範囲が広い。

しかし、法令の規定により本人への開示が禁じられている情報は、そもそも想定し難く、現に開示請求に対して、実施機関が個人情報保護条例第１３条第３項第１号（法令秘情報）に該当することを理由に非開示と

した実績はない。

(5) 「存否応答拒否処分」に係る附属機関への報告（諮問事項 5）

現行の個人情報保護条例第 13 条第 6 項では、実施機関は存否応答拒否処分をした場合には、速やかに、その旨を当審議会に報告しなければならない旨が規定されているが、改正法にはこれに相当する規定がない。しかし、存否応答拒否処分は、本人による開示請求権の行使に対して事実上、実施機関が一切の対応を拒否するものであることから、その適用に当たっては特に慎重な検討が求められ、このことは改正法に基づき当該処分を行う場合であっても同様である。

そして、当該処分の安易な適用を抑止し、個人情報保護制度の適正な運営を確保するためには、存否応答拒否処分を行った場合に附属機関への報告を必須とすることは有効な措置になると言える。

したがって、現行と同様に、存否応答拒否処分に係る附属機関への報告義務を条例で定めておくことが望ましい。

(6) 開示等請求に係る決定期限（諮問事項 6・8）

改正法においては、開示請求に係る当初の決定期限及び開示等請求に係る決定期間延長後の期限までの日数がそれぞれ条例よりも増えている。

しかし、実施機関によれば、過去の運用実績において期限までに処理ができなかった事例はないとのことであり、また、決定期限の短縮を許容するとの国の見解を踏まえ、一部の近隣自治体では従来の期限（改正法よりも短い期限）のまま運用できるよう、期限の短縮を条例化することが積極的に検討されているとのことである。

以上を踏まえれば、過去の運用状況に鑑みると、開示等請求に係る決定期限等の日数の増加は実務上の必要性に欠けると言え、また、そのような中で改正法の規定どおりに運用することは、本市における個人情報保護制度の後退となることから、現行と同様の日数とする旨を条例に定めることが望ましい。

(7) 手数料（諮問事項 7）

改正法の施行に伴い、写しの交付に要する費用は、従来の「実費」から「実費の範囲内の手数料」に変更されるところ、複合機賃借料の単価変動、情報公開制度や行政不服審査制度における写しの交付に要する費用との均衡のほか、請求者にとっての利用のしやすさを考慮し、モノクロコピー及びカラーコピーに係る手数料額は、現行の実費相当額と同額とすることが

望ましい。

なお、光ディスクその他の電磁的記録媒体による写しの交付については、交付方法そのものが情報化の進展状況に左右されるものであるから、具体的な交付方法及びその手数料額は、現行と同様に条例の施行規則で定めるのが妥当である。

(8) 審査請求等があった場合における諮問機関（諮問事項 9・11）

改正法の施行に伴い、これまで当審議会が担任してきた事項のうち、本人外収集、目的外利用、外部提供、電算処理等に関する審議については廃止され、今後は、諮問頻度の低い「特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項」及び「個人情報保護制度の運営に関する重要事項」に限定される見込みである。そのため、当審議会が単独の附属機関として存続する場合、担任する事務量が少ないためにその必要性が問われることとなる。

この点、実施機関からは、当審議会の担任事務と高槻市個人情報保護審査会、高槻市情報公開審査会及び高槻市行政不服審査会の担任事務を合わせて所掌する新たな附属機関を設置する案が提示されているところ、各制度の関連性、担任事務の性質、運営方法の効率性等を踏まえると、一定の合理性が認められる。

ただし、新たな附属機関の設置に当たっては、委員の事務負担の軽減、適正な委員報酬の在り方、市民等の声を十分に反映した制度運営等について検討を行い、円滑な移行と安定的な運営が可能となるよう努められたい。

(9) 行政機関等匿名加工情報に係る手数料（諮問事項 10）

現在、実施機関においては、行政機関等匿名加工情報に係る提案募集は行われておらず、改正法の施行後においても、経過措置期間中はこれを行わないこととしている。

したがって、行政機関等匿名加工情報の利活用に係る具体的な事務手続が生じることのない現段階において、行政機関等匿名加工情報の加工に係る手数料額を条例で定める必要性は認められない。

3 審議結果

以上のことから、当審議会は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて承認する。

4 結び

改正法の施行に伴い、本市を含む全国の地方公共団体においては、それぞれ独自に運用されてきた個人情報保護制度が一つの区切りを迎えることとなる。

個人情報保護制度は、多くの地方公共団体が国に先行して条例を整備し、発展させてきた点で、地方自治の象徴的存在である。反面、個人情報の定義が全国的に統一されておらず、同一の情報であってもその取扱いルールが地方公共団体ごとに異なっているなどの課題があることも否定できない。グローバル化やデジタル社会の著しい進展に伴い、個人情報の「保護」及び「利活用」の両面においてそれらの課題が顕在化してきたものと解され、それゆえに、今回の法改正では、国、地方公共団体等が共通理解の下に個人情報を取り扱うことを定めることとなったものである。

改正法の施行後は、これまで当審議会が担任してきた事務の多くが廃止され、実施機関における個人情報保護の実務が変容することとなる。しかし、個人情報の収集、利用、提供、保管及び廃棄の各段階において適切に保護措置を講じることなど、個人情報保護に関する取組の本質は何ら変わるものではない。実施機関においては、これまでの当審議会の審議において出された意見を踏まえるとともに、今後は必要に応じて国の個人情報保護委員会に対して改正法の解釈・運用に係る助言を求めるなど、市民等の個人情報を厳格に取り扱うための最大限の努力を行い、本市における個人情報保護制度が引き続き円滑かつ適正に運営されることを期待する。